

(助) 長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書 21

上信越自動車道

埋蔵文化財発掘調査報告書

23

―更埴市内― その二―

# 長野県屋代遺跡群出土木簡

一九九六

日本道路公団東京第二建設局  
長野県教育委員会  
(助) 長野県埋蔵文化財センター

## 『長野県屋代遺跡群出土木簡』正誤表

頁	段-行	誤	正
iii	下段-6	八〇	八二
iv	上段-10		(追加) 土器の器種分類は平成十 年度刊行予定の『古代編』を参照
10	下段-14	(12)	(11)
19	上段-19	曲物槽	曲物・槽
36	下段-22	須恵期	須恵器
48	-15	調整法不明	ハギトリ
48	-16	表カットグラス	表部分的にカットグラス
60	-17	乎宍奈	乎宍奈
112	-10	南南南南 □ □ 北	南南南南 □ □ 北
125	下段-12	こと	うえ
209	38	駒寮	駒寮
221		主な遺跡	主な遺構

# 『長野県屋代遺跡群出土木簡』

A4判・二四〇頁  
縦組み・付図五枚

## ◆本書の内容

日本初の国符木簡、地方遺跡最古の年紀をもつ「乙丑年」(665年)木簡、信濃団(軍団)の存在を示す木簡など、大きな話題を呼んだ更埴市屋代遺跡群出土の木簡の正式報告書。  
第一章では屋代遺跡群⑥区の調査経過。第二章では木簡の層位的出土状況および廃棄パターンの特徴を解説。第三章は木簡一二六本の赤外写真と釈文を見開きで配置。第四章は木簡の製作技法と使用が終了した後の廃棄方法について新視点を提示。第五章はそれらの成果を踏まえて信濃の古代史像に大胆に迫る。その内容は初期国府・郡家に代表される経済活動、そして軍事・宗教と多岐にわたり、古代史研究全体に一石を投じている。

## ◆目次

### 第一章 遺跡の概観

#### 第一節 遺跡の概観

#### 第二節 調査・整理の概要

#### 第三節 ⑥区の地形と基本層序

### 第二章 木簡出土の遺構と伴出遺物

#### 第一節 木簡出土の遺構と伴出遺物の概略

#### 第二節 各水田対応層出土土器

#### 第三節 第五水田対応層検出遺構と出土遺物

#### 第四節 第四水田対応層検出遺構と出土遺物

#### 第五節 第三水田対応層検出遺構と出土遺物

#### 第六節 第二水田対応層検出遺構と出土遺物

#### 第七節 小結

### 第三章 木簡の釈文と解説

#### 第一節 第五水田対応層出土木簡

#### 第二節 第四水田対応層出土木簡

#### 第三節 第三水田対応層出土木簡

#### 第四節 第二水田対応層出土木簡

### 第四章 屋代遺跡群出土木簡の製作技法と廃棄方法

#### 第一節 木簡の形態と製作技法

#### 第二節 木簡の転用・廃棄方法

#### 第三節 木簡の製作と転用・廃棄からの展望

### 第五章 考察

#### 第一節 木簡の全体的特徴

#### 第二節 屋代木簡の时期的特徴 屋代木簡の内容別特徴

#### 第三節 主な木簡の検討

#### 干支年木簡 国符木簡 郡符木簡 軍団関係木簡 出挙関係木簡 九九算木簡

#### 木簡をめぐる諸問題

#### 木簡にみえる行政地名 木簡にみえるウジ名と部

#### 「布手」「郡作人」「稲取人」

#### 木簡の字体・異筆 信濃国における官衙問題

### 第四節 まとめ

#### 各時期の特色と意義および課題 信濃団の存在と科(信)野評 木簡からみた

#### 遺跡の性格

### 第六章 結語

## ◆購入申し込みについて

「申込先」〒386 長野県上田市下塩尻九三六一三

(財)長野県埋蔵文化財センター上田調査事務所 図書資料普及会

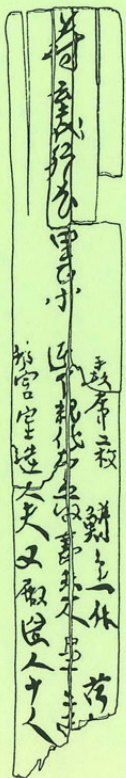
☎ 026812619394 (FAX) 026812619194

\*電話・はがき・FAX等でお申し込み下さい。

「頒 価」一部 三五〇円(送料別)

送料は、一部五〇〇円、二部六〇〇円、三部以上実費となります。

「送 金」現品到着後、同封の払い込み用紙を使用し、郵便振替でご送金ください。



平成8年8月27日

各位 殿

(財)長野県埋蔵文化財センター

報告書の送付について

当センターの業務につきまして、平素より御高配いただき厚く御礼申し上げます。  
さて、今回下記報告書等を刊行いたしましたのでお送りいたします。御高覧御活用いただければ幸いに存じます。

記

上信越自動車道埋蔵文化財報告書	7	-	大星山古墳群・北平1号墳
〃	23	-	更埴市屋代遺跡群出土木簡
長野県埋蔵文化財センター年報	12		
長野県埋蔵文化財センター紀要	4		

長野県埋蔵文化財センター研究論集「長野県の考古学」

(財) 長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書 21

上信越自動車道

埋蔵文化財発掘調査報告書

23

―更埴市内 その二―

# 長野県屋代遺跡群出土木簡

一九九六

日本道路公団東京第二建設局  
長野県教育委員会  
(財)長野県埋蔵文化財センター



四六



二〇



三三



四四



一五



一



屋代遺跡群⑥区 第四水田対応面全景  
(後方、森の手前が雨宮廃寺跡)



木簡集中出土地点調査風景  
(手前 第四水田対応溝 SD 7035 SD 7036 などの掘り下げ状況)  
(奥 第三水田面および SD 8028 完掘状況)



屋代遺跡群・更埴条里遺跡全景(昭和22年撮影国土地理院)



森將軍塚古墳より屋代遺跡群方面を望む



# 序

佐久平から長野盆地を通り上越へと北進する上信越自動車道のうち、有明山トンネルをぬけ、長野自動車道と合流するまでの更埴市内約二キロメートルの区間の調査は平成三年度から六年度の四年間行われました。

このあたりは古くから更埴条里遺跡の調査が行われ、学会から注目されておりましたが、(財)長野県埋蔵文化財センターの発掘調査によって、千曲川右岸の自然堤防上に立地する縄文時代から中世にかけての集落と、集落に隣接する古代の水田の状況が次第に明らかになってきました。

特に平成六年度の調査では、この集落の北端にあたる、千曲川の支流によって形成された湿地から約四万点を越す木製品が出土しました。その中から地方遺跡最古の年紀をもつ木簡や国内初の国符木簡を筆頭に、長野県の古代史上例を見ない多くの木簡が発見されました。

主要な木簡については解読後、報道機関への発表や遺物展示会を通じて公表してきましたが、その後も古代史の研究者との連携をとりながら慎重に整理、解読を進めてまいりました。今回の報告書ではこれらの木簡のうち主要な一二六点について、発掘調査および遺物観察を通じての木簡の考古学的な検討と、木簡の文字内容の検討から、古代信濃における地方行政のありかた、人々の暮らしぶり、交流の様相、物資の流通などを幅広く考察しております。木簡は多彩な内容を持ち、信濃にとどまらず古代地方史を研究する上でも貴重な資料となることと確信しております。

最後になりましたが、発掘調査から整理作業、本報告書刊行に至るまで深い御理解と御協力をいただいた日本道路公団東京第二建設局、同上田工事事務所、長野県土木部高速道局、更埴市、同教育委員会、ちくま農業協同組合、地区対策委員会、地権者会等の関係諸機関、発掘調査や整理作業に従事された多くの方々、木簡の解読を中心的に進めていただいた平川南先生をはじめとした木簡検討委員会の先生方、直接御指導を賜った長野県教育委員会文化課、幾多の難問を克服して調査を完了し、調査終了後一年という短期間に本書の刊行を推進した(財)長野県埋蔵文化財センター職員に対して、心から敬意と感謝を表する次第であります。

平成八年三月三十一日

財団法人 長野県埋蔵文化財センター

理事長 佐藤善處



## 例言

- 一 本書は上信越自動車道建設工事にかかわる、更埴市内の調査のうち、更埴市内その二である。
- 二 本書は平成六年度の屋代遺跡群の発掘調査で出土した木簡を中心にした調査報告書である。すでにこれらの一部については次のものに発表したことがある。本報告書と釈文・解説が異なるものがあるが、今後は本報告書によらねたい。
  - 『長野県埋蔵文化財ニュース』No.40 一九九四 (財)長野県埋蔵文化財センター
  - 『屋代遺跡群出土の木簡』(特別公開説明資料) 一九九五 (財)長野県埋蔵文化財センター・長野県立歴史館
  - 『屋代遺跡群出土木簡について』一九九四、一九九五 記者発表資料 屋代遺跡群木簡検討委員会
  - 『屋代遺跡群出土の木簡について』一九九五 水沢教子『文化財信濃』第22巻第2号
- 三 『長野県屋代遺跡群と出土木簡』一九九五 木簡学会発表資料 (財)長野県埋蔵文化財センター、屋代遺跡群木簡検討委員会  
本書に掲載されている遺構、遺物の詳細な解説は平成十年度刊行予定の『更埴条里遺跡・屋代遺跡群 古代編』を参照されたい。
- 四 木簡の釈文・解説に関しては、国立歴史民俗博物館の平川南教授を中心とした木簡検討委員会を設置し、平成六年度に三回、七年度に六回に及ぶ検討を依頼した。木簡検討委員会の構成は以下のとおりである。(以下敬称略)
  - 国立歴史民俗博物館教授 平川 南
  - 東京大学史料編纂所助手 山口英男
  - 東京大学大学院助手 鐘江宏之
  - 長野県立歴史館専門主事 福島正樹
  - 長野県立歴史館専門主事 傳田伊史なお、釈文の検討に際しては東京大学助教授 佐藤信、奈良国立文化財研究所主任研究官 寺崎保広の指導を頂いた。また、(財)長野県埋蔵文化財センターより小林秀夫、白田武正、百瀬長秀、寺内隆夫、宮島義和、水沢教子が検討に参加した。
- 五 第三章の釈文と解説は木簡検討委員会の協議により執筆した。第五

章、索引は平川南を中心に木簡検討委員会が執筆した。  
上記以外の本書の執筆分担は以下のとおりである。

- 六 第一章、第六章 寺内隆夫  
第二章第二節 鳥羽英継 第二節以外の第二章 寺内隆夫・宮島義和  
上記以外 第四章、英文要約、水沢教子  
なお、八〇号木簡の文字の実測は鐘江、それ以外を寺内が行い、その他の掲載図の実測、トレースはそれぞれの項目の執筆担当者が中心になって行った。英文要約はジョーン・ピジョーが補作した。
- 七 本書の編集、校正の実務は水沢教子が行い、白田武正、寺内隆夫がこれを補佐し、全体を小林秀夫が校閲した。
- 八 木簡の観察は浜松ホトニクス株式会社 赤外線テレビカメラを用いて行い、赤外線写真は宮島義和、西嶋力が、外形写真は田村彬が撮影した。
- 九 木簡の解説および本書作成にあたり、次の諸氏および関連の機関より御教示、御協力を頂いた。(五十音順・敬称略)  
奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター考古計画研究室長 金子裕之、向日市教育委員会主査 清水みき、コーネル大学副教授 ジョーン・ピジョー、早稲田大学教授 新川登龍男、國學院大学教授 鈴木靖民、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団主任調査研究員 高島英之、奈良国立文化財研究所史料調査室長 館野和己、長野市立博物館学芸員 原田和彦、東京都立大学助教授 山田昌久、向日市埋蔵文化財センター長 山中章、東京大学教授 義江彰夫、伊豆長岡町教育委員会、樞原考古学研究所、同附属博物館、更埴市教育委員会、奈良国立文化財研究所、藤枝市郷土博物館、浜松市博物館、饒吉川弘文館  
また、一九九五年十二月に開催された第一七回木簡学会で発表した際、多くの方々から貴重な御意見を賜った。記して感謝申し上げたい。  
長野県立歴史館には施設、設備の利用について御配慮いただいた。  
一〇 掲載木簡のうち四二点の樹種についてはパリーノ・サーヴェイ株式会社に鑑定を依頼した。  
一一 木簡番号、遺構番号は各章の挿図および文中で共通する。  
一二 註および参考文献は各章末に、第五章の一部は項末にまとめている。  
一三 本書に掲載した木簡および土器は(財)長野県埋蔵文化財センターが保管しているが、木簡は本書刊行後、長野県立歴史館へ移管する。  
一四

## 凡例

- 一 本書に掲載した木簡は、屋代遺跡群の発掘調査で出土した木簡のうち、調査中に認定したものと、平成六、七年度の整理作業で赤外線照射によって発見したものである。なお、墨痕のみのものは除外している。板状品への赤外線照射は現在も続行中であり、もし今後抽出されるものがあれば、『更埴条里遺跡・屋代遺跡群 古代編』に掲載していく予定である。
- 二 第二章掲載の土器の実測図の断面は、土師器が白抜き、須恵器が黒塗り  
で区別してある。法量については口径は外端部から外端部まで、杯Bの底  
径も外端部から外端部までを計測した。
- 三 第三章は木簡の積文、解説と木簡のほぼ原寸大の赤外線写真から成る。  
なお木簡の法量が規定の枠を越えるものについては原寸のほぼ二分の一  
の写真を掲載し、原寸大の赤外線写真を付図として添付した。木簡の外  
形写真は巻末に約二分の一で大で掲載した。
- 四 木簡の配列は、まず遺構の新旧と層位によって古いものから順に並べ  
た。遺構の番号については調査期間が異なったため、同一溝、流路に複数  
の番号（七千番台と八千番台）がついている場合がある。同一溝、流路に  
ついては図92 屋代遺跡群出土木簡一覧表および本文中に記してある。さ  
らにその中を木簡の内容分類によって、文書、付札、その他の順に配列し  
た。木簡番号は積文上に記した。
- 五 木簡の内容分類は『平城京木簡一 解説』（一九九五 奈良国立文化財  
研究所）の凡例にならない、文書（文書、記録）、付札、その他（習書、記  
載内容の不明のものなど）とし、その順で配列した。
- 六 積文に用いた符号は次のとおりである。  
「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す。（端  
とは木目方向の上下両端をいう。）  
○ 孔のあることを示す。  
□□ 欠損文字のうち字数が確認できるもの。  
□□□ 欠損文字のうち字数が推定できるもの。  
□□□□ 欠損文字のうち字数が数えられないもの。  
□□□□□ 記載内容からみて、上または下に一字以上の文字を推定できるも  
の。但し削屑については煩雑になるので、この記号は省略した。  
『』 異筆、追筆。

### 合点。

- 一 木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。
- 二 校訂に関する註で、原則として積文の右傍に付し、本文に置き換  
えるべき文字を含む場合。  
右以外の校訂註、および説明註。
- 三 文字に疑問はないが、意味の通じ難いもの。  
マ マ 積文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、科（科）、ア（部）、  
マ（部）、團（団）、用（開）、寸（村）、藁（藁）、邊（辺）については  
もとの字体のままに翻字した。（）内は現行常用字体。
- 四 解説の前半に木簡の技法を記した。上下端部、表面の順に、製作時の  
成形技法、調整方法、廃棄時の切断方法について観察した。本文中「二  
次的に」と言う表現は木簡としての機能が終了した後を示す。側面は、  
多くの場合刃物をしっかり入れて調整しているため、特別の場合のみ記  
した。なお技法の名称は「考古資料としての古代木簡」『木簡研究』一  
四（山中章一九九二）に依拠する。
- 五 積文の下隅には法量、型式、木取り、樹種、出土遺構、出土層位を記  
した。（）内には出土遺構、出土層位と同一と認定した遺構および層  
位を記した。Gは同一遺構、同一層位から出土した木簡のグループを示  
す。
- 六 1 法量 長さ×幅×厚さをミリメートル単位で示し、小数点以下は四捨五入した。  
欠損しているものは現存部分の法量を（）付きで示した。  
2 型式 木簡学会の型式を斜体で、屋代遺跡群の出土木簡に対して独自の  
基準で設定した型式を（）付きで示す。なお、削屑、明確な転  
用品は木簡学会の型式のみ記した。
- 七 1 木簡学会の型式  
011 型式 短冊形。  
015 型式 短冊形で側面に孔を穿ったもの。  
019 型式 一端が方頭で他端は折損、腐蝕で原形が失われたもの。  
021 型式 小形矩形のもの。  
022 型式 小形矩形の材の一端を圭頭状にしたもの。  
031 型式 長方形の材の両端の左右に切り込みを入れたもの。方頭、圭

頭など種々の作り方がある。

032 型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れたもの。

033 型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を尖らせたもの。

039 型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

051 型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

059 型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

061 型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

065 型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

081 型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

091 型式 削屑。

## (2) 屋代遺跡群の型式

型式を以下のような諸要素を示す組み合わせとして設定した。

### A 形態

#### a 製作時の形態

##### (上下端部平面形)

[1] 直頭形 上、下端を直線的に成形、調整したもの。

[2] 複数稜形 調整を複数回行うことによって稜がついたもの。

[3] 圭頭形 端部を山形に成形、調整したもの。

[4] 斜行形 端部を斜めに成形、調整したもの。

[5] 剣先形 主に下端を鋭角に尖らせたもの。

##### (上下端部断面形)

[ア] 端部を斜めに面取りしているもの。

[イ] 端部を表裏から面取りして山形に作り出しているもの。

##### (側面の切り込みの有無)

[0] 側面に切り込みが認められないもの。

[6] 側面に「<」形状もしくは「└」形状もしくは「┘」形状の切り込みが施されるもの。

b 転用もしくは廃棄時の形態



転用もしくは廃棄時に上下端部に刃物を入れることによって形成された平面形態を記号で示した。

##### (上下端部平面形)

[A] 上、下端が直線的に切断されたもの。

[B] 上、下端が斜めに切断されたもの。

[Z] 刃物を入れない折損もしくは腐蝕しているもの。

##### (側面形)

[f] 二次的な切断、力による割き、もしくは切損、腐蝕によって片側面が残存していないもの。

[F] 二次的な切断、力による割き、もしくは切損、腐蝕によって両側面が残存していないもの。

### B 技法

#### a 技法の名称

木簡の成形、調整および転用、廃棄時に用いられる技法は以下のとおりである。

キリ 刃物を木目に直交もしくは斜行方向に入れて、切断する方法。

キリ・オリ 切り目を入れて折り取る方法 (切り目のみを入れて、後に自然に割れたものも含まれる)。

ケズリ 表面を薄く削ぎおとす方法。

サキ 木目と同一方向に刃物を移動させ、厚い材から薄い材を削ぎ落としたり、幅の広い材を狭くしたりする方法。

#### b 部位と名称

##### (上下端部平面の廃棄、転用技法)

[A] 上、下端に直線的なキリが行われたもの。

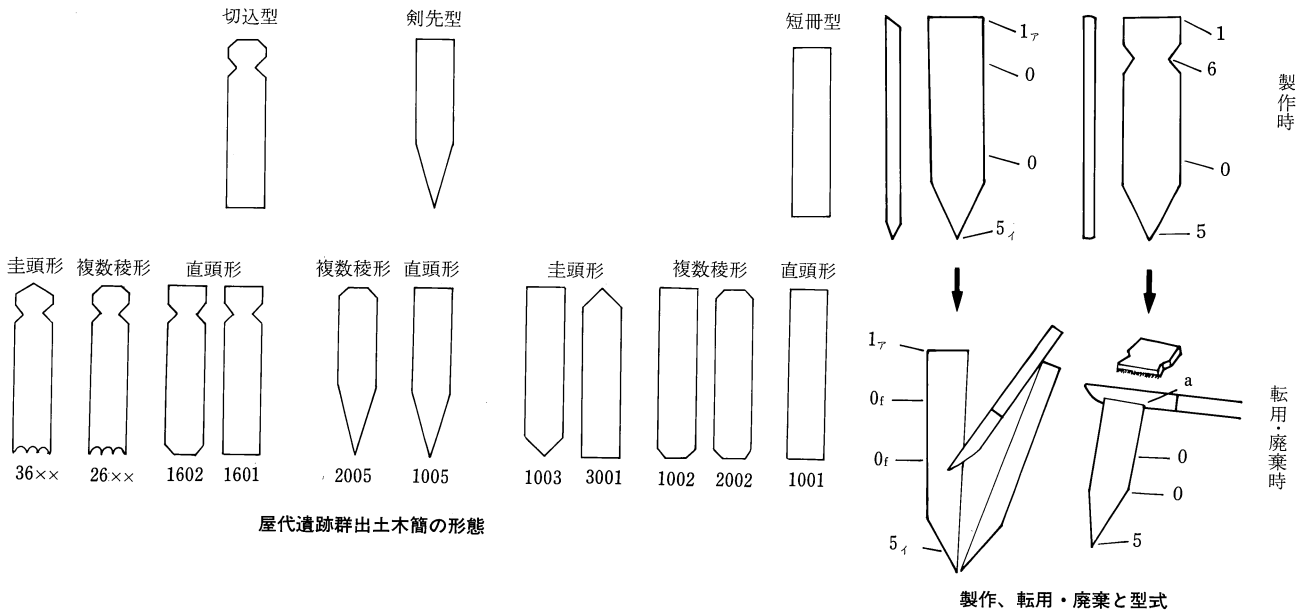
[a] 上、下端に直線的なキリ・オリが行われたもの。

[B] 上、下端に斜めのキリが行われたもの。

[b] 上、下端に斜めのキリ・オリが行われたもの。

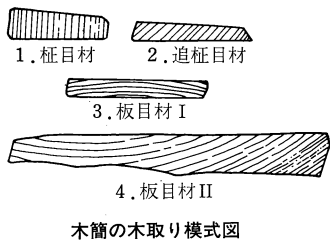
##### (表面の調整、転用、廃棄技法)

カットグラス ケズリ痕跡が五センチ以下のカットグラス状態ケズリ。



屋代遺跡群出土木簡の形態

製作、転用・廃棄と型式



木簡の木取り模式図

一 本文中で「屋代遺跡群出土木簡」を「屋代木簡」に省略することもあ  
る。また文中に引用する際は、××号と表記する。

面が平滑であるためキリ・オリ、キリ、サキの際、刃物を入れたと推  
測される部分を示す。

刃物をいれずに力で割いたと推測される部分を示す。

一〇 第四章の木簡の実測図は、形態・技法の検討上必要なもののみ掲載し  
た。実測図は積文との関連を考慮して右を表として配置し、製作技法を  
見るために墨書の有無に関わらず裏面も掲げた。縮尺は二分の一に統一  
してある。実測図に用いた符号は以下のとおりである。

○ 刀子によるケズリ痕の切り合いを示す。「。」の方が後から行ったケ  
ズリ。

4 木取り 柱目材を柱、追柱目材を追とし、板目材については『出土木簡  
の樹種と木取り』Ⅰ、Ⅱ（布留遺跡天理教発掘調査団 一九八  
一）を参照し、板目材Ⅰを板Ⅰ、板目材Ⅱを板Ⅱとして記載し  
た。

3 樹種 肉眼観察により樹種をあらかじめ分類し、その中の四二点の木簡  
の切片をとり、顕微鏡により鑑定した結果を示した。

調整法不明 調整は認められるが、ケズリの痕跡が明瞭でない  
もの。  
無調整のもの。  
ハギトリ ケズリ痕跡が一〇センチ程度までのハギトリ状ケズ  
リ。

# 本文目次

## 巻頭図版

### 序

### 例言

### 凡例

## 第一章 遺跡の概観

### 第一節 遺跡の概観

#### 一 屋代遺跡群⑥区の位置

#### 二 周辺の環境

### 第二節 調査・整理の概要

#### 一 調査の経過

#### 二 ⑥区調査方法の成果と問題点

#### 三 『長野県屋代遺跡群出土木簡』刊行までの経過

## 第三章 ⑥区の地形と基本層序

### 一 ⑥区周辺の微地形と遺構

### 二 ⑥区基本層序

## 第二章 木簡出土の遺構と伴出遺物

### 第一節 木簡出土の遺構と伴出遺物の概略

### 第二節 各水田対応層出土土器

#### 一 第五水田対応層出土土器

#### 二 第四水田対応層出土土器

#### 三 第三水田対応層出土土器

#### 四 第二水田対応層出土土器

#### 五 年代比定について

### 第三節 第五水田対応層検出遺構と出土遺物

#### 一 第五水田対応層検出遺構

#### 二 第五水田対応層出土遺物

#### 三 第五水田対応層における木簡出土状況

### 第四節 第四水田対応層検出遺構と出土遺物

#### 一 第四水田対応層検出遺構

#### 二 第四水田対応層出土遺物

#### 三 第四水田対応層における木簡出土状況

### 第五節 第三水田対応層検出遺構と出土遺物

#### 一 第三水田対応層検出遺構

#### 二 第三水田対応層出土遺物

#### 三 第三水田対応層における木簡出土状況

### 第六節 第二水田対応層検出遺構と出土遺物

#### 一 第二水田対応層検出遺構

#### 二 第二水田対応層出土遺物

#### 三 第二水田対応層における木簡出土状況

### 第七節 小結

#### 一 層位区分と木簡の新旧関係

#### 二 木簡廃棄時の形態及び廃棄状況の分類

#### 三 木簡廃棄パターンの変遷

#### （一）第五水田期

#### （二）第四水田期

#### （三）第三水田期

#### （四）第二水田期

#### 四 まとめ

## 第三章 木簡の釈文と解説

### 第一節 第五水田対応層出土木簡

### 第二節 第四水田対応層出土木簡

### 第三節 第三水田対応層出土木簡

### 第四節 第二水田対応層出土木簡

第四章 屋代遺跡群出土木簡の製作技法と廃棄方法

第一節 木簡の形態と製作技法

- 一 屋代遺跡群出土木簡の形態と製作技法
- (一) 木簡の形態分類
- (二) 成形、調整技法の種類
- 二 第五水田対応層出土木簡の様相
- 三 第四水田対応層出土木簡の様相
- 四 第三水田対応層出土木簡の様相
- (一) 短冊型
- (二) 短冊型もしくは剣先型
- (三) 剣先型
- (四) 切込型
- 五 第二水田対応層出土木簡の様相
- 六 小結
- (一) 木簡廃棄グループの変遷と木簡の種類
- (二) 屋代遺跡群出土木簡の形態の特色

第二節 木簡の転用・廃棄方法

- 一 木簡の転用方法
- (一) 第五水田対応層出土木簡の様相
- (二) 第四水田対応層出土木簡の様相
- (三) 第三水田対応層出土木簡の様相
- 二 木簡の廃棄方法
- (一) 郡符木簡の廃棄方法
- (二) 国符木簡の廃棄方法
- (三) その他の木簡の廃棄方法
- 三 小結

第三節 木簡の製作と転用・廃棄からの展望

第五章 考察

第一節 木簡の全体的特徴

152 152

一 屋代木簡の时期的特徴

- (一) 年紀記載からみた木簡群の時期
- (二) 記載内容からみた木簡群の時期
- (三) 木簡の記載内容と出土層位との対応
- 二 屋代木簡の内容別特徴
- (一) 文書木簡
- (二) 付札
- (三) 習書
- (四) 祭祀関係木簡
- (五) その他

第二節 主な木簡の検討

- 一 千支年木簡
- 二 国符木簡
- 三 郡符木簡
- 四 軍団関係木簡
- 五 出挙関係木簡
- 六 九九算木簡

第三節 木簡をめぐる諸問題

- 一 木簡にみえる行政地名
- (一) 国名
- (二) 郡名
- (三) 郷(里)名
- (四) 郡郷里制下の里名
- 二 木簡にみえるウジ名と部
- 三 「布手」「郡作人」「稻取人」
- (一) 布手
- (二) 郡作人
- (三) 稻取人
- 四 木簡の字体・異筆
- 五 信濃国における官衙問題
- (一) 研究史の整理

187 187 187 186 186 184 184 178 178 175 175 174 174 174 172 171 166 164 161 159 159 158 158 158 157 155 155 153 152 152 152



(二) 屋代木簡と官衙問題 ..... 192

第四節 まとめ

一 各時期の特色と意義および課題 ..... 195

(一) 七世紀後半～八世紀初頭の木簡 ..... 195

(二) 郡里制下の木簡 ..... 196

(三) 郡郷里制下の木簡 ..... 197

二 信濃団の存在と科(信)野評 ..... 198

三 木簡からみた遺跡の性格 ..... 199

(一) 木簡の廃棄からみた遺跡の性格 ..... 199

(二) 祭祀の場と郡家中心施設の想定 ..... 201

第六章 結 語 ..... 203

参考資料 ..... 206

索引 ..... 219

英文要約 ..... 220

# 挿図目次

図一	屋代遺跡群周辺の地形、および七世紀後半～八世紀前半の遺跡	1
図二	千曲川の断面図	2
図三	ボーリング調査	3
図四	排水用井戸の掘削	3
図五	並行して行われる縄文面の調査	4
図六	⑥区(8mグリッド)配点図	5
図七	赤外線による積文の検討	6
図八	木簡展示会	6
図九	屋代遺跡群の位置	6
図一〇	南北中央ベルトセクション	7
図一一	屋代遺跡群⑥区柱状図	7
図一二	柱状図・断面図作成地点	8
図一三	第五水田対応層出土土器(一)	13
図一四	第五水田対応層出土土器(二)	14
図一五	第四水田対応層出土土器	15
図一六	第三水田対応層出土土器	16
図一七	第三水田・第二水田対応層出土土器	17
図一八	第五水田対応層木簡分布図	18
図一九	湧水坑内出土土器の磨耗状況	19
図二〇	SD7045    SD8032内湧水坑出土状況	19
図二一	第四水田および対応層検出遺構	21
図二二	第四水田対応層木簡分布図	21
図二三	SD7030・7035断面図	22
図二四	SD7035断面	22
図二五	SD7047木組施設出土状況	23
図二六	一三号「戊戌年」木簡出土状況	23
図二七	一五号「国符」木簡出土状況	23
図二八	二六号転用木簡(琴形木製品)出土状況	24
図二九	SD8032 15層上面 三〇、三二号木簡出土状況図	24

図三〇	SD7039 四四号木簡出土状況図	25
図三一	第三水田および対応層検出遺構	26
図三二	第三水田対応層木簡分布図	26
図三三	SD7030内湧水坑遺物出土状況	29
図三四	四六号「乙丑年」木簡出土状況	29
図三五	SD7031 橋脚出土状況	30
図三六	一一四号「郡符」木簡出土状況	30
図三七	第二水田対応層検出遺構	31
図三八	出土層位から見た木簡新旧関係表	33
図三九	木簡の形態	123
図四〇	第五水田対応層出土木簡(一)	124
図四一	第五水田対応層出土木簡(二)	125
図四二	第四水田対応層出土木簡(一)	126
図四三	第四水田対応層出土木簡(二)	127
図四四	第四水田対応層出土木簡(三)	128
図四五	第四水田対応層出土木簡(四)	129
図四六	第四水田対応層出土木簡(五)	130
図四七	端部が圭頭形の木簡の圭頭部	130
図四八	第三水田対応層出土木簡(一)	132
図四九	第三水田対応層出土木簡(二)	133
図五〇	第三水田対応層出土木簡(三)	134
図五一	第三水田対応層出土木簡(四)	135
図五二	第三水田対応層出土木簡(五)	136
図五三	第三水田対応層出土木簡(六)	138
図五四	第三水田対応層出土木簡(七)	139
図五五	第三水田対応層出土木簡(八)	140
図五六	第二水田対応層出土木簡	141
図五七	木簡の形態変遷	142
図五八	第三水田対応層出土付札の形態	143
図五九	木簡の法量(一)・(二)	144
図六〇	六〇号木簡の二次的な改変	147
図六一	郡符木簡の廃棄行程	148

## 図版目次

図六二	国符木簡の廃棄行程	149	図版一	一、二号木簡	39
図六三	木簡の廃棄行為	149	図版二	三、四号木簡	41
図六四	屋代遺跡群木簡内容別一覧	156	図版三	五、六、七、八号木簡	43
図六五	荷札木簡の記載内容一覧	157	図版四	九、一〇号木簡	45
図六六	一三号木簡「戊戌年」部分写真	159	図版五	一一号木簡	47
図六七	関連する木簡の出土層位	160	図版六	一二、一三号木簡	49
図六八	四六号木簡実測図	161	図版七	一四、一五、一六号木簡	51
図六九	一五号木簡実測図	162	図版八	一七、一八、一九号木簡	53
図七〇	伊勢国略図	163	図版九	二〇、二一、二二、二三号木簡	55
図七一	一一四号木簡実測図	164	図版一〇	二四、二五、二六、二七号木簡	57
図七二	郡符木簡一覧	166	図版一一	二八、二九、三〇、三一号木簡	59
図七三	六〇号木簡「信濃團」部分写真	167	図版一二	三一、三三、三四、三五号木簡	61
図七四	軍団名一覧	168	図版一三	三六、三七、三八、三九号木簡	63
図七五	長屋王家七六号木簡	169	図版一四	四〇、四一、四二、四三号木簡	65
図七六	茨城県鹿の子C遺跡一七四号漆紙文書	172	図版一五	四四、四五号木簡	67
図七七	八一号木簡実測図と釈文	173	図版一六	四六、四七、四八号木簡	69
図七八	『和名類聚抄』の信濃国郡郷	176	図版一七	四九、五〇、五一号木簡	71
図七九	ウツ・部の分布	180	図版一八	五二、五三、五四号木簡	73
図八〇	科野の御名代の伴と部	182	図版一九	五五、五六、五七、五八号木簡	75
図八一	科野の品部	183	図版二〇	五九A・五九B号木簡	77
図八二	科野の部曲	183	図版二一	六〇、六一、六二号木簡	79
図八三	科野のクニの氏族	183	図版二二	六三、六四、六五、六六号木簡	81
図八四	木簡の字体・異筆(一)	188	図版二三	六七、六八、六九、七〇号木簡	83
図八五	木簡の字体・異筆(二)	189	図版二四	七一、七二、七三号木簡	85
図八六	「高井郡」付札・「播信郡」「讚信郡」付札	198			
図八七	木簡の作成・宛所・廃棄	199			
図八八	古代の信濃国	206			
図八九	北信濃の郷比定地	206			
図九〇	信濃国古代郡郷の分布推定図	207			
図九一	屋代遺跡群出土木簡関連年表	208			
図九二	屋代遺跡群出土木簡一覧表	210			
			巻頭図版三	屋代遺跡群・更埴条里遺跡全景、森將軍塚古墳より屋代遺跡群方面を望む	
			巻頭図版二	屋代遺跡群⑥区 第四水田対応面全景 木簡集中出土地点調査風景	

図版二五	七四、七五、七六号木簡	87
図版二六	七七、七八、七九、八〇号木簡	89
図版二七	八一、八二号木簡	91
図版二八	八三、八四、八五、八六号木簡	93
図版二九	八七、八八号木簡	95
図版三〇	八九、九〇、九一、九二号木簡	97
図版三一	九三、九四、九五号木簡	99
図版三二	九六、九七、九八、九九号木簡	101
図版三三	一〇〇、一〇一号木簡	103
図版三四	一〇二、一〇三、一〇四号木簡	105
図版三五	一〇五、一〇六、一〇七、一〇八号木簡	107
図版三六	一〇九、一一〇、一一一、一二二号木簡	109
図版三七	一一三、一一四号木簡	111
図版三八	一一五、一一六号木簡	113
図版三九	一一七、一一八号木簡	115
図版四〇	一一九、一二〇、一二二号木簡	117
図版四一	一二二、一二三、一二四号木簡	119
図版四二	一二五、一二六号木簡	121
図版四三	木簡外形写真(一)	212
図版四四	木簡外形写真(二)	213
図版四五	木簡外形写真(三)	214
図版四六	木簡外形写真(四)	215
図版四七	木簡外形写真(五)	216
図版四八	木簡外形写真(六)	217
図版四九	木簡外形写真(七)	218

## 付図目次

付図一	一、一五、二六、三三、五一号木簡
付図二	五九A・五九B、六二号木簡
付図三	七一、八一、八七号木簡
付図四	八八、一一四、一二五号木簡
付図五	一〇、一三号木簡

# 長野県屋代遺跡群出土木簡



# 第一章 遺跡の概観

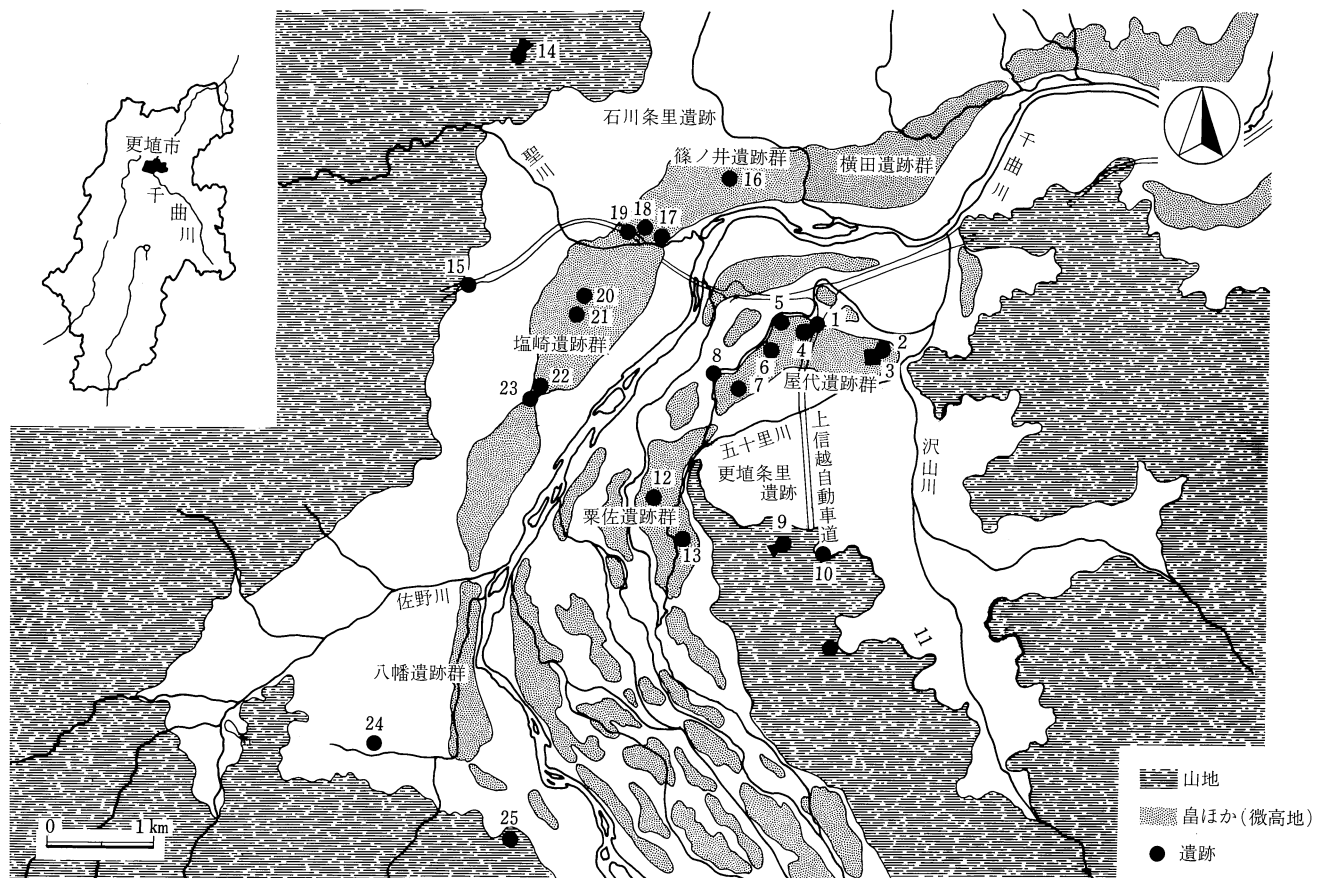
## 第一節 遺跡の概観

### 一 屋代遺跡群⑥区の位置(図1)

長野県更埴市屋代から雨宮地籍に広がる千曲川右岸の自然堤防上には、縄文時代以降の遺跡が間断なく発見されている。これらの遺跡は現時点ではその境界が確定できておらず、屋代遺跡群と総称している。便宜的に設定された屋代遺跡群の境界は北側を千曲川の氾濫源とし、南側は五十里川によって形成された微凹地までとなっている。便宜的にこの微凹地以南を更埴条里遺跡として、実際の条里水田そのものは大きく屋代遺跡群側にも広がっている。また、西側は一重山と微凹地を境に粟佐遺跡群と分離し、東側は沢山川の微凹地を境としている。

上信越自動車道はこの地区を南北に縦断する形で計画され、そのほぼ全域が発掘調査の対象地となった。木簡が出土した屋代遺跡群⑥区は、縄文時代を通して形成された微高地(自然堤防)の最北端から千曲川の旧河道へ地形が変換する地点にあっている。

国土座標では、第Ⅷ系XⅡ 60,700メートルからXⅡ 60,780メートル、YⅡ 31,800メートルからYⅡ 31,900メートル付近。北緯三六度三三分、東経一三八度八分付近に位置する。



1. 屋代遺跡群⑥区 2. 大宮遺跡 3. 雨宮廃寺跡 4. 大境遺跡 5. 城之内遺跡 6. 松ヶ崎遺跡 7. 馬口遺跡 8. 地之日・一丁田遺跡  
9. 森將軍塚古墳 10. 大穴遺跡(古墳) 11. 清水製鉄址遺跡(古墳) 12. 五輪堂遺跡 13. 小島遺跡 14. 川柳將軍塚古墳 15. 鶴前遺跡  
16. 篠ノ井遺跡群新幹線地点 17. 大規模自転車道地点 18. 市道山崎・唐猫線地点 19. 高速道地点 20. 殿屋敷遺跡  
21. 塩崎小学校遺跡 22. 松節遺跡 23. 市道253号線地点 24. 杜宮司遺跡 25. 上ノ田遺跡

図1 屋代遺跡群周辺の地形、および7世紀後半～8世紀前半の遺跡(9. 14を除く)

## 二 周辺の環境 (図1)

南佐久郡川上村に端を発した千曲川は、急流となって北西方向に流れ下ってくる。その後、善光寺平の入り口にあたる更埴市八幡付近に至ると大きく北東方向に屈曲する。この付近から流れは緩やかとなり(図2)、所々に淀みを持つ中流域になる。このことにより、両岸には自然堤防が形成される。また、屋代遺跡群周辺では砂礫に変わって細砂やシルトが堆積し、水田耕作に適した環境が形成される。

屋代遺跡群・更埴条里遺跡の周辺は、一重山によって千曲川の流れが遮られ、氾濫の直撃を受けることなく安定した地区となっている。その反面、屋代遺跡群⑤区から更埴条里遺跡全域にわたって五十里川以外に千曲川の分流がなく、南側の山地の水量が少ないことや、降水量が少ないこととともに水不足の一因になっている。屋代遺跡群・更埴条里遺跡地区の開発には、水路の掘削・管理が重要な問題となっていたのである。

弥生時代にはこうした自然条件を活用・克服し、自然堤防上(屋代遺跡群)に集落を作り、後背湿地(更埴条里遺跡)に水路を伴う水田を開発し始

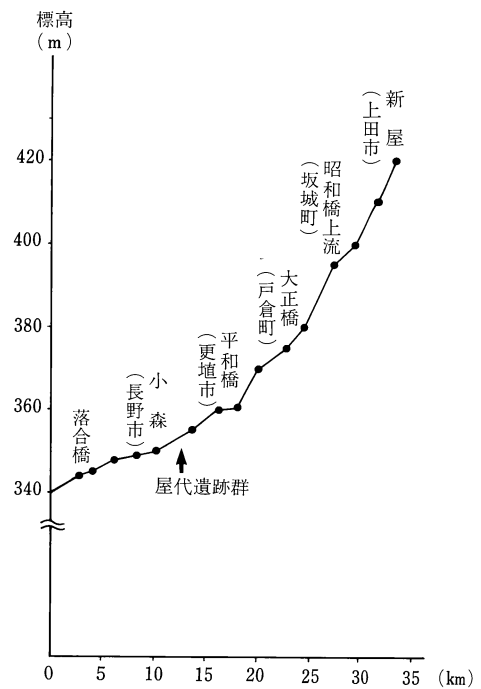


図2 千曲川の断面図 (『更埴市史』一部改変)

める。古墳時代前期以降、森將軍塚古墳をはじめ大規模な前方後円墳が周辺山地の尾根上に築造される。このことは更埴条里遺跡の生産力を背景とした一大勢力がこの地に生まれたことを示している。

屋代遺跡群で出土した木簡を伴う遺構の時期は、主に七世紀後半から八世紀前半である。その時期の周辺遺跡を示したのが図1である。山地緩斜面を除くと、千曲川両岸の自然堤防上に集落が展開している。この時期の水田跡については屋代遺跡群⑥区など一部でしか見つかっていない。また、千曲川右岸が埴科郡、左岸が更級郡に比定されている。現段階では、九世紀代に比べ遺構の広がりや薄く、屋代遺跡群の所在する埴科郡については官衙関連施設と思われる遺構は明確になっていない。ただし、雨宮廃寺から出土していた瓦の年代を、八世紀前半より以前にさかのぼらせる可能性(坂井 一九九八)が示唆されており注目される。

八世紀末から、屋代遺跡群では広範囲に集落が広がる様子がうかがえ、九世紀後半には条里区画が完成する。八六六年(貞観八年)に定額寺になった屋代寺の遺構と考えられる雨宮廃寺跡(長野県教育委員会ほか 一九六六)が発掘されており、有力者層の存在は推測できるが、この時期についても官衙関連施設は不明確である。

以上、屋代遺跡群周辺では千曲川の流れが緩やかになり、水田可耕地が広がる。こうした条件を利用して弥生時代には水田開発がはじまる。古墳時代前期には有力豪族の存在する地域となり、古代においても雨宮廃寺跡や条里水田の存在から有力者の存在が推定できる。しかし、現段階では、七世紀後半から八世紀前半に比定できる遺跡の調査が少なく、「国符」・「郡符」木簡から推定される官衙関連施設は明確になっていない。

## 第二節 調査・整理の概要

### 一 調査の経過

屋代遺跡群全般の経過については『更埴条里遺跡・屋代遺跡群 総論編』にゆずり、ここでは木簡の出土した⑥区東西流路・湧水溝を中心に行う。

**調査前の状況** ⑥区では南寄りに一層ほどの崖が見られ、その北側は微凹地となっている。調査前までこの微凹地は水田として利用されており、千曲川の旧河道と予測されていた。微凹地の調査では更埴市教育委員会の詳細分布調査（一九八八）で、地表下一層ほどで水田跡が確認されており、大境遺跡では平安時代の水田跡が見つかった（一九八八）。これらの状況から、平安時代の水田跡と河川跡の調査が中心になると予想された。

**縄文時代中期の包含層の確認** 一九九三年度、隣接する⑤区の調査において、地表下四〜六層の間で縄文時代の集落跡が確認された。そのため、⑥区においても旧河川に削られずに縄文時代の包含層が残存している可能性が高まった。

**ボーリング調査（図3）** 一九九三年九月二十九日、河川堆積物の状況と縄文時代の包含層が河川によって削平されているか否かを確認するため、ボーリング調査を実施した。⑥区中央付近では、地表下七層に至っても縄文時代の包含層が確認されなかったため調査を終了した。全て河川堆積物と考えられたが、木片は少なく泥炭層や粘土質層が見られなかったため、木製品の残存は少ないと判断した。

**試掘トレンチ調査** 一九九三年十二月二十日、旧河川がどの範囲まで縄文包含層を削っているかを確認するため、南北方向にトレンチを設定し、IV a層に対応する層の傾斜を確認した。出水のため下層の確認は断念した。

ただし、IV a層中から杭列が検出され、平安時代の水田よりも下に遺構の存在することが明らかになった。また、縄文包含層の残存は⑥区中央以南であることが判明した。

**本調査開始** 一九九四年四月五日、本調査を開始した。大量の出水が見込まれたため、止水用矢板の打設のほか、水抜き用の井戸を四ヶ所に設置した（図4）。三〇〇〇平方メートルの調査区であったが、残件や土運搬路の確保のため地区を分割せざるを得なかった。そのため、同一の溝・流路に複数の番号がつく結果となった。五月十六日には平安水田面（IV a層上面）の下層から木製品が確認された。

**木簡の出土** 一九九四年六月八日、九世紀前半のSD7028から「物部」木簡（二一九号）が出土。十七日には、下層のSD7031から郡符木簡（二一四号）が出土した。木製祭祀具も多量に出土し始め、予想をはるかに上回る遺物の内容から、調査の進行が大幅に遅れ始めた。

**縄文時代包含層の並行調査** 一九九四年八月四日、調査期間との兼ね合いから、木製品の多量に出土する古代の溝と並行して、調査途中の溝を切り崩す形で縄文時代の包含層の調査を開始した（図5）。



図3 ボーリング調査（⑥区中央付近）



図4 排水用井戸の掘削





図5 並行して行われる縄文面の調査

調査研究員の増員、応援 一九九四年九月十九日、当初の調査期間を延長できないことから、調査研究員・作業員の増員で調査を進めることとなった。長野調査事務所内からの増員のほか、九月二十日からは文化課、十二月六日から県立歴史館の応援を受けた。

調査終了 一九九四年十二月二十八日、安全確保の面から下層遺構の調査を断念し、調査を終了した。

## 二 ⑥区調査方法の成果と問題点

予備調査 ⑥区が千曲川の河道跡であろうとの予想は井関弘太郎の研究（長野県教育委員会ほか 一九六八）によって指摘されていた。また、その埋没過程にあつて平安時代の水田が存在するという点については、更埴市教育委員会の調査によって明らかになっていた。この時点では、水田から下層は千曲川の堆積物（無遺物）層のみであろうと予測し、調査の主眼は旧千曲川に削られずに残った縄文時代の集落調査にあつた。

ボーリング調査は、主目的であつた縄文時代の包含層（黒色化したシルト層）と河川堆積物を見分けるには有効であつた。しかし、河川堆積物の木製遺物を推定するには無理があつた。また、先行トレンチでは一部杭列らしき木製品が確認できたが、出水との関係で深い層の判断に利用することができなかった。しかし、当センターでは松原遺跡、榎田遺跡などで集落跡の河川跡の調査を行っており、設定された調査期間が限られていたとしても、木製品が多量に出土した場合を想定した対策が立てきれなかつた点は、今後課題を残した。

低地調査への準備 止水用の矢板の打設とともに、強制排水用の井戸を掘削し常時排水を行った。これによって遺構面を適度に湿った状態で保つことが可能となり、調査の進行を助けることとなった。

本調査 調査法は当センターの方針と手順に則っている（図6）。ただし、

調査期間がかなり限定されていたため、重機の多用を余儀なくされた。また、写真のための精査時間を削らざるを得ず、その時間を図化にあてた。図化にあたっては、航空測量・ステレオカメラによる図化（新日本航業株式会社委託）を多用した。

遺構の判断にかける時間も少なかったため、写真や図面では表現しきれない調査過程や重要な線引きにあたっては、8ミリビデオを常備し、その場で収録し再確認ができるようにした。土層の注記や野帳に記載すべき点についても、8ミリビデオで映像を写しながら口頭で記載事項を同時録音する方法をとった。これは、時間の節約となると同時に、実際には調査が進んでしまった場面についても室内で反復して確認することができ、調査方針の見直しなどに有効であった。

木簡の出土する流路や湧水溝の調査にあたっては、極力細別層位をおさえ、出土位置を図化することとした。それは、奈良時代の層に達した時点で、堆積物の観察から東西流路が流れの遅い湿地状であることがわかったことによる。湿地であったために、木製祭祀具がブロックをなして出土するなど、遺物が廃棄された時点からあまり流されていないことが判明した。さらに、こうした遺物包含層を洪水砂が幾度もパックしており、層位区分が明確にできた。また、自然堤防に近い湧水溝は絶えず場所を変えて掘り直されており、同じ場所を掘り返す場合に比べ遺物の混在が少なく判断できた。さらに、東西流路は自然流路であり、溝底をさらって清掃するような形跡が見られず、攪乱が少ないと判断した。

通常、流路の層位は遺物の分析には不向きと見られていたが、前述の状況から細別層位と出土位置をおさえることによって、木簡や木製祭祀具の廃棄パターンや遺構との関係を捉えることができた。

安全面の確保と調査期間の制約によって、古墳時代の河床の確認、縄文時代前期以前の遺構面を調査することができなかった。この点は、今後の

課題として残った。

### 三 『長野県屋代遺跡群出土木簡』刊行までの経過

木簡の整理 一九九四年六月「物部」「郡符」木簡の出土以降、多量の文字資料の発見が予想されたため、県立歴史館福島正樹氏の助言を得、国立歴史民俗博物館平川南氏に指導を受けることとなった。その中で、傷みやすい木製品である上に、文字が消滅する危険性が高いことを考慮し、他の

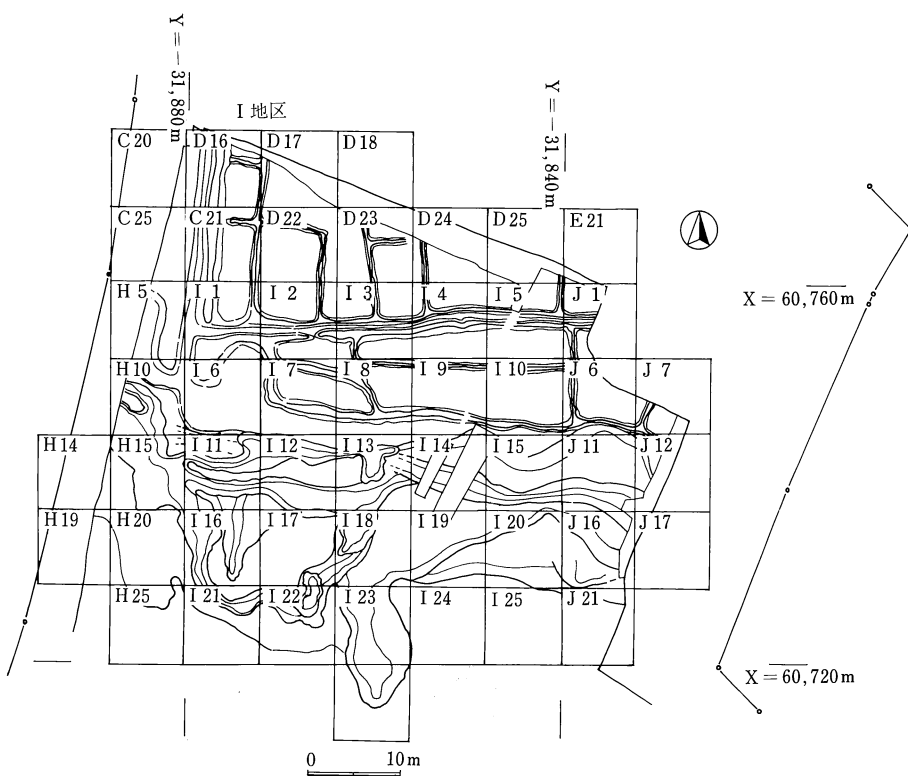


図6 ⑥区(8mグリッド)配点図



図7 赤外線による釈文の検討



図8 木簡展示会

報告に先立って『木簡編』を刊行する必要性が示唆された。

一九九五年度からは、上田調査事務所に整理場所を移動し本格的な整理作業に入った。既出の木簡は、○・三セプトのほう酸ほう砂溶液を満たしたタッパーに入れ、「木簡整理室」に設置された二台の冷蔵庫に仮収納した。その一方で、五月十六日に赤外線装置一式を導入し、担当調査研究員（水沢）が板状木製品のの一つ一つに赤外線を照射し、墨痕の探索にとめた。その時点で「墨痕あり」と判断した木製品は、定期的に木簡検討委員会で検討していただき、木簡を確定していった。

十月末で木簡抽出を一時中断し、木簡の接合、報告書作成のための属性抽出、実測、赤外線写真撮影、外形写真撮影、樹種同定に入った。この時点で、赤外線照射を終了した板状木製品は全体の約八割にあたる。

**釈文の検討**（図7） 釈文の検討・確定は、木簡検討委員会を設置（例言参照）して行なった。一九九四年十月二十五日、十一月二十四・二十五日。一九九五年三月二十三日。四月十二日。五月十九・二十二日。八月二十六・二十七日。十月二十九・三十一日。一九九六年一月二十・二十二日。二月六日。計九回、延べ十八日間行った。



1.大宮遺跡 2.雨宮廃寺跡 3.大境遺跡 4.城ノ内遺跡 5.松ヶ崎遺跡 6・7.馬口遺跡

図9 屋代遺跡群の位置（『更埴市条里遺構の研究』付図に加筆）

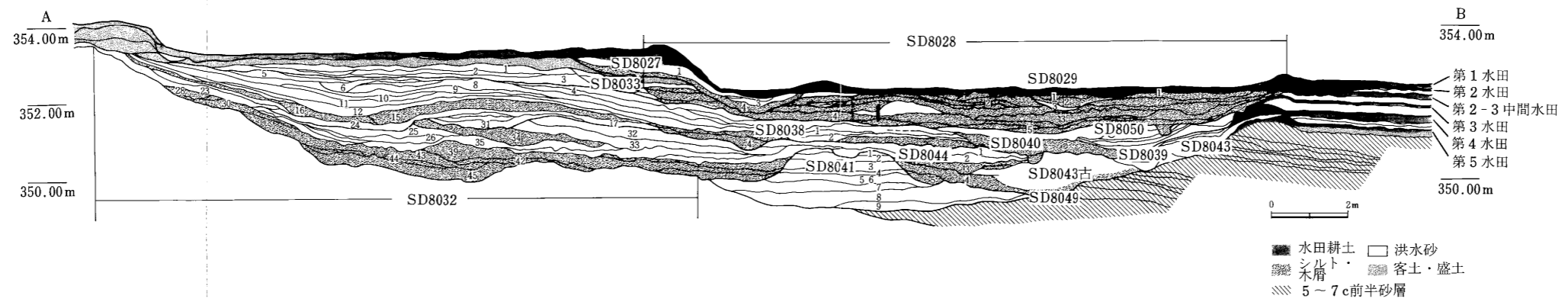


図10 南北中央ベルトセクション

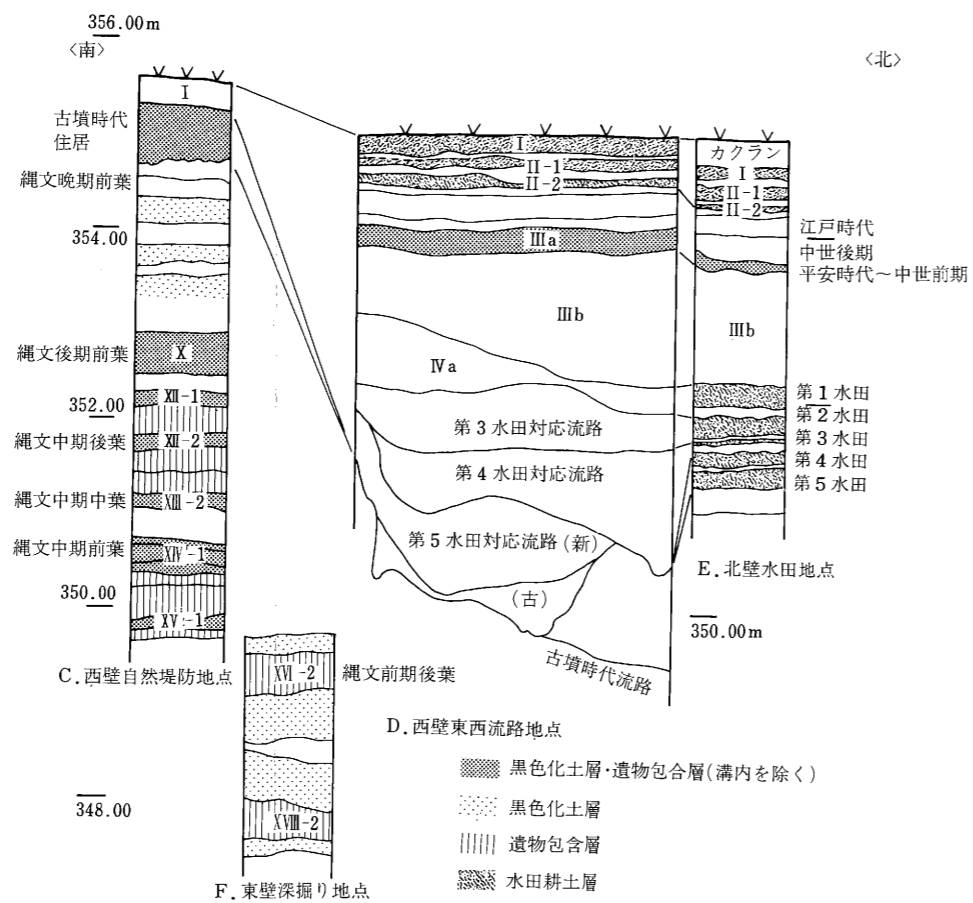


図11 屋代遺跡群⑥区柱状図 (上・下方向 1/80 南北方向 1/160)

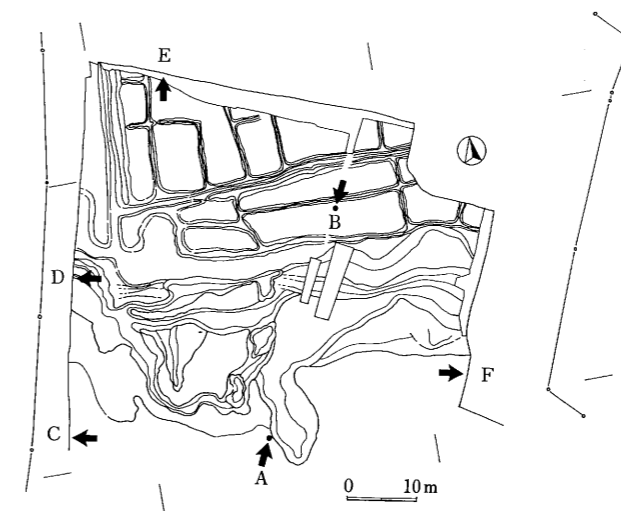


図12 柱状図・断面図作成地点

報告書の作成 助長野県埋蔵文化財センターが、刊行の方針・手順・内容を示し、木簡検討委員会を中心に検討を行った。その中で、木簡の積文の掲載だけでなく、出土状況を重視すること。屋代遺跡群の全整理期間を考慮して『概報』という形を取らない点が確認された。ただし、木製品の水洗・選別が続いている段階であるため、追加・訂正・分析は『更埴条里遺跡・屋代遺跡群古代編』で補完することとなった。

公開 調査期間中の一九九四年八月二十九日「郡符」木簡ほか、十月二十八日「国符」木簡、一九九五年四月十七日「乙丑年」木簡ほかの記者発表を行った。一九九四年十月三十日には現地説明会を開催した。十一月三日に数点、一九九五年四月三十日には、二五点の公開を長野県立歴史館の企画展示室で行った(図8)。また、一九九五年六月四日、長野県考古学会総会で調査概要を発表し、十二月三日には、木簡学会で成果を公表した。

### 第三節 ⑥区の地形と基本層序

#### 一 ⑥区周辺の微地形と遺構

⑥区は、自然堤防から旧河川へ移る転換点にあたっている。南側に隣接する④区北半部から⑤区は、自然堤防のうち標高の高い地点にあたっており、各時期の遺構が密集する地区である。木簡の時期に比定される七世紀後半から八世紀前半の竪穴住居跡や掘立柱建物跡が見つかっているのも、高速道関連の調査範囲ではこの地区のみである。

⑥区以北は、千曲川の氾濫源、および新たな自然堤防が形成される地区である。現在、航空写真(巻頭図版三)によって確認できる流路のうち、発掘調査によって確かめられた流路がA・B(図9)である。Bは九世紀後半の洪水砂を切り込んだ河道であり、⑥区検出の古代水田跡の北側地区をすべて削っている。これによって、七世紀後半から九世紀代の⑥区水田

以北の土地利用法を確認不能にしている。

Aの旧河道は木簡の出土した流路にあたっている。縄文時代晩期の包含層を切り込んでおり、それ以降の流路と考えられる。古墳時代中期の五世紀代には、河道の南側崖斜面に湧水点から導水する施設が設置されており、少なくとも、この時期か、それ以前には河道が存在したことを示している。

木簡の廃棄がはじまる七世紀後半から九世紀前半にかけては、南側の自然堤防上に集落が展開し、北側の低地に水田が広がる景観となる。集落と水田の境には四ツ前後の崖が存在し、崖斜面には湧水が見られる。崖下には千曲川の旧河道の名残りである流路が存在していた。

#### 二 ⑥区基本層序(図10~12)

⑥区は、自然堤防側と旧河道内で層序がまったく異なってくる。自然堤防側の層位については、更埴条里遺跡・屋代遺跡群共通の区分である。ここでは、直接関連を持たないため『更埴条里遺跡・屋代遺跡群 総論編』を参照していただきたい。

⑥区の千曲川旧河道部分の層位は、大きく四区分が可能である。

- 〈一〉Ⅰ・Ⅱ層は中世から現代までの洪水堆積層と水田層の互層である。
- 〈二〉Ⅲ層は九世紀後半の大洪水に由来する砂層で、Ⅲa層は平安時代後期から中世前半期に黒色化した層である。
- 〈三〉Ⅳ層から下層については、水田・東西流路・湧水溝のすべてを覆う洪水砂を基準とし、便宜的に水田の名称で大区分をしている。すなわち、第一水田対応層、第二水田対応層、第三水田対応層、第四水田対応層、第五水田対応層である。

〈四〉水田造成以前については、千曲川の河川堆積物と考えられる。

また、各水田に対応する流路内の層序は、各々に溝番号をつけており、その細別層位を参照していただきたい。

## 第二章 木簡出土の遺構と伴出遺物

### 第一節 木簡出土の遺構と伴出遺物の概略

⑥区で検出された七世紀後半から八世紀前半の遺構は、北からへん水田。へん東から西へ流れる流路。へん流路へ落ち込む崖に掘削された湧水溝と関連施設。へん自然堤防上の集落。に大きく区分できる。九世紀中頃には湧水溝の掘削がなくなるものの、他の配置に大きな変化はない。これらの遺構は、基本土層の中で述べたように、洪水砂によって五時期に大別でき、各々の層で検出されている水田によって便宜的に「第一水田対応層」と言った名称を与えている。各々の水田対応層の遺構配置については、第三節以下に記載してある。

木簡の出土した層は、大別層位のうち、第二水田、第三水田、第四水田、第五水田に対応した層位に限られる。また、出土位置は、崖付近に掘削された湧水溝と調査区中央の東西流路である。木簡の出土した遺構の後関係・層位関係を示したのが図38である。木簡出土のグループ分けは、同一遺構の同一層位から出土したものを一つのグループとし、出土層位不明の例は、遺構毎に別グループを作っている。詳細については、第三節以下に記している。

木簡の出土した遺構からは、木製品が多量に出土し、特に祭祀具が卓越する。ただし、後述するように、木簡の出土地点は、祭祀具のそれとは微妙に異っている場合がほとんどである。この他、獣骨・モミガラ?・加工材の木屑などが目立っている。

### 第二節 各水田対応層出土土器

各水田対応層の相対的な年代を確認するため、ここでは、まず各水田対応層出土の土器様相について触れておくこととする。

#### 一 第五水田対応層出土土器 (図13・14)

古、新の二段階に分けることができる。古段階として、SD7065、SD7067を図示した。須恵器の食器類では、杯H(1)は法量を小さくしながらもまだ残る。杯G(2)が主体である。全体的に小振りである。杯A(4)はあるが主流には成らない。杯Bもほとんど目に付かない。杯類は、立ち上がりが直線的なものが主流である。蓋の主流は杯蓋A(12)である。土師器の食器類も一定量見られる。また、小片であるが口縁部内面に二段の斜放射文とそれに重複するらせん文を持つ畿内系暗文土師器が見られる。

新段階としては、SD7045とSD7046をセット関係がわかるように図示した。他に九遺構の出土遺物を須恵器杯類を中心に図示した。この時期の遺物は県内でも出土例が少ない。須恵器食器類では、杯Hはごくわずか残る可能性がある。杯Gも一定量見られる。古段階よりやや大きめである。杯Aは量が増加し、器形も多様になる。底部切り離しはすべてヘラキリである。立ち上がりがやや外湾するものもみられるが主流は直線的である。底部の形状は突起状にとび出す、雑、丁寧に削り込むなどさまざまである。口径は一四センチメートル未満がほとんどで厚手の例も見られる。椀型のもものは、口径に比べて内面の底径が広めで腰の丸みが大きく立ち上がりが急である。杯B(16)も目立ち始める。出現期のためかさまざまな器形が見られる。体部の立ち上がりが急なもの、腰に丸みを持つもの、

黒色塗彩して金属器を模倣した例も見られる。ほとんどが直線的に立ち上がるタイプである。高台の形も多様である。蓋は杯蓋B(14)が主体になる。口縁部は外傾、内傾、垂直の三者が似たような比率で見られる。口縁部は丸みを持たず断面三角形に折り返す例、先端がとがる例、外面折り返し部を強めに調整しないものなどが目につく。杯蓋A、土師器食器類も一定量見られる。

### 二 第四水田対応層出土土器(図15)

食器類における土師器の量が少なくなる。須恵器では、杯蓋Aが消滅し杯蓋Bのみとなる。口縁部が外傾する例が多く、内傾するものは少ない。外傾する例の中にやや長めに端部をのばすものが見られる。口縁部を調整するため外面折り返し部に明瞭な稜が入るようになる。口縁部は丸みをおびた断面三角形が多い。杯Hは消滅する。杯Gはほとんどない。杯Aは立ち上がりが外湾するタイプが増える。口径は一四センチ以上のもので、立ち上がりが外湾するタイプが増える。口径は一四センチ以上の大きなものが見られるようになる。器壁が厚いという印象を受けるものも見られる。底部切り離しはすべてヘラキリであるが、底部調整はさまざまである。杯Bは外湾する例が見られ始める。前段階のような急な立ち上がりのものはほとんどなくなる。極端に緩い立ち上がりの例もわずか見られる。両面黒色塗彩し金属器の光沢感を出そうとしたものも引き続きわずかに見られる。SD7035では法量分化が顕著に見られる。

### 三 第三水田対応層出土土器(図16、17)

基本的には第四水田対応層と似た様相を呈する。食器類における土師器の量は少ない。須恵器では、蓋は杯蓋Bのみである。口縁部が外傾するものも多いが、垂直に下がる例も多い。内傾するものは少ない。口縁部の外傾の仕方は、前段階のものより小さな例が目につく。口縁部の外面折り返し部に明瞭な稜が見られるもの、内面折り返し部の調整が非常にきつい

もの、口縁部の折り返しが長いものなどが見られる。また、天井部の調整が悪い例が散見される。杯Aでは、立ち上がりが外湾、まっすぐの両者が見られる。底部に比べて薄めに口縁が引き出される例が多い。口径一四センチ以上のもので、法量のものも確実に増える。底部切り離しはすべてヘラキリである。底部調整はさまざまであるが、前段階から見られ始めた底部と体部の境目にわずかなくぼみを持つ例が目につく。椀型のもものは口径に比べて内面の底径が小さめで、第五水田新段階のものに比べると丸みが目立たずスツと外にのびる。杯Bは、立ち上がりが外湾する例が多く見られる。体部の立ち上がりの角度(外傾角)は前段階よりやや低くなる傾向がある。高台の形は巾広の断面四角形が多めに見られ、接地面をややくぼませるものも目につく。前段階に引き続きSD7030でも法量分化が顕著に見られる。

### 四 第二水田対応層出土土器(図17)

SD7025の出土資料について図示した。杯類、皿類のみの出土である。須恵器と黒色土器A(7)で構成され、比率は半々である。(4)は軟質須恵器である。須恵器杯Aには底径の非常に小さいものも見られる。須恵器類の底部切り離しはすべて回転系切り未調整である。黒色土器Aの四角に墨書が見られる。

### 五 年代比定について

現在整理作業中であり出土資料のすべてについて十分な検討ができきれていないが、現段階では以下のように考えている。指標としたのは須恵器の食膳具のあり方である。

第五水田古段階は、杯蓋Aが主体で、杯Gが見られ、法量の小さくなった杯Hがまだ一定量残る。また、杯Bや杯蓋Bがまだ主体にならないこと

から、猿投窯の岩崎一七号窯期に並行すると考えたい。

第五水田新段階は、杯蓋Bが主体になり杯蓋Aの比率を上回る。杯A、杯Bが急増する。杯Gは法量がやや大きく成りつつもまだ一定量残ることから、猿投窯の岩崎四一号窯期に並行すると考えたい。

第四水田、第三水田は大きな流れとしては同じ型式内に入ると思われる。杯蓋Aが消滅し、杯蓋Bのみになる。杯Aに大型のものが出現し、底部切り離しはヘラキリのみであり、体部がやや外湾する例が見られることから、美濃須衛窯IV期第一小期に並行すると考えたい。また、第四水田は、第三水田に比べて器肉が厚いものが見られる。また、特に蓋の口縁部の調整に顕著であるが、第四水田の調整は丁寧ながらも鋭さはあまり見られないものの、第三水田から鋭い調整が見られ始めることから、第四水田は美濃須衛窯IV期第一小期でもその前半に位置付き、第三水田はその後半におおむね位置付くと考えたい。

さて、これらに対応する実年代であるが、今回の発掘で紀年銘のある木簡や実年代を推定し得る木簡が層位的に出土した。第四水田対応溝からは、「戊戌年」（六九八年）木簡と里制下（七〇一〜七二五年）の木簡が見られる。第三水田対応溝からは、「養老七年」（七二三年）が二本と「神亀（三）年」（七二六年）が一本出土し、郷里制下（七二五〜七四〇年）の木簡が多い。これらの資料を基に年代決定をストレートに考えたいところであるが、土器型式を並行させて考えてきた猿投窯や美濃須衛窯の年代観や県内でこれまで考えられてきた年代観と微妙にずれる部分が生じる。まだ整理途中であり、十分に検討し切れていない部分もあることを考えて、現段階ではとりあえず以下のように考えておきたい。なお、今後の検討によって本報告で修正する可能性のあることを付け加えておく。

第五水田古段階……七世紀第3四半期から第4四半期にわずかに入る時期

第五水田新段階……七世紀第4四半期から八世紀初頭にわずかに入る時期  
 第四水田……八世紀初頭前後  
 第三水田……八世紀前半  
 第二水田……九世紀中頃

### 第三節 第五水田対応層検出遺構と出土遺物

#### 一 第五水田対応層検出遺構（図10、18）

六世紀から七世紀前半にかけて千曲川の河道が北に移動し、⑥区にとり残された流路はこの間に急速に埋没していく。今回の調査では五世紀代の河床を確認できていないが、掘り下げ可能であった層位から、七世紀後半の第五水田面までの堆積土は三層以上に達しており、約二百年間の堆積の速さを物語っている。

七世紀後半には埋没が一段落する。⑥区北半部には離水した低地が広がり、それを利用した水田開発がはじまる。砂層と水田耕土の間には、広範囲にわたって客土と思われるシルトブロックを含む層（図10）が見られる。また、中央に水路を持つ幅三層以上の南北大畦畔が存在することなどから、大規模な水田開発が計画的に行なわれた可能性が高い。ただし、⑥区以北（窪河原遺跡）は平安時代の千曲川の河道変更により削られてしまい、開発の範囲などの詳細は不明である。

⑥区中央には、千曲川の名残りである流路が検出された。第五水田に対応する最も古い流路は、SD8041と考えられる。この流路の堆積土には砂が多く、依然として流れが速かったことを物語っている。間層として、やや黒みを帯びた木片などを含む層は見られるが、遺物はわずかである。

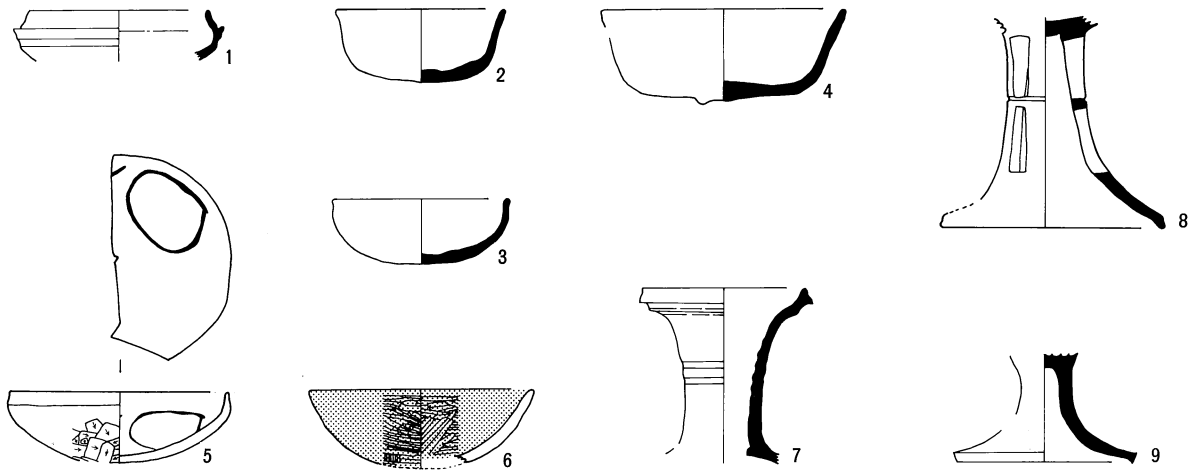
SD8041の堆積土を削って、SD7067、SD8049が存在する。図18はこの段階の平面図である。この時期には流路中央に中州が現れる。中州北側の流路を主流とすると、南側の流路は崖際の湧水を集めた分



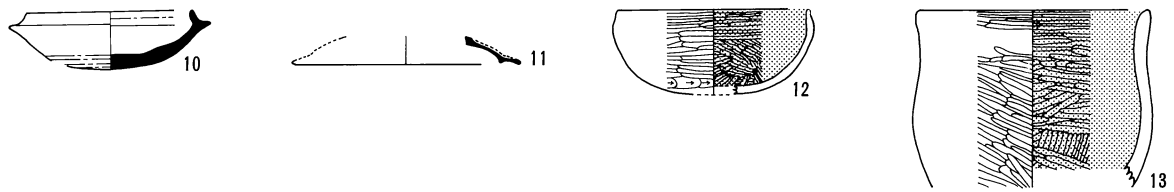
第三節 第五水田対応層検出遺構と出土遺物

第五水田対応層 古段階

S D7065



S D7067



第五水田対応層 新段階

S D7045

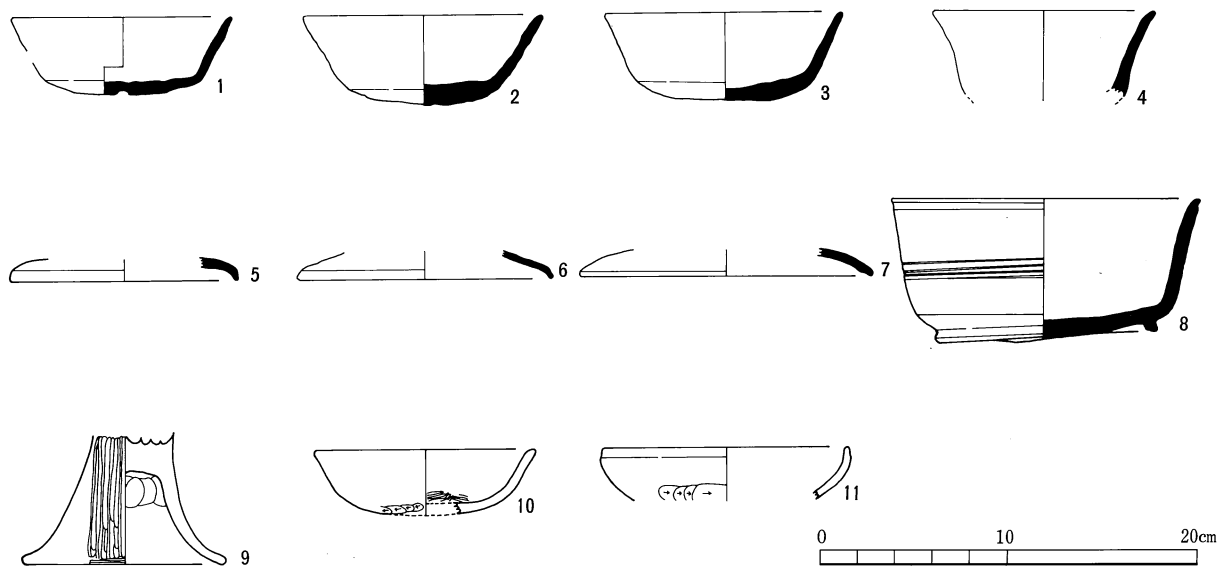
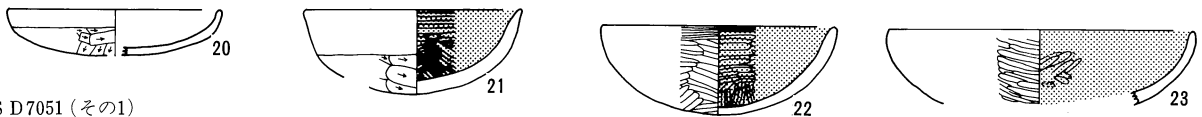


图 13 第五水田対応層出土土器 (1)

第五水田対応層 新段階

S D 7046



S D 7051 (その1)



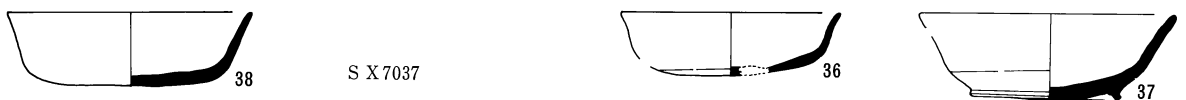
S D 7042



S D 7058



S D 7057



S X 7037



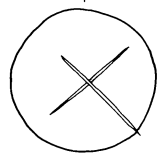
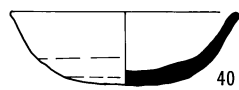
S D 7051 (その2)



S D 7049



S D 7048



S D 7062

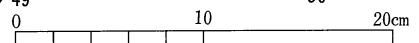
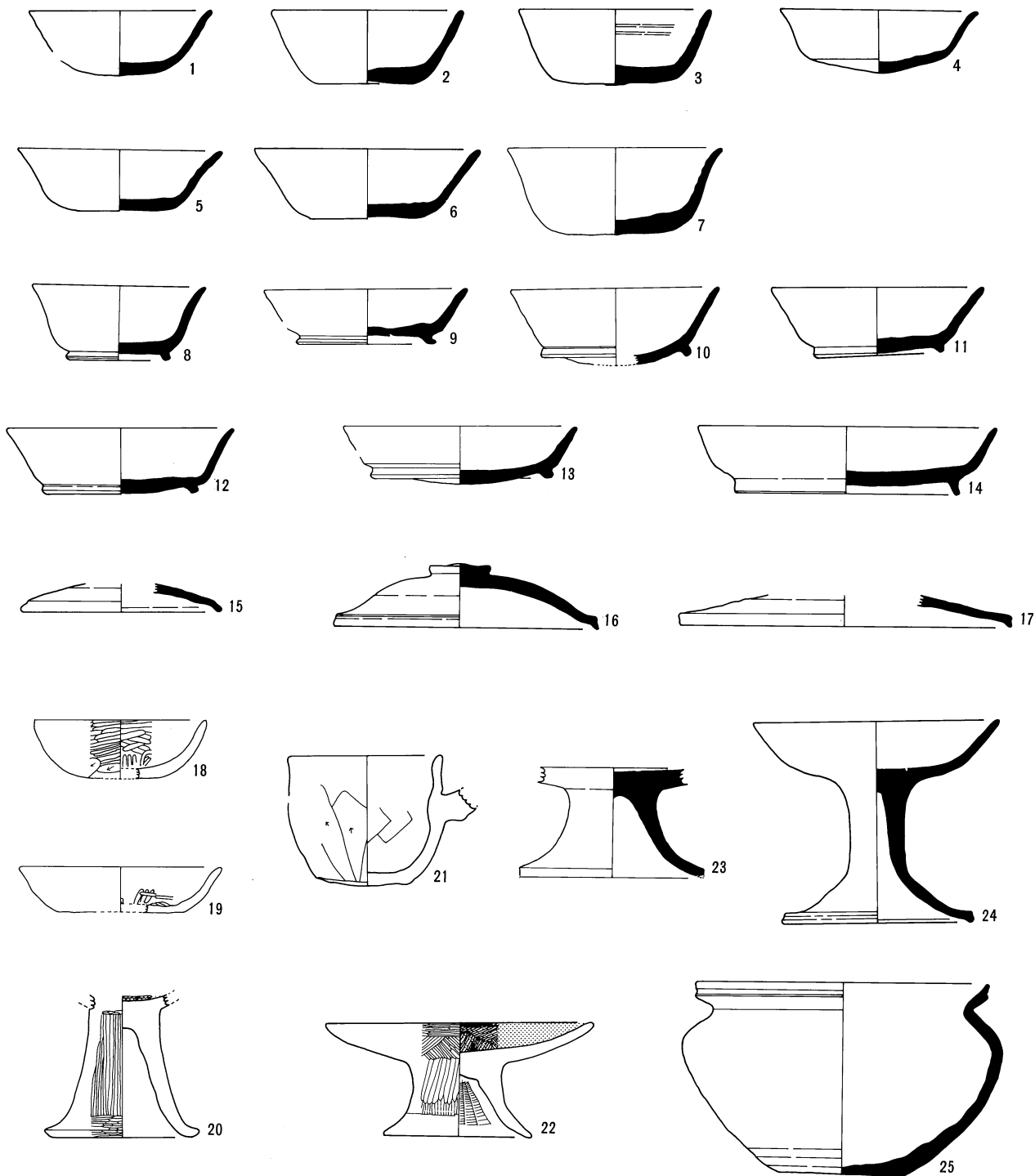


図 14 第五水田対応層出土土器 (2)

第三節 第五水田対応層検出遺構と出土遺物

第四水田対応層

S D7035



S D7035 最下層

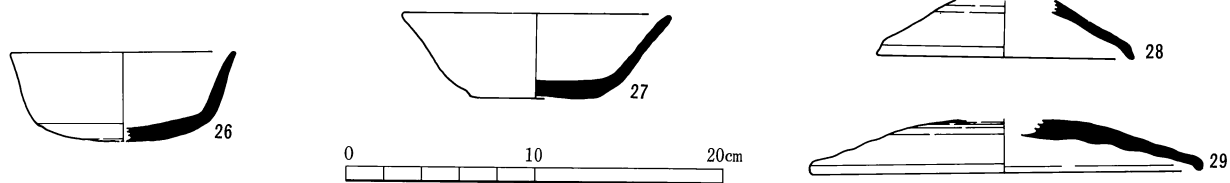


图 15 第四水田対応層出土土器

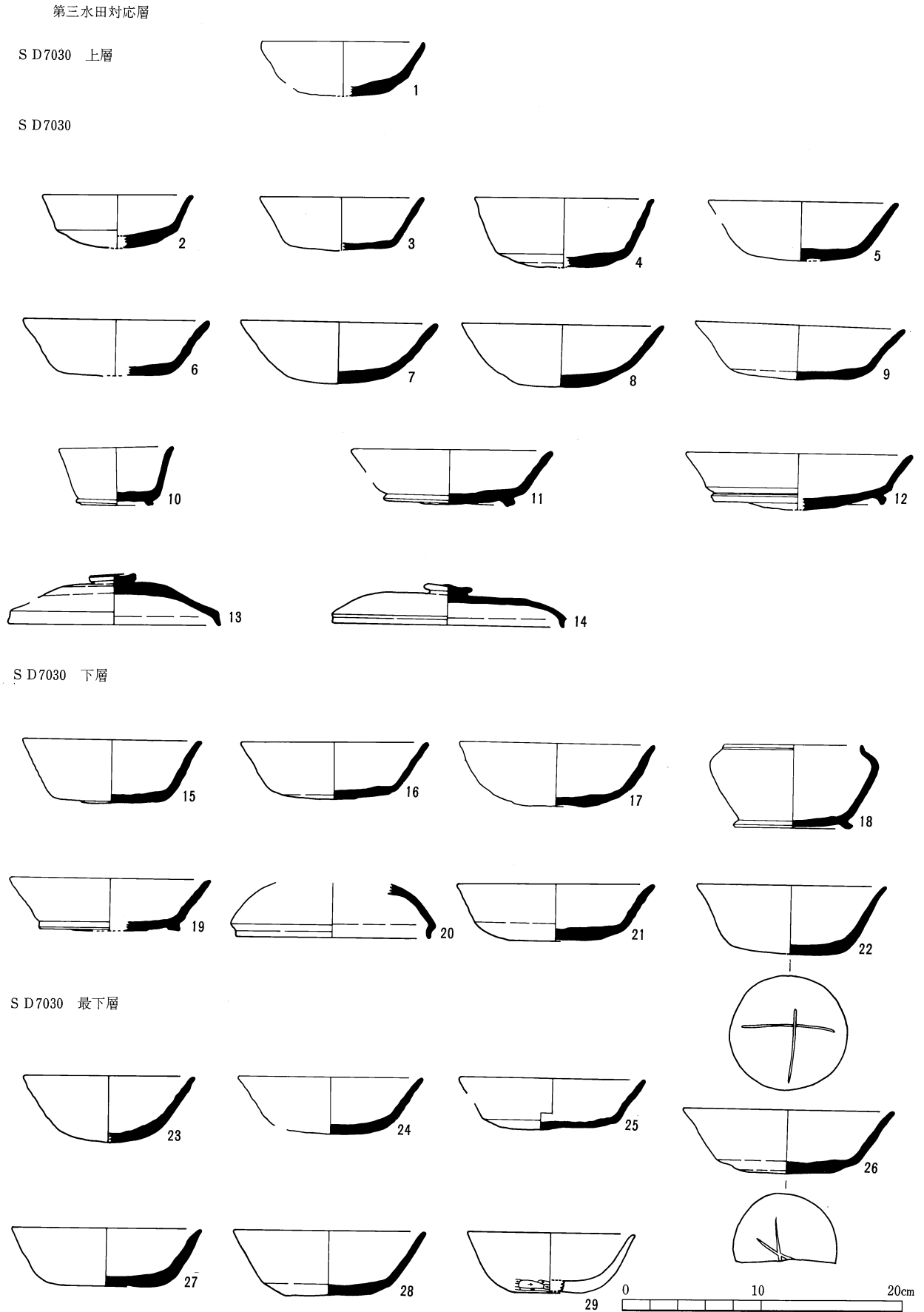
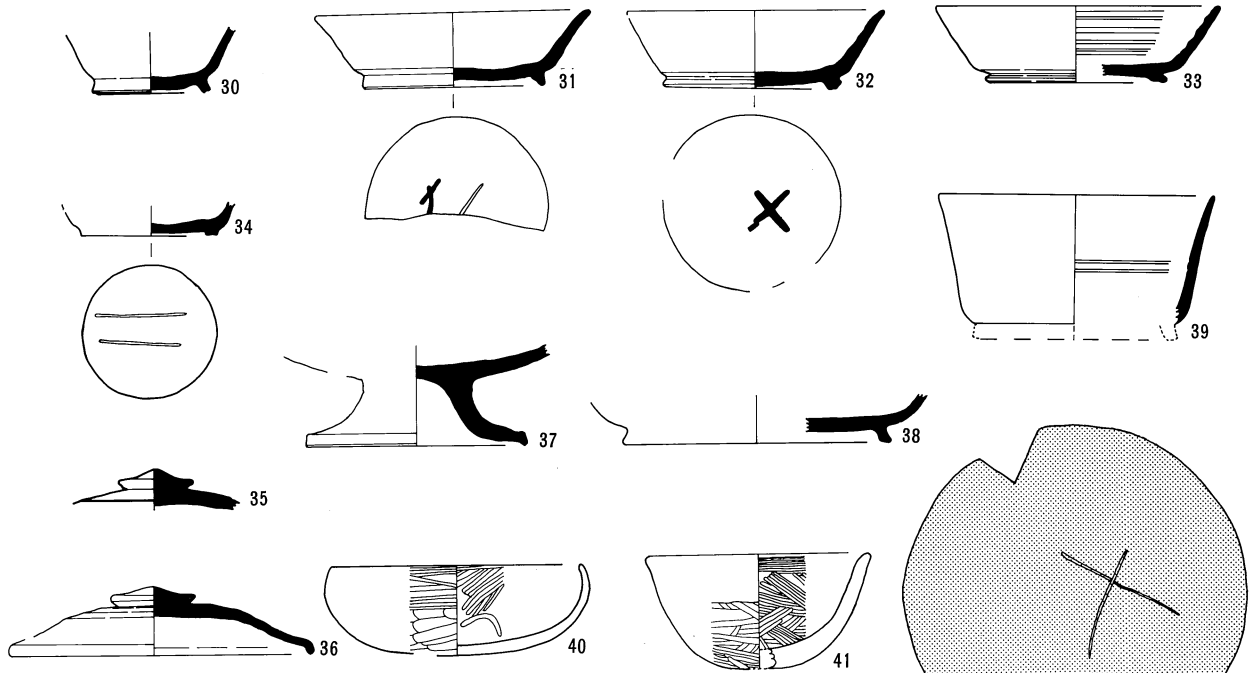


图 16 第三水田対応層出土土器

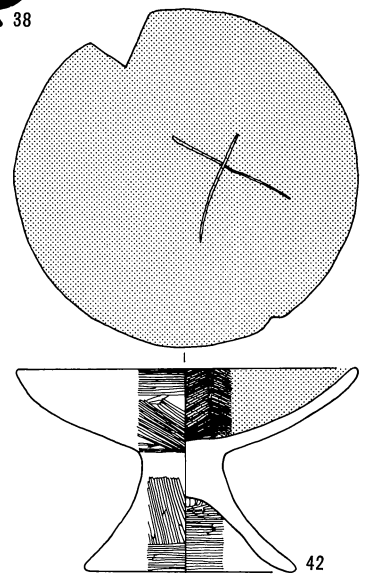
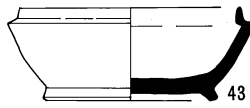
第三節 第五水田対応層検出遺構と出土遺物

第三水田対応層

S D 7030 最下層



S D 8028 4層



第二水田対応層

S D 7025

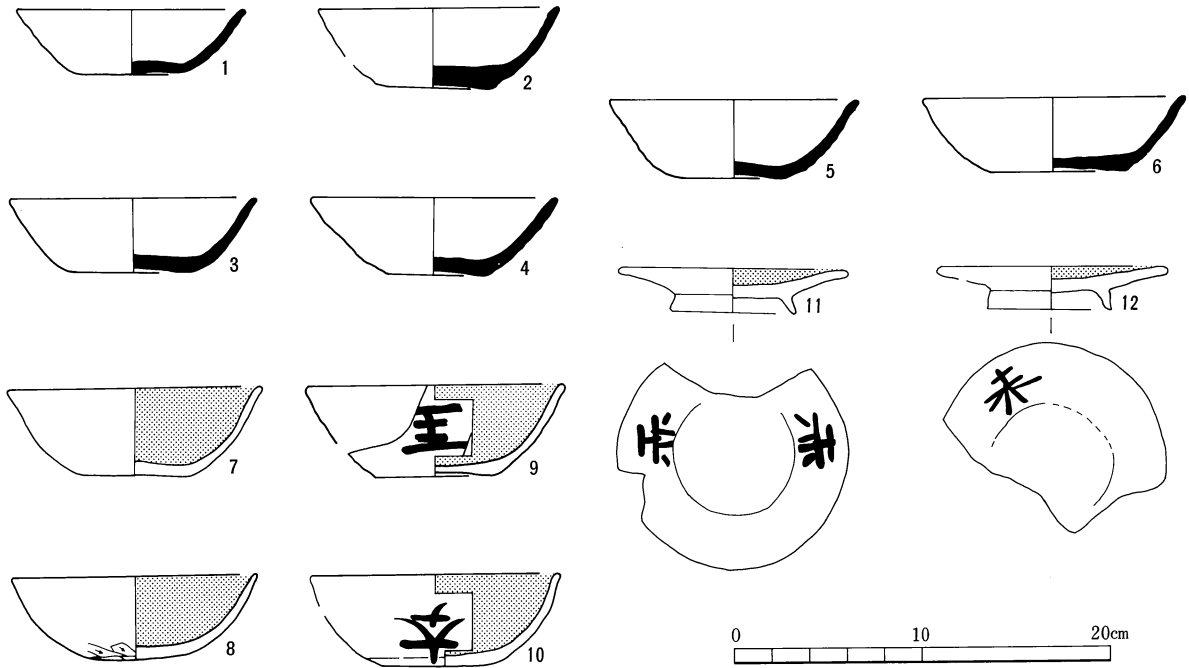


図 17 第三水田・第二水田対応層出土土器

流と言える。こうした①主流+②湧水を集めた分流の関係は、八世紀前半の第三水田対応層まで認められる。また、この段階から流速が弱まり木製品や土器などの遺物の集中する層と洪水性の砂層が互層となって現れる。

⑥区南側の崖際では、五世紀代以降痕跡をとどめていなかった湧水関連の施設が再び見られるようになる。この時期の遺構は、湧水点と東西流路を結ぶ溝を掘削し、さらに湧水点そのものを掘削する形をとる。湧水坑の認定は①崖斜面に掘られた溝底に存在すること。②坑内の堆積が他に比べ粗い砂で構成され、数センチ以上の孔隙が多く見られること。③坑壁面に酸化鉄が強く付着していること。④坑内で出土した土器片にも酸化鉄が付着し、原形をとどめないほど磨耗していること(図19)、を基準とした。

このような湧水坑は場所を変え数多く掘られており、それらを伴った溝は第五水田対応の期間に限っても、西からSD7062、SD7055、SD8032が認められる。また、湧水坑やその周辺には様々な施設が作られ短期間の内に変化を遂げている。例えばSD7062はへい素掘りの井戸状の土坑を伴う段階から、へい礫を敷いた段階へと変遷し、さらにへい木樋が設置される段階に至る。SD7055は湧水坑下流に水門が設置されており、それが埋められた後に礫が敷き詰められている。SD8032(=SD7045)は最も北よりの湧水坑に礫が敷かれ、その口元に大きな石が置かれている(図20)。各々の溝に伴う湧水坑直上層には、いずれもブロック状のシルトを中心とした埋め戻し土が認められ、磨耗痕のない土器細

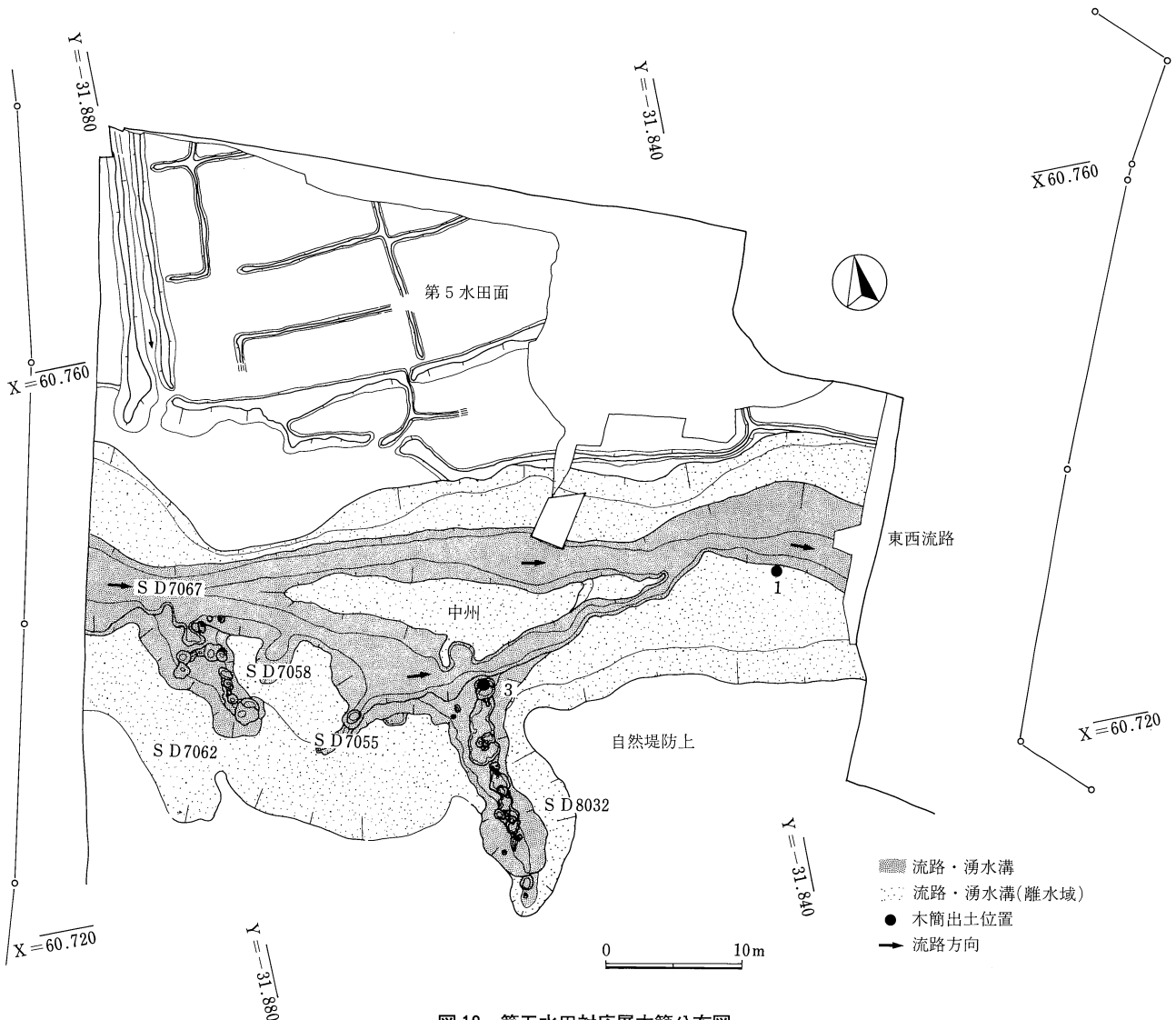


図18 第五水田対応層木簡分布図

片が多量に混入している場合も認められる。

以上、(一) 各溝で検出された湧水坑の数が多く、(二) それに伴う施設の変遷があること、(三) 埋め戻しが行われ、別な場所に溝が掘削されていること、(四) これらが、第五水田対応の時期(七世紀後半)の中で行われていることから、かなり短期間の内に遺構が変遷していることがうかがえる。この状況は他の水田対応層でも見られ、木簡出土層位の細別を可能にしている。

⑥区南側の自然堤防上(④・⑤区)では、この時期に比定される竪穴住居跡などが見つかっている。

## 二 第五水田対応層出土遺物

溝や流路から出土した遺物では、まず玉類を中心とした石製品があげられる。石製模造品や紡錘車を含め、⑥区においては一七〇点を越えるが、その内の八〇センチ以上がこの第五水田対応層で出土している。出土場所は湧水坑中が圧倒的である。また、東西流路中からの出土はH15、I11・12・16・17区(図6)に限られる。こうした点から、第五水田期においては玉類が湧水に関わる祭祀において重要な役割をもっていたと思われる。木製品には曲物槽などの容器類や糸巻き、下駄などがみられるが、多くを占めるのは斎串を中心とする祭祀具である。人形や馬形などの形代も存在しているがこの時期はまだ数が少なく、流路中でほぼ単体で出土する場合が多い。斎串は他の時期と比べると五〇センチを越える大型のものが目立ち、溝の傾斜部や川辺に一括廃棄されている状況も認められる。これらの祭祀具は湧水坑内に出土することはなく、それらが埋め戻さ



図19 湧水坑内出土土器の磨耗状況



図20 S D 7045 = S D 8032 内湧水坑出土状況

れた後に廃棄されている。このことは、湧水を対象とする古墳時代的な祭祀とは異なる新たな祭祀が、第五水田期に屋代遺跡群周辺の地域に出現したことを物語っている。また、このような木製祭祀具はその原材や製作技法で木簡と共通する点が認められ、双方が出現期をほぼ同一にしている点が興味深い。

その他、卜骨や湧水坑内に廃棄されたと思われる獣骨などもあり、祭祀行為に関する重要な資料となる。

## 三 第五水田対応層における木簡出土状況

この層位から出土した木簡は九点である。

### ①SD8041出土木簡(1グループ)一、二号

3層から二点出土しており、出土位置もほぼ同じ地点である。

屋代遺跡群出土木簡の中では最古の出土層位である。3層段階では、SD8049がすでに存在していた可能性もある。遺物の集中は見られず単体で廃棄されたものであろう。

②SD7045ⅡSD8032出土木簡A(2グループ)三号

本溝出土の木簡(2〜4グループ)は平面的には近接場所から出土しているが、層位、出土状況が大きく異なっている。

2グループの三号はSD7045の湧水坑が埋め戻され後の凹地に廃棄されている。木簡出土層は湧水坑の埋め戻し土とは異なり、植物片などの混入するシルトを中心とした自然堆積層と考えられる。遺物の集中は認められず、単体でこの溝覆土中に廃棄されたものと思われる。

③SD7045ⅡSD8032出土木簡B(3グループ)四、五号

2グループ出土層の上層から出土した。

SD7045には木屑を多く含む廃棄物によって形成された層が存在するが、3グループの木簡はそれ以前の自然堆積層中で出土している。特に注目されるのは四号「竈神」と書かれた木簡である。他の木簡と比べると粗製の材で、ほとんど調整されていない面に「竈神」とのみ書かれている。文字から推察するとやはり祭祀的な行為に関わるものと思われる。現時点ではどのような状況でこの溝中に廃棄されたかは不明である。

④SD7045ⅡSD8032出土木簡C(4グループ)六号

3グループの埋没後、木屑を多量に含む廃棄物の層下面で、斎串のみの廃棄ブロック中から出土している。

両端が欠損しているため斎串であるかどうか判断できないが、材質や幅、厚さなどは伴出している斎串と同様である。積文ははっきりと読みとれないが、祭祀具である斎串に墨書され、他の斎串と一括で廃棄された可能性が高い。

⑤SD7046出土木簡(5グループ)七号

SD7046は第五水田に対応する東西流路で、図18の段階より上層に位置する。七号はこの流路中から単独出土したものである。

なお、6グループの八号は第五水田対応層のI11区で、複雑に切りあった溝の検出中に出土しており遺構を特定することができない。また、7グループの九号は第五水田対応層出土であるが、遺構は特定できない。

#### 第四節 第四水田対応層検出遺構と出土遺物

##### 一 第四水田対応層検出遺構(図10、21、22)

第五水田対応層との区分の目安とした洪水砂は、水田と東西流路全域を埋没させ、さらに崖下の湧水溝まで到達している(図10)。洪水後の八世紀初頭前後には、再び水田が造成されるとともに新に湧水坑と溝の掘削が行なわれる。

水田は、流路を伴う南北大畦畔と小畦畔の一部が第五水田と同じ場所に作りなおされ、東西畦畔は流路を伴う大規模なものに変化する。

東西流路には第五水田期と同様に中州が形成されており、北側の主流と南側の湧水を集めた分流が認められる。SD7036ⅡSD8038は堆積土が大きく二層に分かれる。下は粘性のあるシルトを基調とした土で、木片や木製品などの遺物が多量に混入しており、流速はそれほどなく淀みのような状況であったと思われる。上は洪水砂の堆積で遺物を含むシルト層をパックした状況がみとれる。このSD7036ⅡSD8038が埋没した後、洪水砂層を削る形で新しい流路が存在する(SD7039ⅡSD8040)。堆積土は砂が中心で流木などが混入しており比較的流速があったものと思われる。





図 21 第四水田および対応層検出遺構

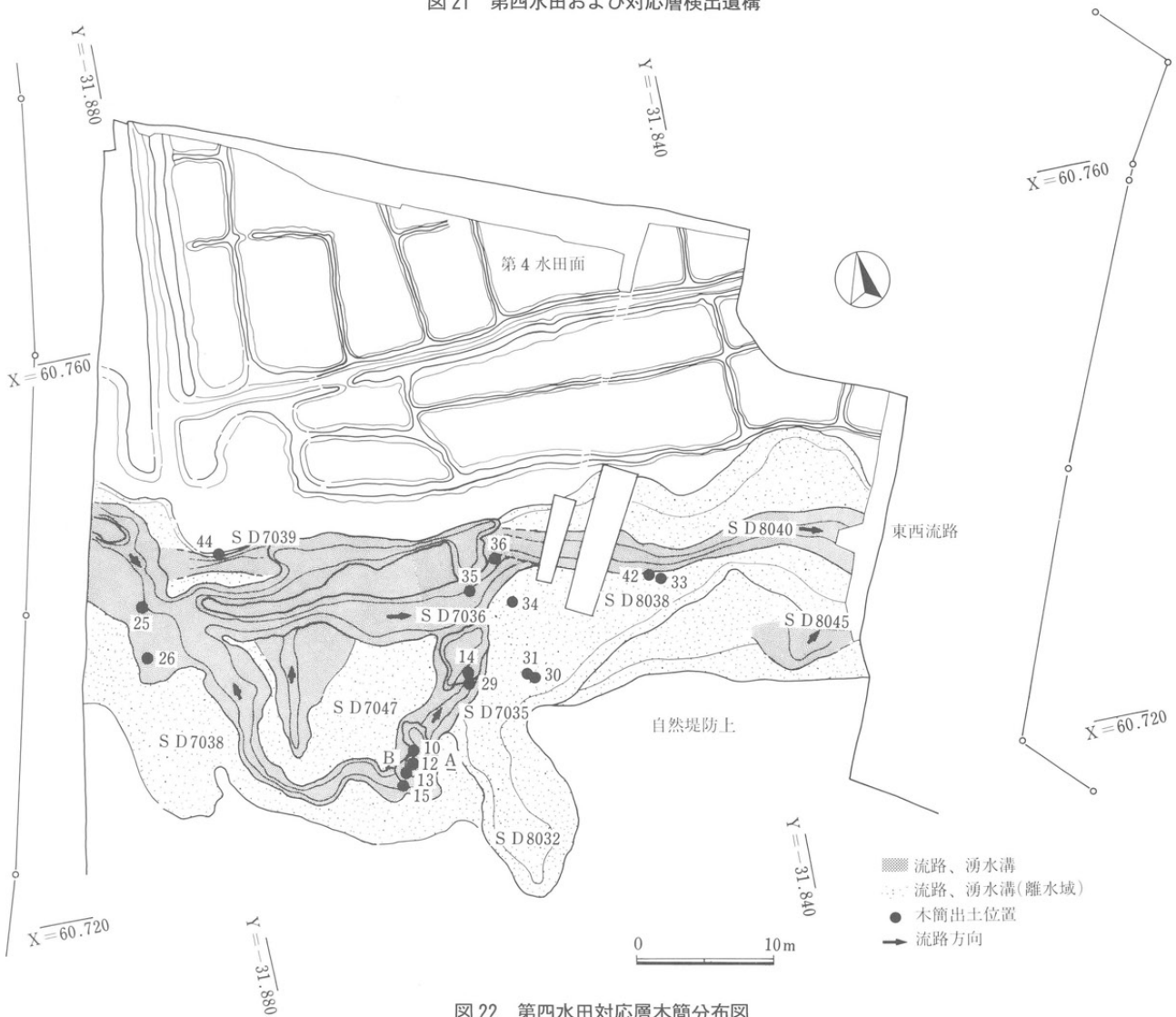
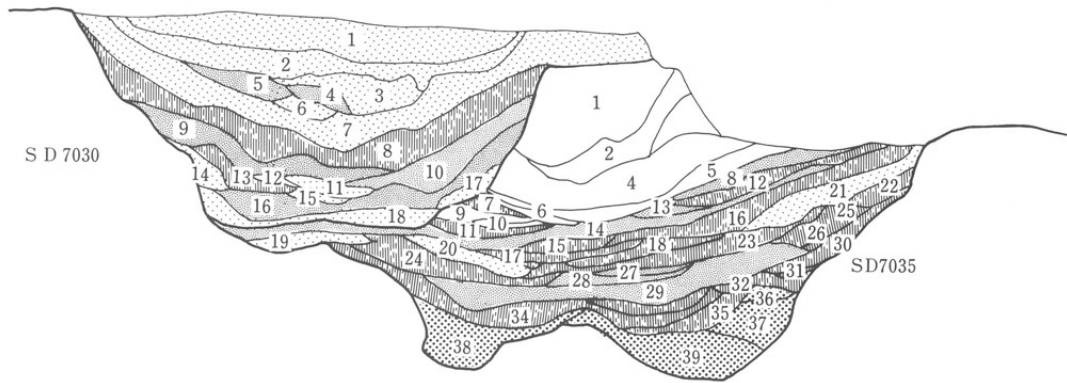


図 22 第四水田対応層木簡分布図

353.00m



- シルト層（ブロック、木屑等を含む層もある。）
- 木屑層（木片や植物体の混入が顕著。土器片や骨等も含み、廃棄物を中心とする層）
- 砂、シルト層（上方細粒化がみられ、腐植した植物等の沈殿堆積層を含むものもある。）
- 砂層（洪水による堆積層を主とする。）
- 砂、シルトブロック等の混合土層（木屑、土器片等を含み、埋め戻し土と考えられる。）

図23 SD7030・7035 断面図



図24 SD7035 断面

第五水田期に掘削された湧水溝（SD8032、SD7055、SD7062）はほとんどが埋没し、凹状にその痕跡を残すのみである。新たに掘削された湧水溝は北西へ向かうSD7038と北東へ向かうSD7035の

二本があり、湧水はそれぞれの溝に分流し東西流路に流れ出していたと考えられる。湧水坑は素堀の状況に近く、SD7035で湧水坑底部に若干の礫敷きが見られる程度で目立った施設は築かれていない。SD7038は第五水田期の湧水溝の凹みを再利用した形で、溝が広がる地点に水門が設置されている。

SD7038は水門部を中心にほとんど遺物を含まない砂質土やシルトが堆積しているのみで、特に埋め戻した痕跡は認められない。これに対し、木簡が多数出土したSD7035の埋没土はその堆積状況からいくつかの段階が見とれる（図23、24）。湧水坑およびそれに伴う礫敷きが見られる凹地（最下層）には木片や土器片が大量に混入したシルトが堆積している（38、39層）。その上層はブロックを含むシルト層（36、37層）となり、

埋め戻された状況を示している。以上の埋め戻し土の上には木製品や大量の木屑、骨などを含む廃棄物によって形成された層（30～35層）がある。木屑は刀子で削られたいわゆる木簡の削りくずとは異なり、大きな材を手斧等で加工した際の屑と思われる。この廃棄物層はその他に複数存在するが、間層として植物体の沈殿がみられるシルト層（29層など）が存在していることから時期を隔てて複数回廃棄が行なわれたことがわかる。

この二本の溝に囲まれた平坦面には、湧水に伴うと思われる木組の施設（図25）を持つSD7047が掘削され、やはり東西流路につながられている。出土土器からSD



図25 SD 7047 木組施設出土状況

二 第四水田対応層出土遺物

第四水田対応層の出土遺物では、第五水田対応層と比べ玉類などの石製品が激減する点が注目され、出土数は一〇点に満たない。その内、石製模造品が一点、湧水坑を伴う落ち込みの中の土器集中地点から出土しており、祭祀行為に関わるものと考えられる。しかし、他の白玉などは湧水坑には伴わず混入の可能性が高い。それと比較して数・種類ともに増加するのが木製祭祀具である。斎串、人形、馬形は数が飛躍的に増加し、鳥形、舟形も認められる。また、この段階では第五水田期に見られた斎串のみの廃棄ブロックのほかに、人形、馬形、斎

7035、SD7038に先行して掘られた可能性が高い。SD7047の木組の施設周辺は土器や木製品が廃棄された状況で多量に出土し、その上に木片、炭化物を含む砂質土やシルトが複雑に堆積している。上層には遺物の混入が少なく、シルトあるいは砂質土の堆積層となる。

南側の微高地上には、集落が継続して存在している。



図26 13号「戊戌年」木簡出土状況



図27 15号「国符」木簡出土状況

串の廃棄ブロック、あるいはそれに鳥形が伴うものなどがある。このことから第五水田期に出現した木製祭祀具による新しい祭祀が、この第四水田期において発展し主要な位置を占め始めたことがわかる。一方、玉類などの石製品による古墳時代的な祭祀は衰退する。上記以外の木製品も多種多様であるが、特殊なものとしては琴柱、網針、墨壺のミニチュア？ などがあり、二六号木簡は琴形の木製品に転用されたものである。また容器類では曲物の量が増加したことが注目される。

### 三 第四水田対応層における木簡出土状況

この層位から出土した木簡は三六点である。

①SD7035出土木簡A（8グループ）一〇、一一、一二号  
廃棄物が多量に混入する木屑層（34、35層）下で出土した。



図28 26号転用木簡（琴形木製品）出土状況

SD7035は湧水坑が埋め戻された後、木屑などの廃棄↓小規模な洪水による堆積、が繰り返される。木屑などの廃棄は大きく5回に分けることができ、最も古い時期に相当するのが8グループの木簡を覆っている木屑層である。これらの木簡は下層の埋め戻し土(38、39層)に混入した様子は見

られず、その上面から出土しており、湧水坑が埋め戻された後の凹地に廃棄されたものと考えられる。

②SD7035出土木簡B（9グループ）一三、一四号

下層から数えて三回目の木屑廃棄層（16層）中から出土した（図26）。この層は多量の遺物を含んでおり、木簡は他の廃棄物と同様に棄てられたものと思われる。

③SD7035出土木簡C（10グループ）一五号

下層から数えて四回目の木屑廃棄層（12層）が自然埋没土で覆われてSD7035はほぼ埋没する。この後に大規模な洪水があり第四水田対応層は厚い洪水砂に覆われる（1〜5層）。この洪水砂下のSD7035最終の自然埋没土中から出土したのが10グループで

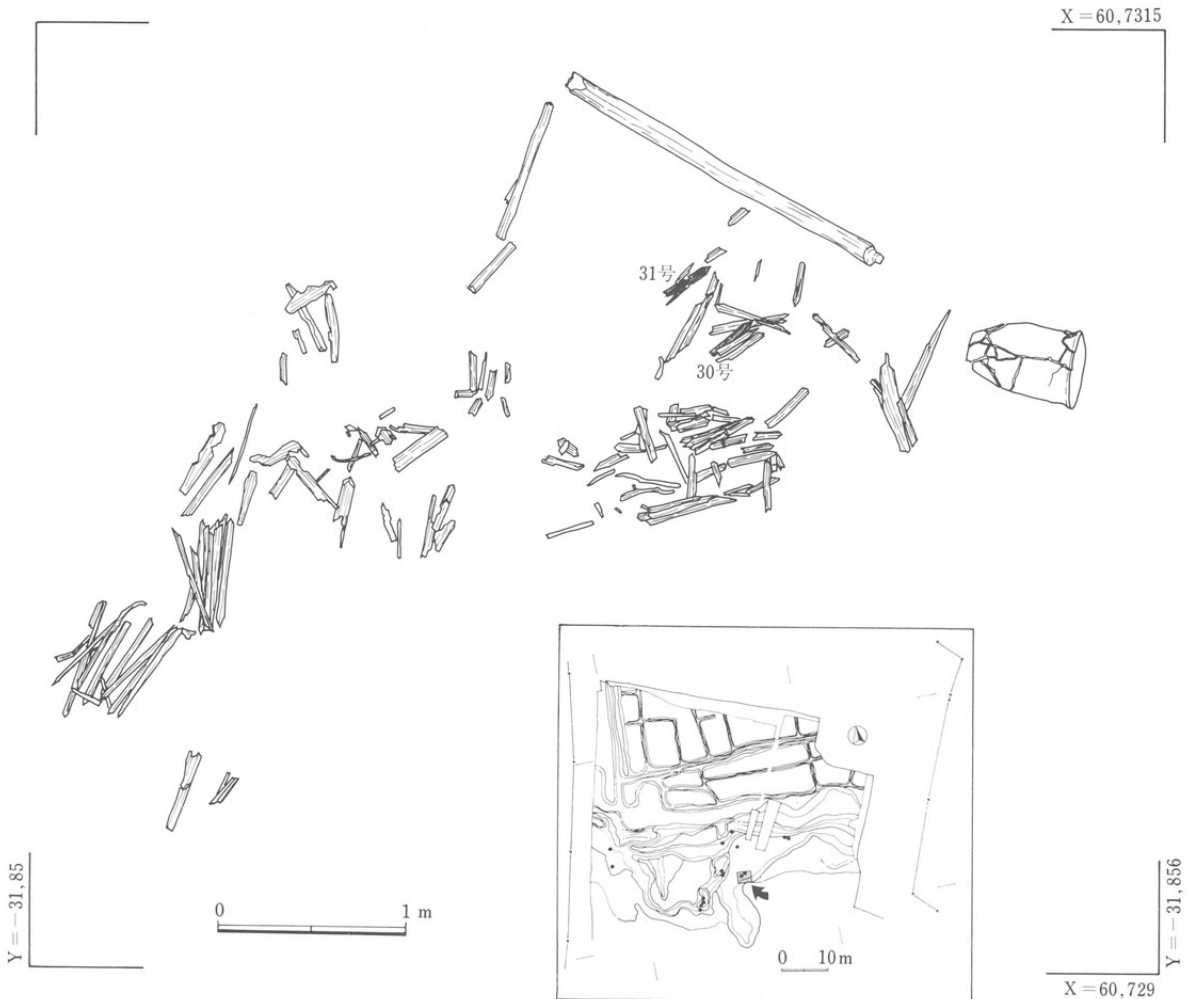


図29 SD 8032 15層上面 30、31号木簡出土状況図

ある(図27)。この層からは他に木簡の出土はなく、単体でほぼ埋まり切った溝に廃棄されたものと思われる。層位的には、第四水田対応層中で最も新しい時期に廃棄されたものである。

他にSD7035で出土した木簡は九点あるが、出土層位が不明なため11グループ(一六～二四号)としてひとまとめにした。

④SD7038出土木簡(12グループ)二五、二六号

SD7038は前述のように湧水を起点として北西方向に掘削された溝である。SD7035のような人為的埋め戻しや木屑の廃棄などはみられず、漸次自然埋没したものと思われる。出土遺物は土器の他に祭祀具や曲物などの木製品がみられるがSD7035と比較すると非常に少なく、特に一括して廃棄された様子はみられない。おそらく埋没過程で祭祀行為などに伴ってその都度廃棄されたものと思われる。

同様な状態でこの溝中から出土した木簡が12グループである。二点の内二六号は木簡としての機能を失ったのちの転用品である。両端部に突起を持つ特異な形状であるが、琴を模造したと思われる(図28)。おそらく祭祀に関わるものと考えられるが、転用後に単体でSD7038に廃棄されていることから、二五号も含め他の木簡とは廃棄の状況が異なっている。

⑤SD7047出土木簡(13グループ)二七号

木組の施設をもつSD7047から出土した木簡である。東西流路への開放部周辺で出土しているが、出土層位は不明である。

⑥SD8032出土木簡D(14グループ)二八号

SD8032(≡SD7045)の埋没土中、第四水田対応層である21層から出土した。植物体の粒子が入る細砂で出土遺物は極めて少ない。木簡の形状は斎串に似ているが、字がはっきり読み

取れないことと欠損部があることから断定できない。圭頭部が炭化している。

⑦SD8032出土木簡E(15グループ)二九号

SD8032(≡SD7045)の埋没土中15、16層上面で出土した。

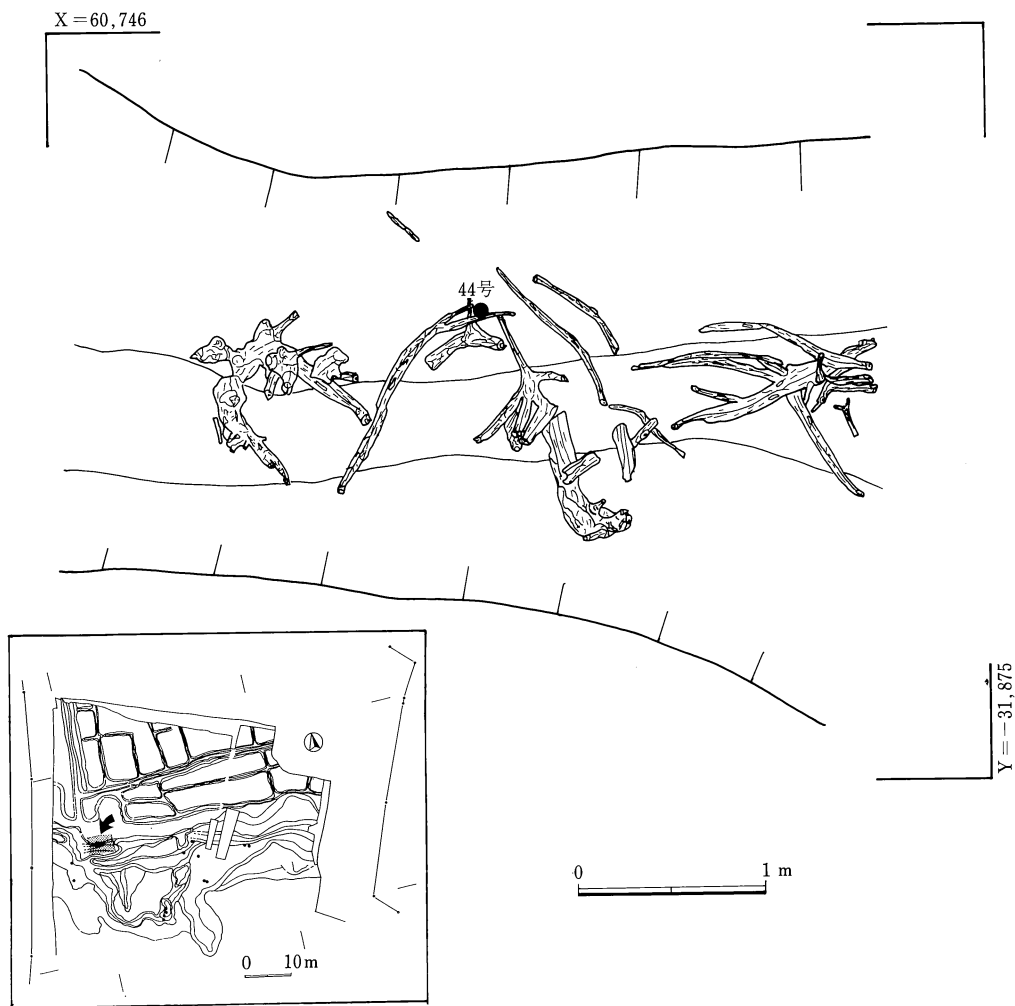


図30 SD7039 44号木簡出土状況図

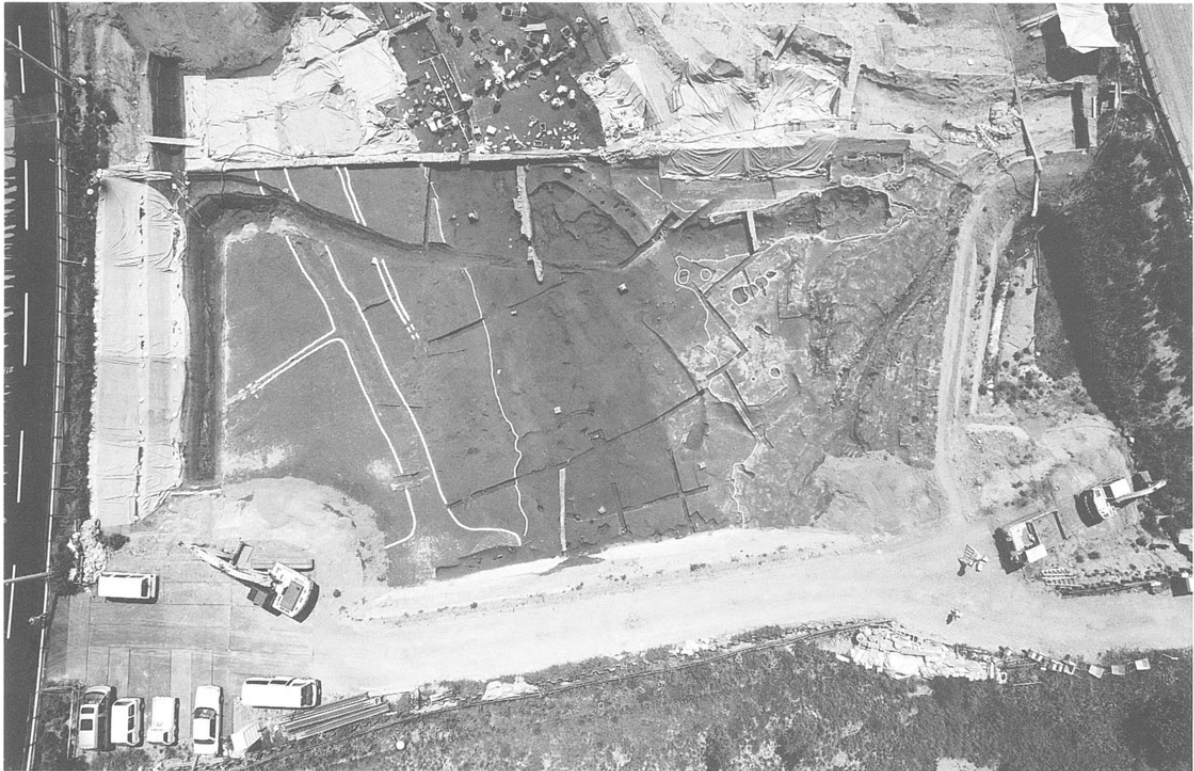


図31 第三水田および対応層検出遺構 (⑥a区)

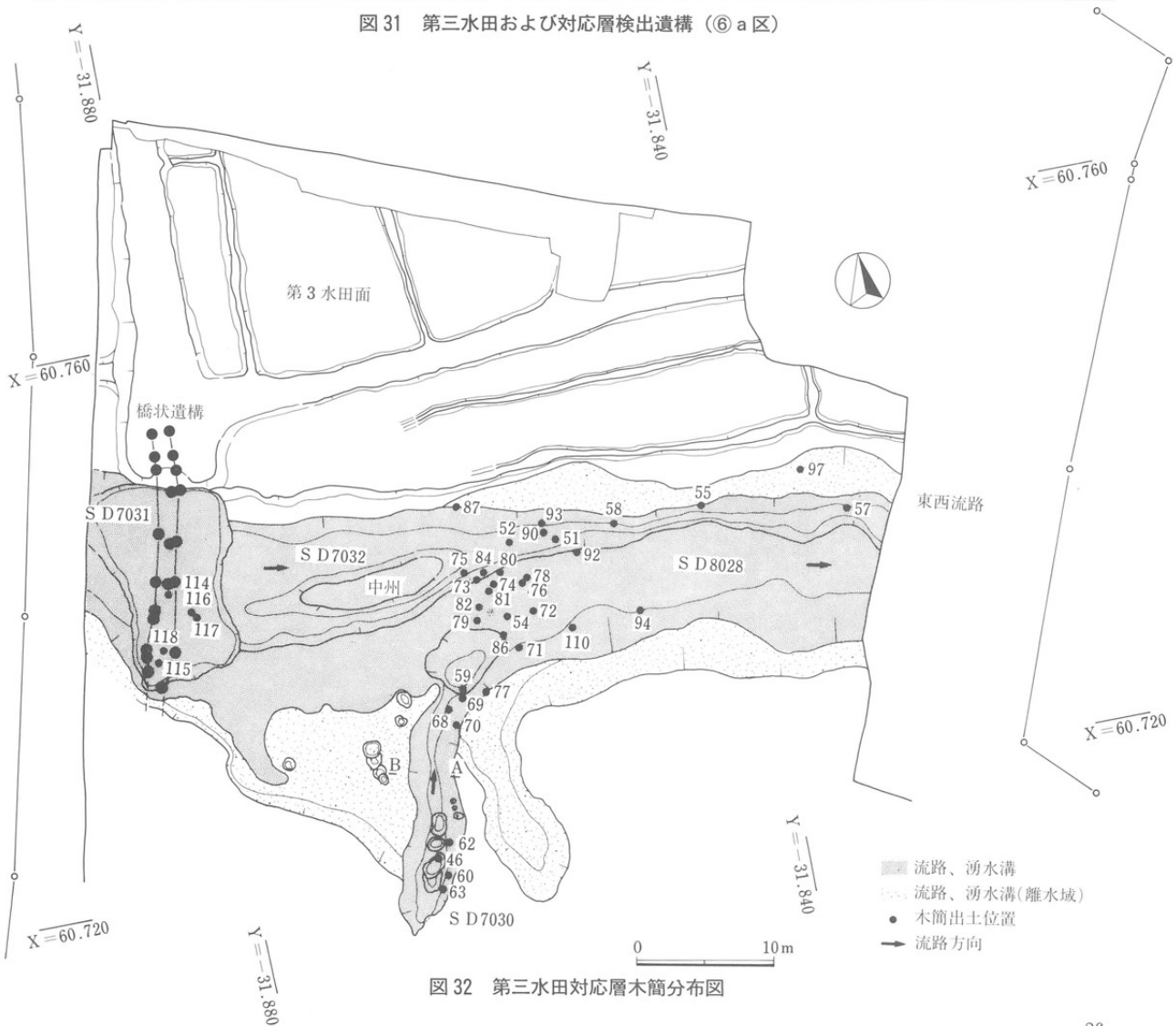


図32 第三水田対応層木簡分布図

木製品の出土が目立つ層であり、そのほとんどが祭祀具の集中廃棄ブロックを含め、祭祀具で占められる。おそらく祭祀終了後の祭祀具の廃棄場となっていたものと思われる。二九号はこの面で単体で出土している。

⑧SD8032出土木簡F(16グループ)三〇、三二号

二九号と同一の15層上面で出土しているが、単体ではなく木製祭祀具の廃棄ブロックに属する。この廃棄ブロックには人形、馬形、鳥形、斎串がみられ、おそらく祭祀行為に伴って同時に使用され、一括廃棄されたものと思われる(図29)。三〇号は欠損部が目立つが下部は剣先状であり、三一号は頭部が圭頭状で下部は欠損している。双方とも廃棄ブロック内の他の斎串に形状が似ていることから斎串と考えられる。字ははっきり読み取れないが斎串に墨書がなされた例と考えられる。

⑨SD7036||SD8038出土木簡A(17グループ)三二、三三、三八号

第四水田対応の東西流路SD7036||SD8038下層で、遺物を多く含む粘性土層から出土した。ほとんどの木簡の出土地点がSD7035の開放部北側のI13区であり、同様に木製品などの他の遺物もこの周辺に集中する傾向がある。この層はおそらくSD7035の木屑などが廃棄された層に対応すると思われる。このことから、木簡は東西流路に直接廃棄されたのではなく、SD7035に廃棄されたのち、湧水などの作用で流出し、淀みにたまった可能性が高い。ただ三三号のみ、他の木簡とはかなり離れた東の岸辺下で出土している。堆積土の状況から流れていたとは考えにくく、おそらくこの木簡は岸辺から流路に直接廃棄されたものと思われる。

⑩SD7036||SD8038出土木簡B(18グループ)三九、四一号

前述の粘性土層の最上層で出土しており、17グループの木簡とは廃棄に若干の時期差があると考えられる。

⑪SD7036||SD8038出土木簡C(19グループ)四二号

18グループと同様の層位であるが、木製祭祀具の廃棄ブロックに属するものである。この廃棄ブロックは斎串と中央に孔のある板材のみで構成されている。斎串はすべて板目の同様な材で作られており、四二号も同じであるため、両端を欠損しているが斎串と思われる。字ははっきりと読み取れないが数文字確認され、両側部も切られていないことから、文書木簡などの転用ではなく斎串に直接墨書されたものと考えられる。

なお、この流路からもう一点四三号が出土しているが出土層位が不明であるため20グループとした。

⑫SD7039||SD8040出土木簡(21グループ)四四、四五号

SD7036||SD8038及びSD7035の堆積土を覆う洪水砂を削る流路中から出土した。層位的には第四水田対応層の最も新しい時期に属するものであるが、二点の木簡の出土位置が離れていること、流木を伴う流れの速い流路である(図30)ことから、流されてきた可能性が高い。

## 第五節 第三水田対応層検出遺構と出土遺物

### 一 第三水田対応層検出遺構(図10、31、32)

第四水田対応層の最も新しい流路であるSD7039||SD8040が埋没した後、再び大規模な洪水が⑥区に及び、水田、流路、湧水溝を砂が覆った。SD7035の上には約八〇センチの洪水砂の堆積が確認されており(図23)、集落際まで洪水が及んだ様子がうかがえる。洪水後は直ちに水田の再整備と溝の掘削が行なわれたと考えられる。

水田は東西南北の大畦畔の位置を踏襲して営まれるが、畦畔に付属していた水路は埋まった状況のままである。また、小畦畔の数が減少する。

東西流路は、木片などを含むシルト質を基本としており、淀んだ状態であったことがうかがえる。この流路がある程度埋没した段階で、集落際の

崖下から北側の南北大畦畔まで長さ一畝を越える丸木杭が二列打ち込まれている。おそらく集落と水田をつなぐ橋と思われる(図32)。この段階では畦畔に付属していた水路はほぼ埋没しており、橋に続く道としての機能を持っていたようである。また、東西流路内では橋の杭列を囲む状態で凹地が認められ、淀みの状況であったことがうかがえる(SD7031)。

湧水坑は集落寄りの標高の高い地点に掘削され、それを起点に掘られた溝(SD7030)が新たにできた東西流路(SD7032≡SD8028)につながれている。湧水坑は少しずつ場所を変えて数回掘り込まれており、礫が敷かれているものもある(図33)。この湧水坑はシルトブロックや木片等を含む土で埋め戻されている。また溝の傾斜部には湧水点が複数確認されており、常時水が溝中に流れこんでいたと思われる。

SD7030の西側は洪水砂上が平坦面となっており、土坑が繰り返して掘られている。土坑内には炭が堆積し壁が焼土化している例があり、火が焚かれた形跡がある。また斎串が出土した土坑もあることから、この平坦部において祭祀に関わる行為が行なわれたものと思われる。

南側の微高地上には、引き続き竪穴住居などの遺構が展開している。

## 二 第三水田対応層出土遺物

この第三水田対応層においては土器、木製品をはじめとする遺物の出土量が最大になる。その中で目立つのは木製祭祀具である。木製祭祀具の廃棄ブロックは、集落際・流路内・水田際などといった廃棄場所の違いによって、祭祀具の組合せを異にする傾向が顕著になる(寺内・宮島 一九九五)。また、形代類は本時期に大きめのものが目立ち、特に馬形は顕著でその出土量も飛躍的に増加することが特徴的である。以上のことは、後述するようにこの第三水田対応層における木簡の出土量が全体の六割を越えることも合わせて、この時期の屋代遺跡群の性格を考える上で重要な要素

となるだろう。その他、骨製の篋状品など特殊な遺物も認められる。

## 三 第三水田対応層における木簡出土状況

この層位から出土した木簡は七十六点で、木簡全体の約六割を占める。

### ①SD7030出土木簡A(22グループ) 四六〇四八号

SD7030の湧水坑の埋め戻し土中から出土した。湧水坑最下層からは八世紀前半に属する土器が多量に出土しており、遺構そのものの廃絶は八世紀前半と考えられる。四六号「乙丑」の干支(六六五年)紀年銘を持つ木簡はその上層から出土したのであるが、この層はシルトブロックを多量に含む埋め戻し土であり、八世紀前半の遺物を含む廃棄物層とは状況を異にしている(図34)。埋め戻し土中から出土していることを考慮すると、湧水坑を埋める際に他の木片などとともに混入した可能性が最も高い。四七、四八号は釈文が不明である。

### ②SD8028≡SD7032出土木簡A(23グループ) 四九〇五八号

東西流路SD8028≡SD7032の最下層(5層)から出土した。

図32はこの5層段階の平面図にSD7031を加えたものである。5層は後述するSD7030の木屑堆積層以前に堆積しており、第三水田対応層中でも古い段階に属する。

### ③SD7030出土木簡B(24グループ) 五九号

SD7030は湧水坑が埋め戻された後、小規模な洪水による堆積があったと考えられ、砂やシルトと植物が沈殿した層との交互堆積がみられる(図23)。その内の9層をはさんで上下に多量の木屑とともに木製品や土器などの廃棄物を含む層があり(8、13層)、双方から木簡が出土している。この内13層から出土した木簡が24グループである。廃棄物中に混在した形で棄てられたものと思われるが、同様の木屑層である8層よりも下層に位置し、間に9〜12層の堆積がみられることから、後述の25グループと





図33 SD 7030内湧水坑遺物出土状況



図34 46号「乙丑年」木簡出土状況

また、木簡の多くはSD7030とSD8028の合流部分で出土しており、SD7030に廃棄された(木屑層中のものも含めて)のち、流出したものを含むと考えられる。これに対し八七号と九七号は他の木簡とは離れた地点で出土している。

⑦SD8028⇨SD7032出土木簡C(28グループ)八七〇九号  
SD8028⇨SD7032の3層中から出土した。4層およびSD7030の木屑堆積層は、5層の堆積後に廃棄された木屑などの集中範囲を示したもので、その範囲から離れる東西流路中では3層の形成が進んでいたと考えられる。そのため、4層と3層下部の時期差はほとんど皆無と言ってよい。SD7030の木屑層中に「神亀(三)年(七三六年)」の紀年銘を有するものがあり、この28グループ中には「養老七年(七三三年)」と書かれた木簡が二点存在することは、その傍証となる。

はある程度の時間差があるものと考えられる。  
④SD7030出土木簡C(25グループ)六〇〇六七号  
前述の木屑層の内の8層から出土した木簡が25グループである。13層と比べ層が厚く、出土遺物も多い。この時期にかなり多量の廃棄物が棄てられたものと思われる、木簡もその中に混在していたと考えられる。  
⑤SD7030出土木簡D(26グループ)六八〇七〇号  
25グループが出土した木屑堆積層上の埋没土中から出土した。25グループが湧水坑上の凹地にほぼ集中しているのに比べ、26グループは東西流路への開放部近くに集まっている。この三点が出土した層は砂を基調としており、洪水性の自然埋没土と思われる。おそらくSD7030に廃棄されたものが、流水などの影響で開放部近くに移動したのであろう。

⑥SD8028⇨SD7032出土木簡B(27グループ)七一〇八六号  
23グループが出土したSD8028⇨7032・5層上に木屑や木製品などの遺物を多量に含む4層の堆積がある。堆積範囲がSD7030の開放部先のI13・18区内にほぼ限定されることから、SD7030への木屑の廃棄に伴って形成された層と思われる。この4層から出土した木簡が27グループである。  
木簡はI13区内の一部にはほぼ集中していることからSD7030内から湧水などの作用で流出したものと考えられる。この状況からすると時期的には25グループに対応する可能性が高い。ただし、七一号は三片が接合した木簡である。一片は4層で出土しているが他の二片は同じSD8028⇨7032の3層と2層から出土している。

両者とも水田付近で出土していることから、水田方向からの廃棄である可能性もある。

なお、29グループはSD7030出土の木簡で、30グループはSD8028≡SD7032から出土しているが、それぞれ出土層位が確定できないためひとまとめとした。

⑧SD8028 2層出土木簡(31グループ)一一〇〜一一三号

SD8028の2層中(図10)から出土した木簡である。

第三水田対応層がかなり埋没した段階であり、第二水田との間にもう一面水田面が部分的に確認されており、その水田に対応する可能性もある。

⑨SD7031出土木簡(32グループ)一一四〜一一八号

⑥区西側に見られた橋の杭列に伴う凹みがSD7031である。この段階ではSD7030はほぼ埋没しきった状況であることから、SD7031が新たな木簡の廃棄場となったものと考えられる。木屑などの堆積が認められないため、木簡は他の廃棄物とは別扱いで、橋の上から直接廃棄されたと思われる(図35)。

一一五号は三片が接合しており、その内の一小破片は30メートルほど離れたSD8028≡SD7032 3〜5層(I14区)から出土している。この一片の出土層位はSD7031よりも下層であり、流水がほとんどなくなっているこの段階に流れていったものとは考えられない。木簡を観察すると(一)上下端が欠損しており、(二)SD7031の破片には習書があるがSD8028側の一片にはないことから、本木簡は下流の下層で出土したSD8028 3〜5層の時期に、木簡としての機能を終えて切断され、一部が廃棄された。その後残った部分に習書され、SD7031の時期に上流の橋から再び廃棄されたと考えられる。このことは、木簡が当



図35 SD 7031 橋脚出土状況



図36 114号「郡符」木簡出土状況

初の機能を失った後の廃棄までの過程を復元する上で注目される。また、木簡の廃棄場所がSD7030からSD7031へ移動したことをも示している。

SD7031は第三水田対応層中でも上層で認められる遺構であり、32グループは新しい段階に廃棄された木簡と考えられる。

⑩SD7028出土木簡(33グループ)一一九〜一二二号

第二水田対応層の分流する二本の東西流路(SD7025≡SD8027、SD7026≡SD8029)が削り込んでいる堆積層であり、第三水田対応層の最上層(第二水田下の水田に対応する可能性あり)にあたる。この層は、前述の31グループが出土したSD8028 2層に対応する可能性もある。

## 第六節 第二水田対応層検出遺構と出土遺物

### 一 第二水田対応層検出遺構

第二水田期には水田と東西流路は存在するが、湧水坑の掘削が行われず、古墳時代から受け継がれてきた湧水に関わる祭祀行為が途絶えたことを示している。

第二水田期としてはいるが、水田耕作土となり得る土壌は存在するものの、遺構自体は明確になっていない。

東西流路は、西側にあるしがらみ状の杭列（前時期の橋の位置）を起点として二本に分流する（SD7025⇨SD8027、SD7026⇨SD8029）。この後、第二水田対応層の上には大規模な盛土が行われ、⑥区ほぼ全域が水田化される。

なお、集落域においてはこの時期（九世紀中頃～後半）に属する住居跡が最も多く検出されている。

### 二 第二水田対応層出土遺物

遺物が出土するのはこの二本の流路が中心となる。SD7025は湿地状の堆積で、上層からは桃の種や胡桃が多量に出土し、その下部からは土器、木製品、獣骨などが多量に出土している。

木製品はやはり祭祀具が多い。しかし、第三水田期にみられたような顕著な廃棄ブロックや廃棄場所の特徴は認められない。また、祭祀具自体も小型化し、作りも粗雑になる傾向がみられ、量も減少する。

### 三 第二水田対応層における木簡出土状況

この層位から出土した木簡は五点で、墨線のものか釈文が不明なも



図37 第二水田対応層検出遺構（調査中央より奥は第一水田対応層）

のに限られる。全て流路中から出土している。

①SD7026 || SD8029 出土木簡(34グループ) 一二二〜一二五号

分流する二本の東西流路の内、水田寄りのSD7026 || SD8029から出土した木簡である。一二四号と一二五号は斎串に波状の墨線が書かれたもので、祭祀に関わる呪符的なものとも考えられる。

②SD7025 || SD8027 出土木簡(35グループ) 一二六号

この流路から出土した木簡は一点だけである。二本の流路は同時期のものと思われるが、出土した流路の相違によって別のグループとした。

## 第七節 小結

### 一 層位区分と木簡の新旧関係

第三節から第六節までに説明を加えてきた遺構と木簡の出土状況を、層位・遺構の新旧関係を元に示したのが図38・図92である。これによって、一二六号の木簡のうちの大半については、廃棄段階での新旧関係を把握することが可能である。

伴出土器を見ると、七世紀後半〜九世紀中頃の遺構から出土しており、八世紀前半に多くなる傾向がうかがえる。

また、紀年銘木簡では、新しい遺構への混入が明らかかな四六号「乙丑」(六六五年)を除き、第四水田期の一三三号「戊戌」(六九八年)、第三水田期の九〇号、九二号「養老七年」(七三三年)、六二号の神亀(三〇)年(七二六年)が多くの遺物を出土した遺構に伴っており、重要な資料となる。特に、土器の実年代比定に効力を持つ資料に恵まれていなかった本地域にあっては、貴重な資料となろう。

こうした新旧関係を基準に木簡の積文や属性を検討した結果、屋代遺跡群における木簡に関わる諸属性の変遷を捉えることができた。この点につ

いては、第四・五章を参照していただきたい。

### 二 木簡廃棄時の形態及び廃棄状況の分類

屋代遺跡群出土の木簡は溝や流路などに廃棄された時点での最終形態により、大きく次のようなタイプに分けることができる。

- ①付札、文書木簡などそのまま出土したもの<sup>1)</sup>。
- ②習書が認められるもの。
- ③別の木製品に転用されたと考えられるもの。
- ④斎串に墨書がなされたもの。
- ⑤形状は祭祀具と異なるが、墨書の内容が祭祀に関わると思われるもの。

以上である。また、これらを形状や積文から類推すると、①〜③は原形が付札や文書などの木簡であり、④はもともと祭祀具として製作され、おそらく祭祀に関わる意味を持つ墨書がなされたと考えられる。⑤は四号「竈神」一点のみであるが、内容から祭祀に関わるものと予想され、付札、文書などの木簡とは性格を異にするとと思われるので、別タイプとして分類した。

木簡の出土場所と廃棄の状況を分類すると次のように分けられる。

- A. 湧水溝に廃棄されたものうち、木屑層以外で出土したもの。
  - B. 湧水溝に他の廃棄物とともに捨てられ、木屑層から出土したもの。
  - C. 湧水溝に廃棄された木屑とともに流路中に流出したと考えられるもの。
  - D. 直接東西流路中に廃棄されたと思われるもの。
  - E. 橋から流路中に廃棄されたもの。
  - F. 祭祀具のセットの一部として廃棄ブロックに属するもの。
- 以上である。

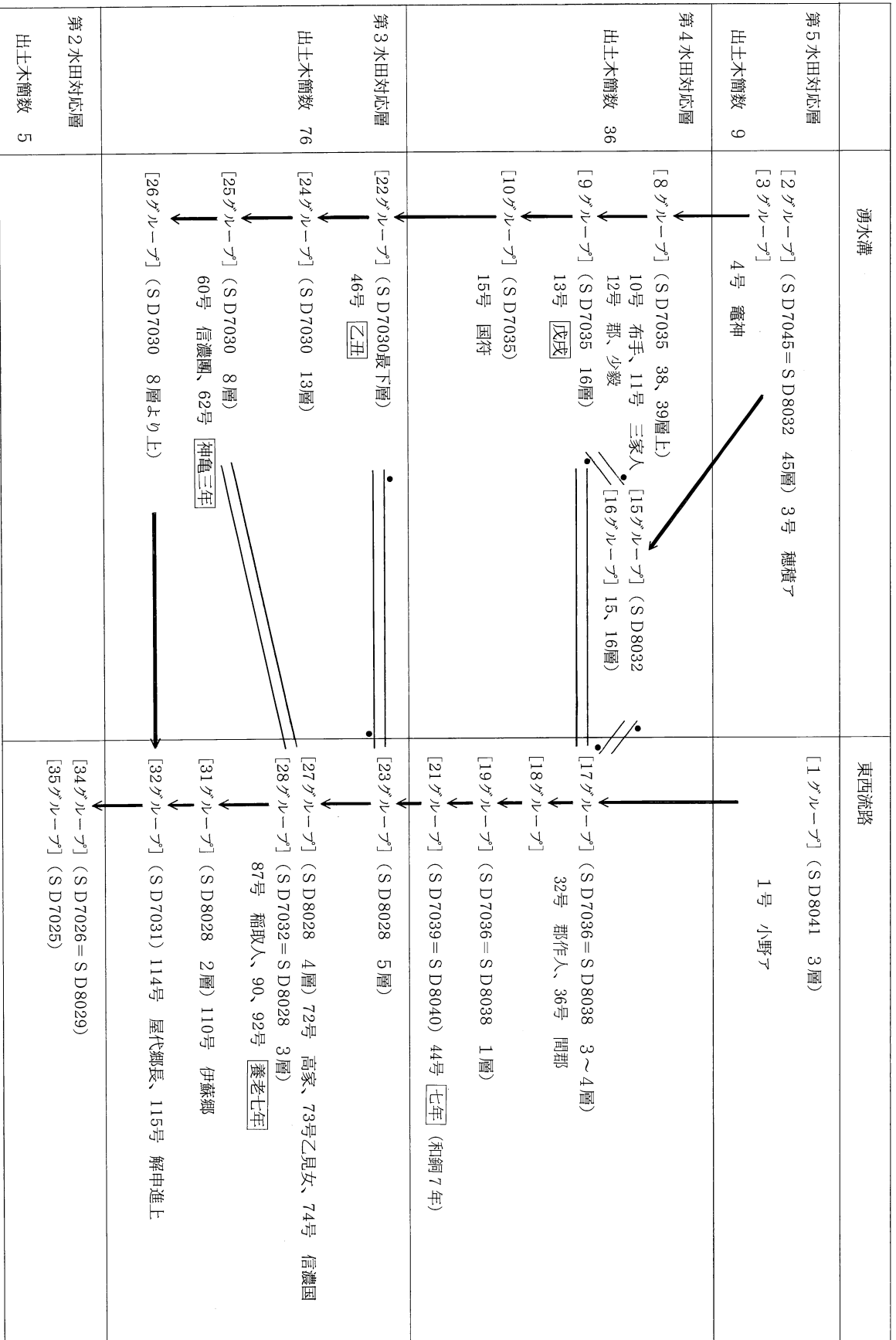


図38 出土層位から見た木簡新旧関係表

以上、廃棄段階での用途分類①～⑤と、廃棄場と状況の分類A～Fを組み合わせ、それに属する木簡を分類すると次のようになる。ただし、釈文や形状、出土地点や出土層位が不明なものを除く。

- ①—A 湧水溝中木屑層以外で出土した、付札、文書などの木簡  
 三号（第五水田期）、一〇、一一、一二、二五号（第四水田期）、六八、六九、七〇号（第三水田期）
- ①—B 湧水溝に他の廃棄物とともに捨てられ、木屑層で出土した付札、文書などの木簡  
 一三、一四号（第四水田期）、五九、六一、六二、六三、六四、六七号（第三水田期）
- ①—C 木屑とともに流出した付札、文書などの木簡  
 三二、三四、三五号（第四水田期）、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八六、八八、八九、九〇、九一、九二号（第三水田期）
- ①—D 東西流路に直接廃棄された付札、文書などの木簡  
 一号（第五水田期）、三三号（第四水田期）
- ①—E 橋から流路中に廃棄された付札、文書などの木簡  
 一一四号（第三水田期）
- ①—F 認められない。
- ②—A 湧水溝中、木屑層以外で出土した、習書が認められる木簡  
 一五号（第四水田期）
- ②—C 木屑などとともに流出した、習書が認められる木簡  
 三六号（第四水田期）
- ②—D 東西流路中に直接廃棄された、習書が認められる木簡  
 八七号（第三水田期）
- ②—E 橋から流路中に廃棄された、習書が認められる木簡

一一五、一一六、一一七号（第三水田期）

②—B、②—F 認められない。

③—A 湧水溝中木屑層以外で出土した、転用された木簡  
 二六号（第四水田期）

③—B 転用され、他の廃棄物とともに湧水溝に捨てられたもの。  
 六〇号（第三水田期）

③—C 転用され、木屑などとともに流路中に流出したもの。  
 三九号（第四水田期）、七一、九三号、九五号（第三水田期）

③—D、③—E、③—F 認められない。

④—D 齋串に墨書され、流路中に廃棄されたもの。  
 一二四、一二五号（第二水田期）

④—F 齋串に墨書され、祭祀具廃棄ブロックに属するもの。  
 六号（第五水田期）、三〇、三一、四二号（第四水田期）

④—A、④—B、④—C 認められない。

⑤—A 祭祀に関わる墨書をもつ木簡で、湧水溝中の木屑層以外で出土したもの。  
 四号（第五水田期）

他は認められない。

以上の分類から木簡の廃棄状況について若干の考察を加えてみたい。

まず①（付札、文書などの木簡）である。廃棄状況はF（祭祀具廃棄ブロック）が認められないのみで、他は全て認められる。その中でも特に湧水溝に廃棄されたもの（A、B）、湧水溝から流出したもの（C）が多くを占めている。このことは第五～第三水田期を通して、湧水坑が埋め戻された後の湧水溝が木簡の廃棄場所となっていたことを示している。最も量が多いのは、他の廃棄物と区別されることなく出土しているB、Cである。また、

木屑層以外で出土しているAも認められる。前者は、廃棄の段階では木簡も他の廃棄物と同様の扱いを受けていたと考えられるが、後者は木簡を他の廃棄物とは別扱いにしていたか、あるいは廃棄する時期が他とは若干異なっていた可能性が考えられる。

東西流路に直接廃棄されたと思われるもの(D)は二点と少なく、木簡の性格から類推することは困難である。橋から廃棄されたもの(E)は前述のSD70331出土木簡(32グループ)である。この段階では湧水溝(SD7030)は埋没しきった状態であり、廃棄場所がこの地点に移ったことを示している。

② (習書が認められる木簡) は六点あるが、内四点は木屑層以外で出土している点が注目される。一五号「国符木簡」は、SD7035が埋没した後の凹地に廃棄されている。他の三点は全てSD7031からの出土であり、橋から流路に廃棄されたものである。なお、八七号は第五節(三)で述べたように、水田側から流路中に直接廃棄された可能性が指摘できるものである。よって三六号を除く他の五点の習書木簡には溝、流路への直接廃棄という共通性がみられ、他の廃棄物や、付札・文書などの木簡とは廃棄方法が異なっている。

③ (転用された木簡) はその判別が難しい。今後の木製遺物の整理の中でさらに検討していく必要がある。ここにあげた六点の内、二六号は琴形木製品に転用されたもので、しかも釈文から転用前は習書木簡であったと考えられる。廃棄の場所もSD7038(水門を伴う湧水溝)であることから、他のものとは性格が異なる。おそらく祭祀に関わるものと考えられ、⑤—Aの四号「竈神」も同様に湧水溝に単体で廃棄されている点が注目される。また、九五号は、釈文は不明であるが、明らかに文字部分が切られているため、木簡を琴柱に転用したのと考えられる。これは木簡の機能を終えた後の利用という点で二六号とともに重要な資料である。

なお、三九、六〇、七一、九三号は他の廃棄物とともに棄てられたもので、転用の用途も不明である。

④ (斎串に墨書されたもの) はD(流路中に単体で廃棄されたもの)とF(祭祀具廃棄ブロックに属するもの)に限定される。Dは第二水田対応期にのみ認められ、両者とも蛇行状の墨線が書かれるのみである。あるいはこの時期特有の祭祀のあり方を示すものかもしれないが、今後の報告にゆだねたい。この第二水田期は釈文が明確な木簡がなく、①③に属するものも一点も認められない。湧水溝の掘削も行われなくなる時期であることから、これ以前の段階とは状況がやや異なっているとも考えられる。Fは第五、第四水田期にのみ認められる。廃棄の場所は溝や流路に向かう傾斜地であり、木簡の廃棄場所とは明らかに異なることがわかる。書かれた内容は全点不明である。

### 三 木簡廃棄パターンの変遷

前項で行った分類を各水田期毎にまとめ、その特徴と変遷の傾向を捉えてみたい。

#### (一) 第五水田期

①—A、①—D、④—F、⑤—Aが認められる。木簡の出土量が少ないこともあるが、木屑などとともに廃棄される木簡がないことが第四、第三水田期と比べ特徴的である。

木簡の廃棄場所は湧水溝(SD8032=7045)で、おそらくそれぞれ単体で廃棄されたものと思われる。一号は流路に直接廃棄されたものであるが、木簡の内容からもその性格が注目される。

#### (二) 第四水田期

①—A、①—B、①—C、①—D、②—A、②—C、③—A、③—C、④—Fが認められる。第五水田期をのみの⑤を除いて、①④の全てが出揃

う。木簡の出土量が第三水田期の約半分であるが、習書木簡が増加すること、第三水田期には認められない④—F（祭祀具廃棄ブロックに属するもの）が三点存在し、琴形木製品に転用されたもの（二六号）とともに祭祀に関わる木簡の多い点特徴的である。廃棄場所の中心は湧水溝SD7035で、木屑などとともに廃棄された木簡も認められるようになる。

### （三）第三水田期

①—A、①—B、①—C、①—E、②—D、②—E、③—B、③—Cが認められる。

この段階で祭祀具廃棄ブロックに属するもの（④—F）がなくなる点、木屑などに混じって多くの木簡が廃棄される点特徴的である。廃棄場所は湧水溝SD7030が中心であるが、この溝の埋没後に橋を伴うSD7031が新たな廃棄場所となる。

### （四）第二水田期

④—Dが認められるのみである。他の木簡は釈文が不明であるが、やはり流路中に直接廃棄されている。第三水田期では現在確認されていない、祭祀具への墨書が再び行われる。また、付札や文書と断定できる内容をもつ木簡が存在しないことが最大の特徴である。湧水溝の掘削も行われず、木簡のみでなくこの周辺をとりまく社会的環境が変化したことも考えられる。

## 四 まとめ

屋代遺跡群における木簡の出土状況の特徴は、次のようにまとめられる。

①層位によって、七世紀後半～九世紀中頃における前後関係を捉えることができる。

②紀年銘木簡が含まれており、伴出遺物も豊富であること。

③付札、文書などの木簡、習書木簡、祭祀具、転用された木簡に廃棄場所の違いが認められること。

④廃棄場の変遷が捉えられること。

以上、こうした点を踏まえ木簡の詳細な検討を次章より行っていきたい。

### 註

（1）①について本章では②～⑤に含まれない木簡として幅広く分類した。そのため第五章第一節図64、図92の文書木簡、付札木簡（荷札）の項目に含まれないものも、この中に入れてある。

### 引用・参考文献

- 各務原市教育委員会 一九八四  
『美濃須衛古窯跡群資料調査報告書』
- 更埴市教育委員会 一九八八  
『屋代遺跡群・更埴条里水田址詳細分布調査報告書』
- 更埴市教育委員会 一九八八  
『大境遺跡』
- 古代の土器研究会 一九九二  
『古代の土器Ⅰ 都城の土器集成』
- 古代の土器研究会 一九九三  
『古代の土器研究会 第2回シンポジウム 古代の土器研究 律令的土器様式の西・東2 須恵器』
- 坂井秀弥 一九八八  
『律令期の須恵期系譜―越後西南部における二つの系譜をめぐって―』『歴史学と考古学』
- 寺内隆夫・宮島義和 一九九六  
『奈良時代木製祭祀具の廃棄ブロックについて―長野県屋代遺跡群⑥区の調査より―』『考古学ジャーナル』398
- 東国土器研究会 一九九四  
『東国における律令制成立までの土器様相とその歴史的動向』



長野県教育委員会ほか 一九六八

『地下に発見された更埴市条里遺構の研究』

長野県埋蔵文化財センター・長野県立歴史館 一九九五

『屋代遺跡群出土の木簡』（特別公開説明資料）

榎崎彰一・斉藤孝正 一九八三

『愛知県古窯跡群分布調査報告』Ⅲ 愛知県教育委員会

北陸古代土器研究会 一九九五

『北陸古代土器研究』5号

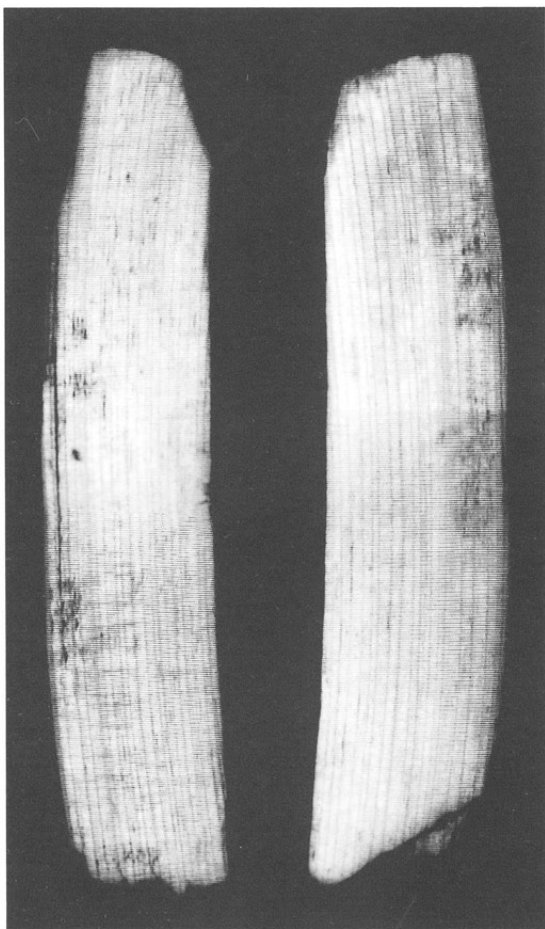
宮島義和 一九九五

「更埴市屋代遺跡群の祭祀遺物―木製祭祀遺物の変遷 飛鳥・奈良・平安―」『長野県

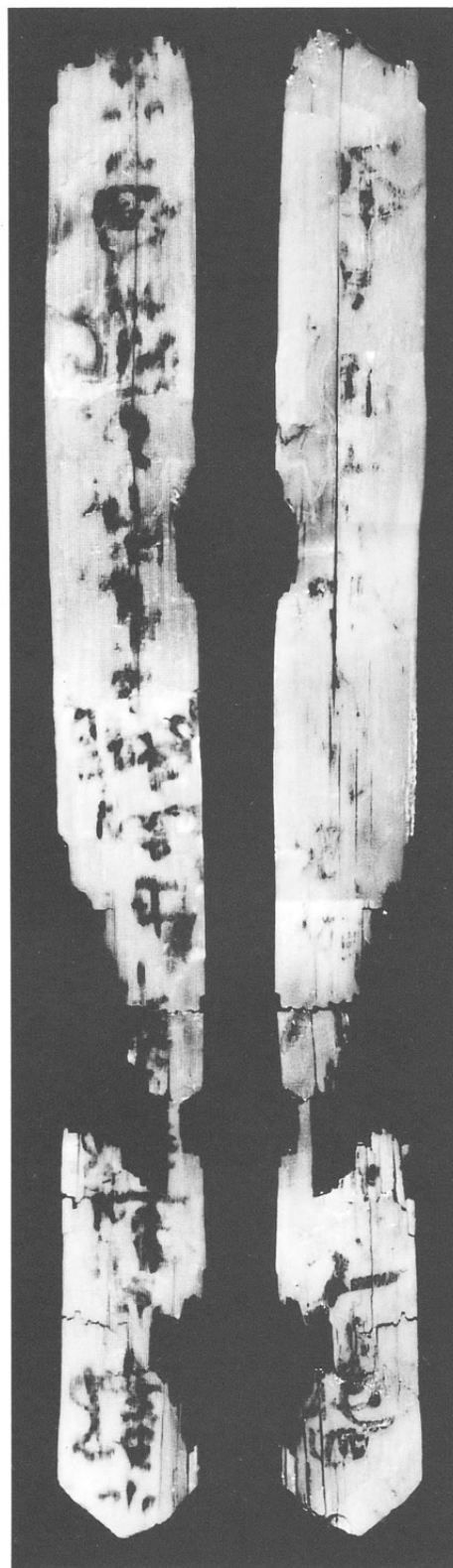
考古学会誌』76



図版  
一

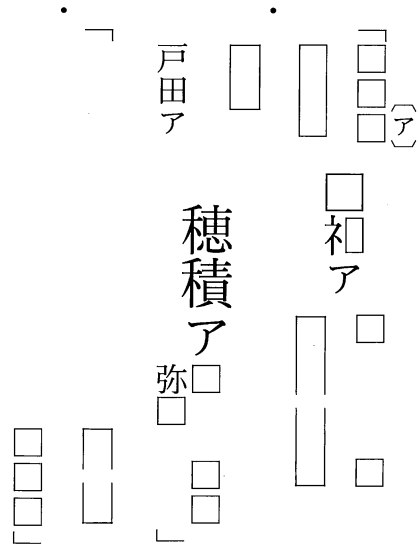


二



一  
(縮尺二分の一)

三



187 × 53 × 7 051(170031) 榎  
 SD7045 (SD8032 45層対応) 2G

上下端ともに側面ケズリで斜めに面取りをして調整している。厚手かつ幅広で下部を圭頭状にしている。表の下部はカットグラス状ケズリにより、わずかしかな字画が確認できない。裏面上部も字画は判然としないが墨痕あり。表裏カットグラス。

穂積部は大宝二年(七〇二)の御野(美濃)国戸籍に見え、本簀郡・山方郡・加毛郡に分布する。ウジ名(部姓)を列記した記録簡か。なお戸田部は管見の限りこれまで類例をみない。

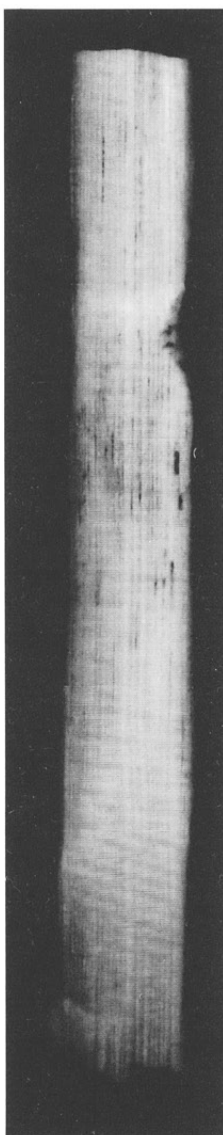
四

「竈神」

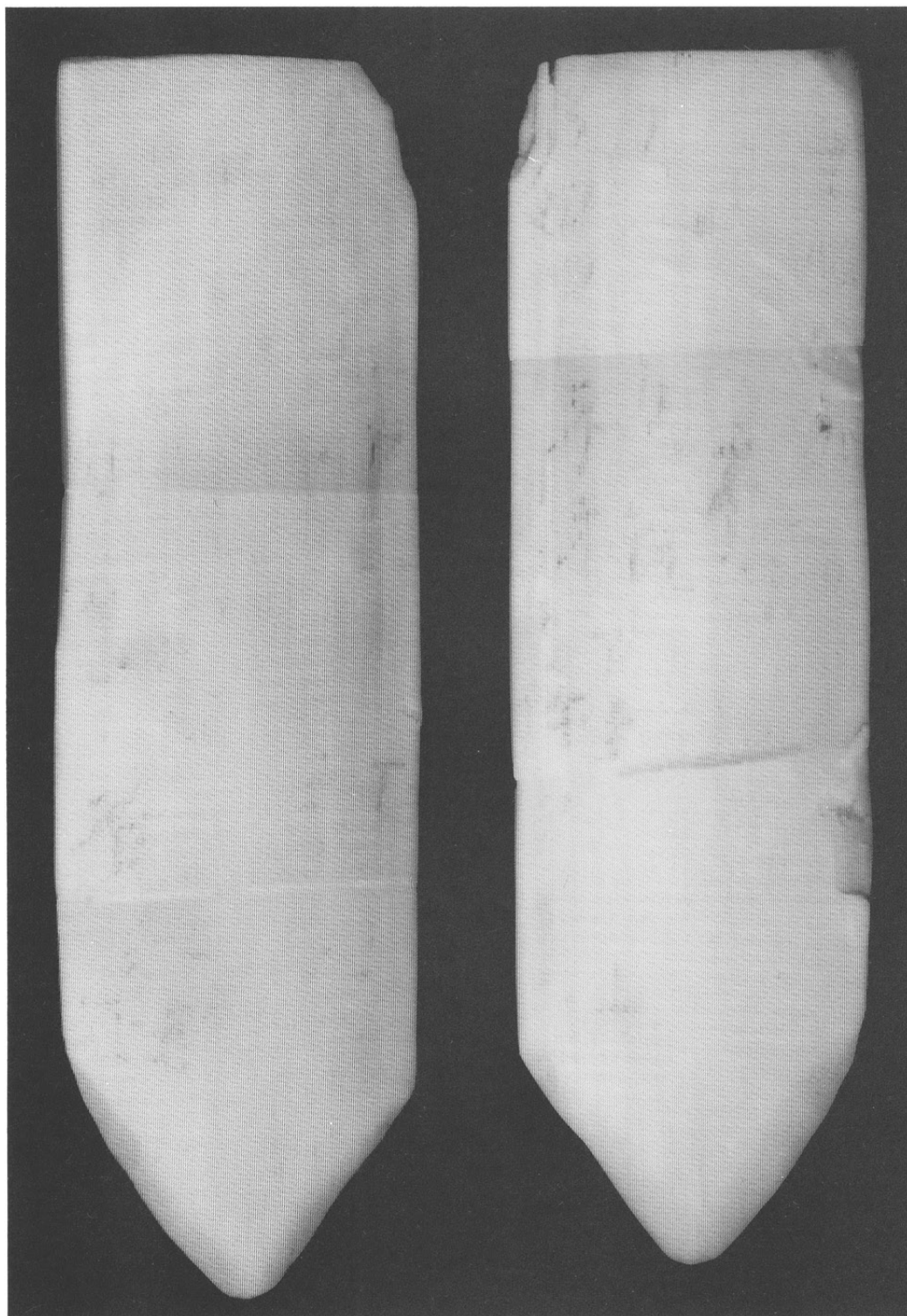
上端は粗い平面ケズリ。下端は二次的なケズリ。木簡の上部片面に「く」型状切り込みがある。表裏無調整。

竈神の出土文字資料としての類例は、墨書土器として、千葉県庄作遺跡出土の八世紀中頃の土師器杯の外部底面に「竈神」と記されたものがある。

(141) × 18 × 4 019(160A) 追  
 SD7045 3G

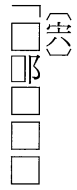


四



三

五



上端は斜めの平面ケズリ。下端部は欠損。表裏ハギトリ。

〔六〕は六人か六人部に関わるか。

(143) × 26 × 3 019(1700Z) 柱・ヒノキ属  
SD7045 3G

六



上下端欠損。表調整法不明。裏無調整。

(88) × 23 × 2 081(Z00Z) 柱・ヒノキ属  
SD7045 4G

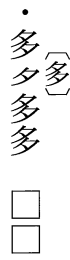
七



曲物の側板を転用して、その内側に墨書していると考えられる。福岡県井上薬師堂遺跡では、曲物の側板を転用した木簡が出土している（『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告』10—小郡市所在井上薬師堂遺跡の調査—福岡県教育委員会 一九八七年）。

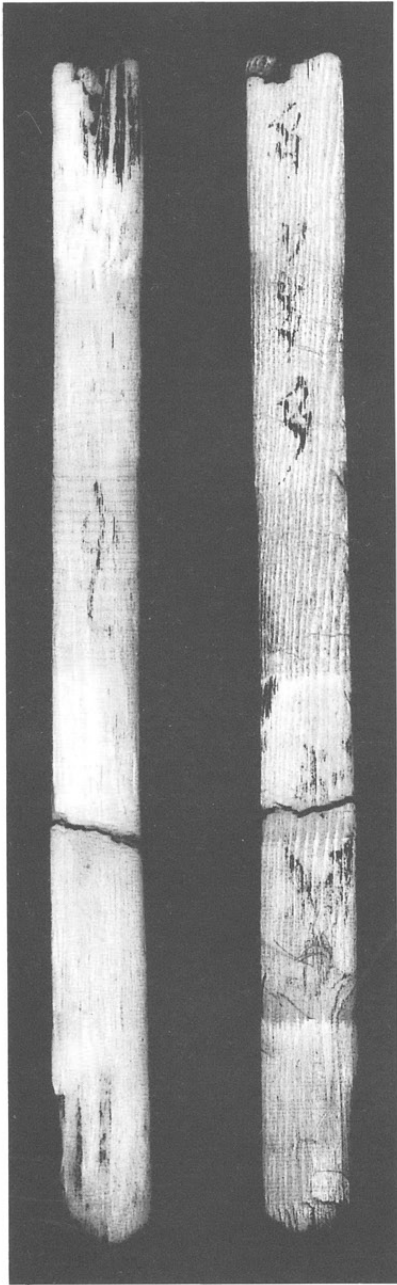
(150) × (23) × 2 061 板I・ヒノキ属  
SD7046 5G

八

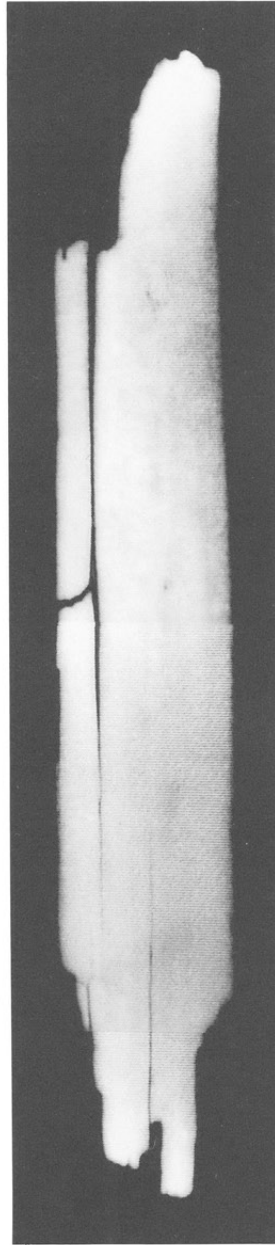


(152) × 13 × 5 081(a00,A) 板II  
第五水田対応層 6G

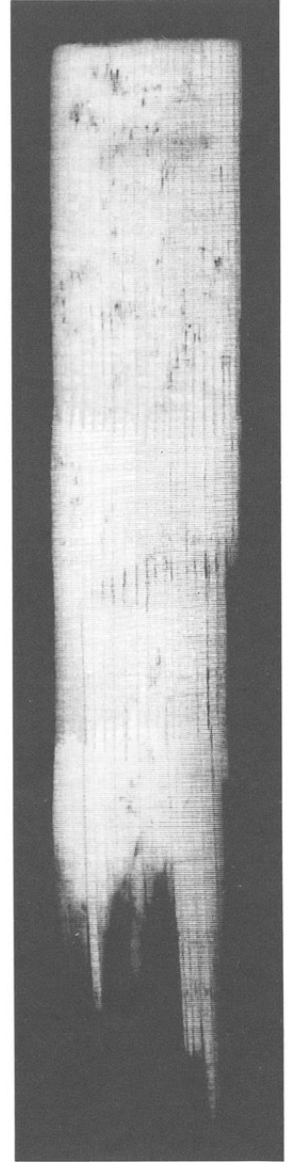
右側面は二次的なキリ。上端部は二次的なキリ・オリ。裏は木目に直交する方向に刃物を入れ、下からそこに向かって二次的にハギトリをしている。表裏調整法不明。表上部は二次的なキリが行われた後の習書と思われる。下部の字は右部が欠けているので、二次的なキリ以前に記されたものと思われる。



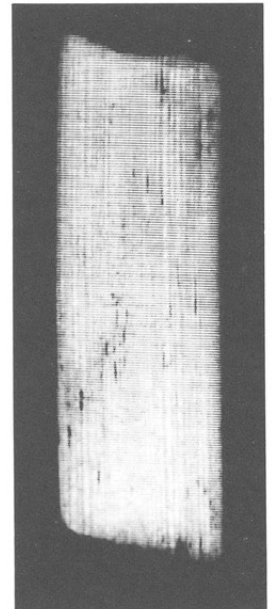
八



七



五



六

九



上下端側面ケズリ。表裏調整法不明。文字が半截されている。

135 × 21 × 6 011(1001) 板I・ヒノキ属  
第五水田対応層 7G

## 第二節 第四水田対応層出土木簡

一〇

金刺ア富止布手  
刑ア真布 酒人布手

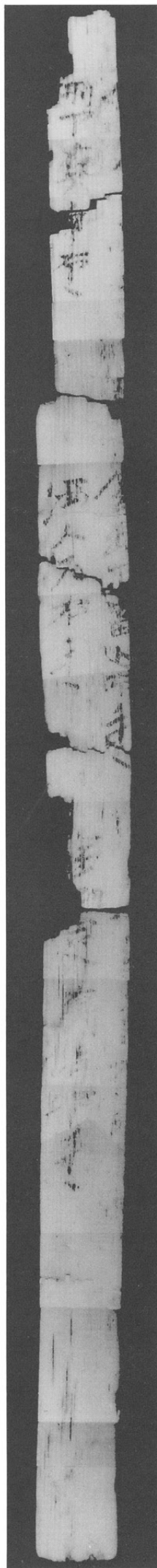
金刺 舍入真清布手

(326) + (237) × (32) × 5 081(ZFO1) 追・ヒノキ属  
SD7035 38・39層上 8G

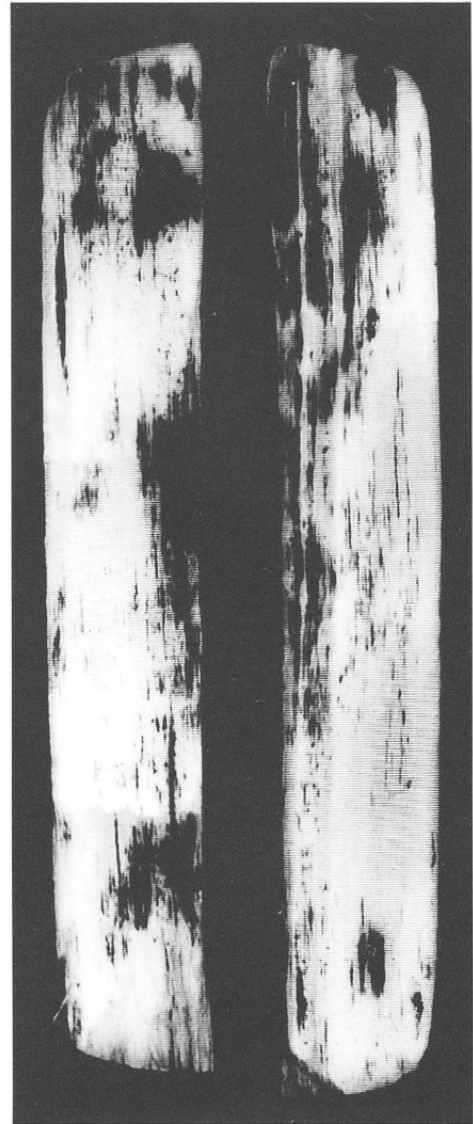
接合する五断片と、直接接合しない一片(釈文中破線で示す)が存する。上端は欠損。下端はキリ・オリ+平面ケズリ。左右側面は二次的なサキ。表裏調整法不明。

布手は布の織り手のことか。それぞれの人名の下の「」は合点か。記録簡であると推定される。「舍入」は舍人のことか。金刺舍人は八世紀後半に伊那郡大領・牧主当「金刺舍人八麻呂」、九世紀後半に埴科郡大領「金刺舍人正長」らが知られている。金刺部は管見の限り類例をみない。



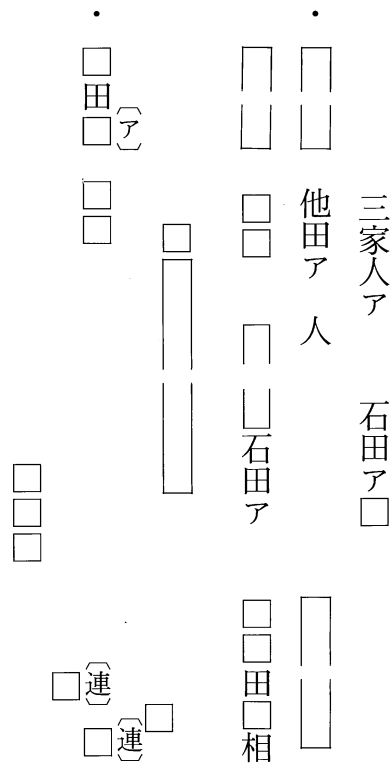


一〇(縮尺二分の一)



九

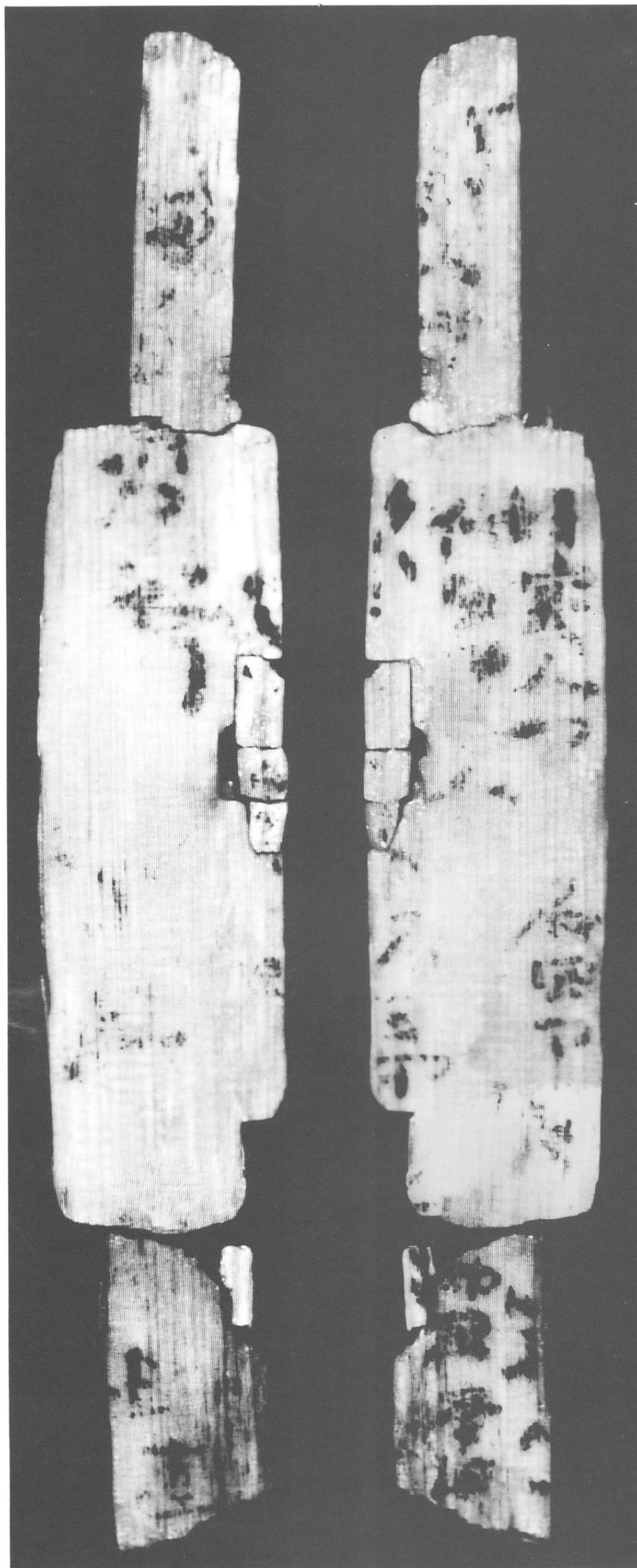
二



(273) × 43 × 2 081 (A00Z) 榎・ヒノキ属  
 S D 7 0 3 5 38・39層上 8 G

三片が接合する。上端は二次的なキリ。下端は欠損。表裏調整法不明。

三人人部・石田部・他田部などの部姓が記されている。三人人部は『日本後紀』弘仁六年（八一五）正月丁丑条に「造瓷器生尾張国山田郡人三人人部乙麻呂」がみえる。他田部は正倉院宝物の天平勝宝四年（七五二）十月上野国調黄純墨書銘に「郡司擬少領无位他田部君足人」とみえるものなどがある。石田部は管見の限り類例をみない。歴名を内容とする記録簡の一部か。



三

□郡□□□□□□  
□□

(142) × 39 × 5 081 (b00b) 追・ヒノキ属  
SD7035 38・39層上 8G

使酒人ア刀良

少毅□

上下端二次的なキリ・オリ。表調整法不明、裏ハギトリ。

酒人部は御野(美濃)国各務郡(大宝二年御野国戸籍)、越前国江沼郡山背郷(同郷計帳)等にみえる。少毅は軍団の次官。裏の行の配置からみて、少毅はこの文書の発行責任者を示す可能性があり、酒人部刀良はこの文書の送達のための使者か。

一三

「。○  
戊戌。年八月廿日 酒人ア□荒馬□東酒人ア□□□束」

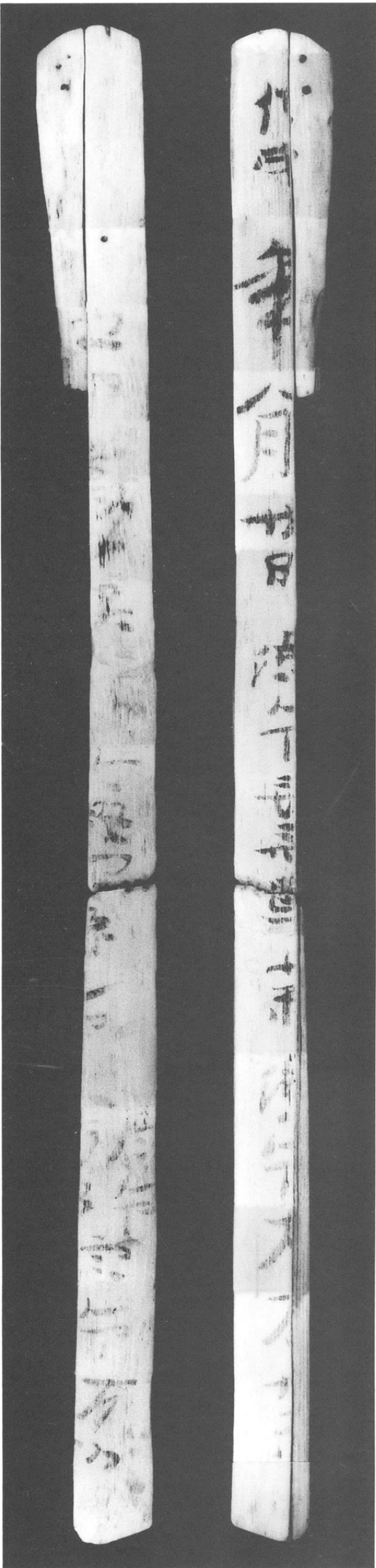
555 × 37 × 4 011 (20,2) 板1・ヒノキ属  
SD7035 16層 9G

酒人ア

○。六人ア□□□□□□□□人ア□□□□  
六人ア万呂

上下端は側面ケズリ。表裏面調整法不明。縦方向に二次的なキリ。右側の断片には小さな孔が一つあり、右側面を斜めに成形し、下端はキリ・オリ。その表面は部分的に削られ、文字の大部分が失われている。「年」の上の孔は二次的か。表カットグラス、裏部分的にカットグラス。

冒頭に干支年・月日を記した、大宝令以前の記載様式をもつ木簡。干支部分はやや読み取りにくい。戊戌年は文武天皇二年(六九八)と判断される。酒人部□荒馬らへの稲の支給、または彼らからの収納を記した記録簡か。裏面には六人部・六人部等の部姓が記される。六人部は天平十年度駿河国正税帳にみえる「六人部身麻呂」等に知られる。



一三(縮尺二分の一)



三

一四

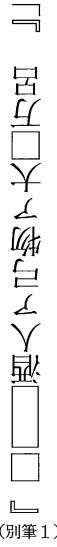


上下端欠損。左側面のみが二次的なサキ。形態は角材状。文字は木簡の幅に収まっている。表裏調整法不明。  
 「荷」と「二」の間に一次利用と思われる墨痕あり。

(134) × (11) × 7 081(200Z) 榎  
 SD7035 16層 95

一五

・「符 更科郡司等 可」<sup>〔致〕</sup>



(別筆2) (別筆1)

(313) × (34) × 4 019(1FFa) 追・ヒノキ属  
 SD7035 10G

二片からなる。上端はキリ。下端は二次的なキリ・オリ。長い断片の右側面は二次的なサキ、左側面はキリの可能性が高い。復原想定幅約五センチメートル。表ハギトリ。裏は文字を消すためのカットグラス。

信濃国司が更科郡司等に対して発給した国符。本木簡は国符に木簡を使用した初例。命令内容は不明。屋代遺跡群の地は埴科郡に属すが、宛所は更科郡司等となっている。この点については、『延喜式』の郡名記載順のように、更科郡から水内・高井・埴科の各郡へと遞送され、埴科郡家なしその関連施設で廃棄されたものと想定される。物部は信濃国では正倉院宝物の天平勝宝四年(七五二)一〇月白布墨書銘に「物部東人」とみえ、高井・佐久両郡に分布する。裏面は本来の木簡の面を削り習書。

一六

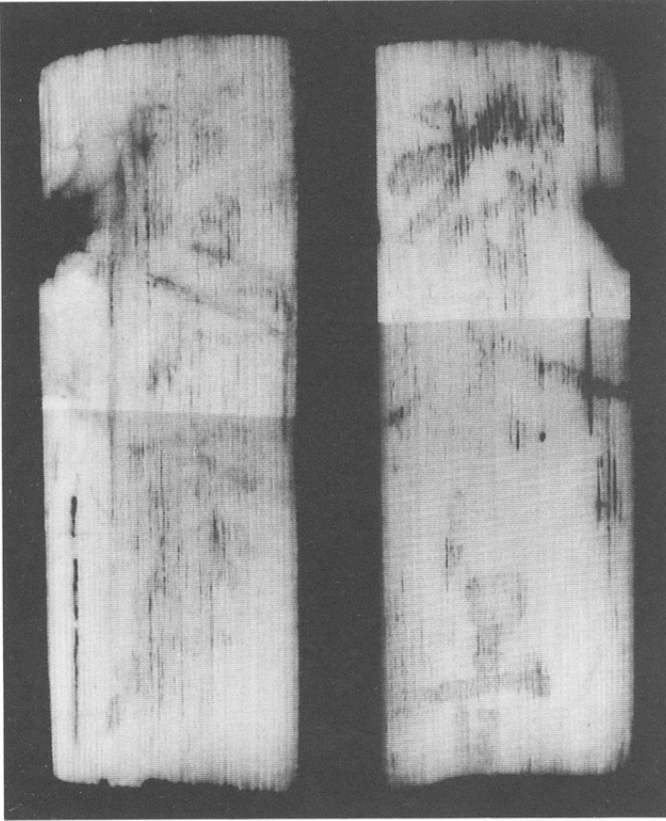
・「符 余戸里長」



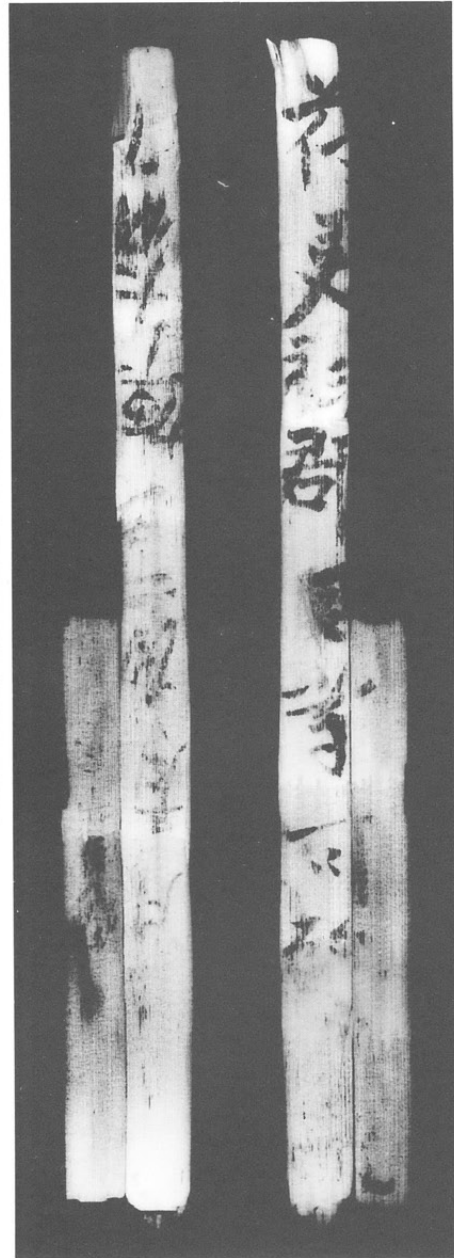
(99) × 35 × 3 019(200a) 追  
 SD7035 11G

上端は側面ケズリ。下端は二次的なキリ・オリ。右上の切り込み状の部分は後からの傷。表カットグラス。廃棄時の文字を消すために加えられたと推定される。裏ハギトリ。

埴科郡司から管内の余戸里長に対して出された郡里制下の郡符木簡。命令内容は不明。『和名類聚抄』では、埴科郡に余戸郷はないが、八世紀前半には埴科郡に余戸里が存在したことを示す。



一六



一五(縮尺二分の一)



一四

一七

・三枝ア馬手

□ □ □ □

81 × (6) × 4 (065) 板 I ・ヒノキ属  
SD7035 11G

上端は平面ケズリ。両側面は二次的なキリ。形態は角材状。表裏の調整法不明。  
三枝部は養老五年(七二二)下総国葛飾郡大島郷戸籍等に知られる。

一八

□<sup>(酒)</sup>人ア小太万呂

上端は際だつて鋭角の圭頭状で側面ケズリ。下端は欠損。表面調整はカットグラス。裏ハギトリ。

(183) × 29 × 3 059(300Z) 板 II  
SD7035 11G

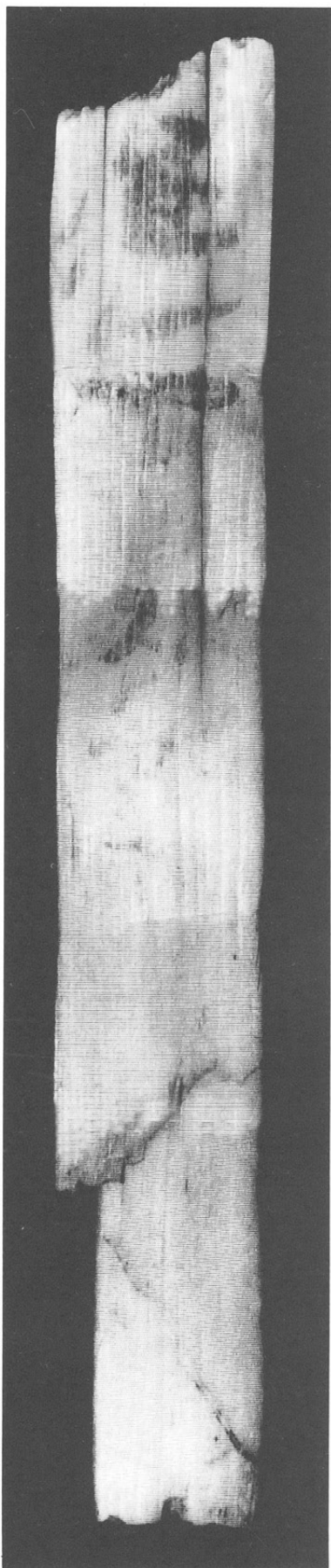
一九

酒人ア男□

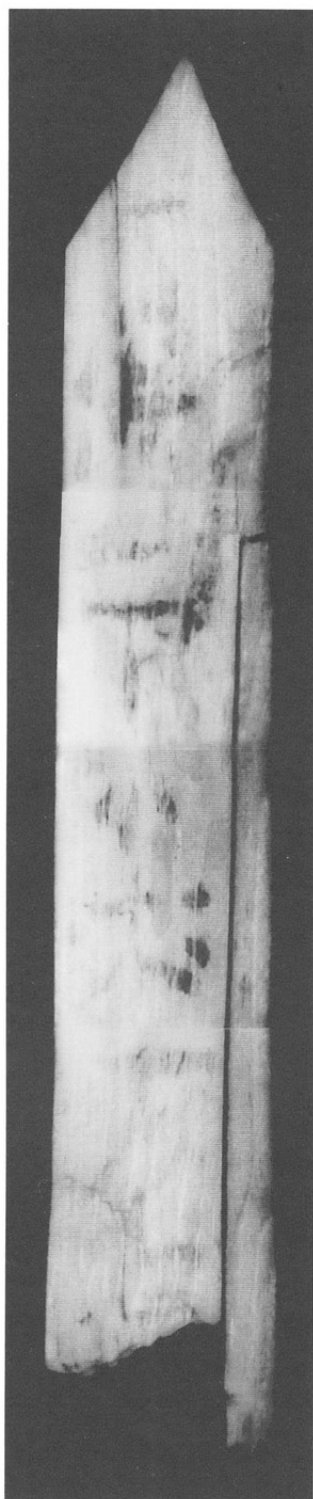
上下端欠損。表裏カットグラス。

(220) × 33 × 3 081(Z00Z) 板 II ・ヒノキ属  
SD7035 11G

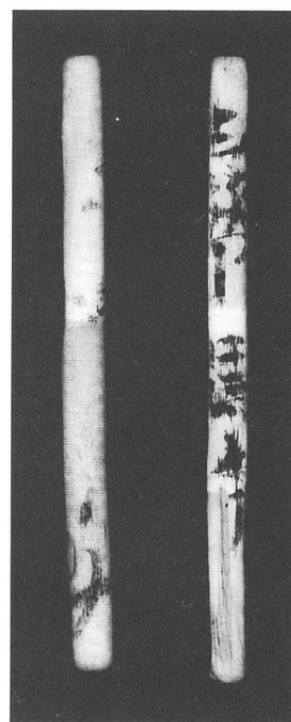




一九

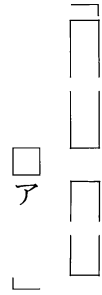


二八



二七

二〇



上下端は平面ケズリ。右側面は二次的なキリ。表裏調整法不明。

205 × (18) × 3 011(170,17) 板 I  
SD7035 11G

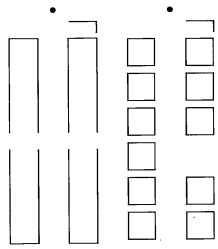
二三



上下端は平面ケズリ。右側面は二次的なキリ。表裏ハギトリ。二〇号木簡と同材の可能性が高い。

232 × (43) × 4 011(170,17) 板 I・ヒノキ属  
SD7035 11G

二三



上端は側面ケズリ。下端は二次的なキリ・オリ。表は文字を消すためと推定されるカットグラス。裏ハギトリ。

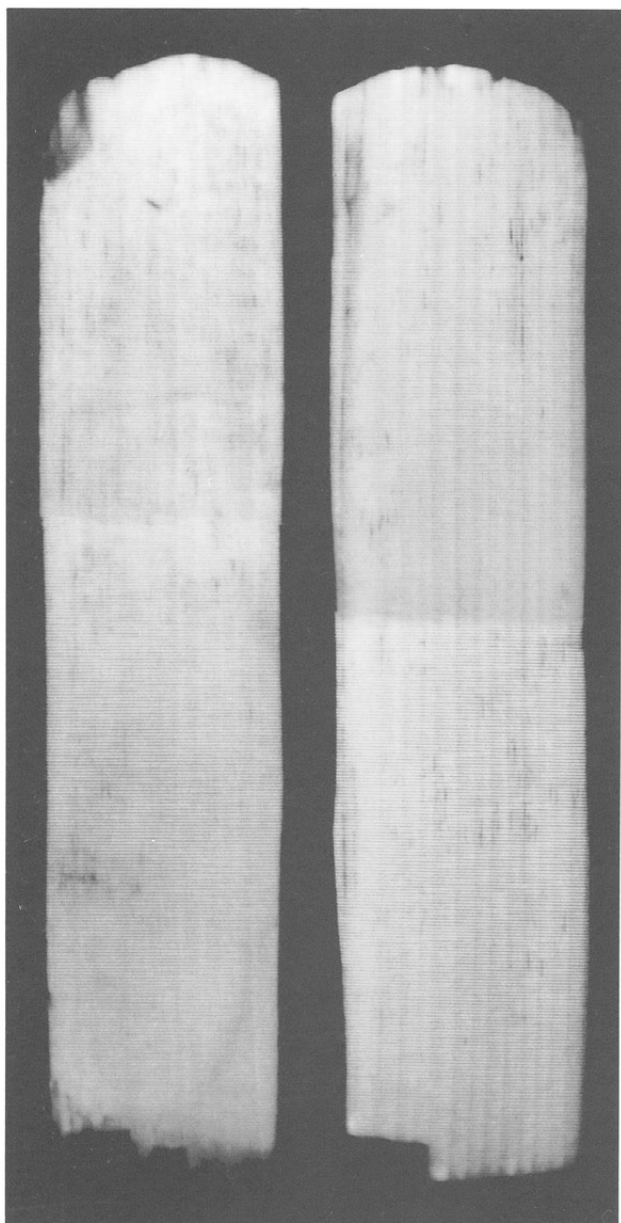
(145) × 32 × 6 019(200a) 追・ヒノキ属  
SD7035 11G

二三

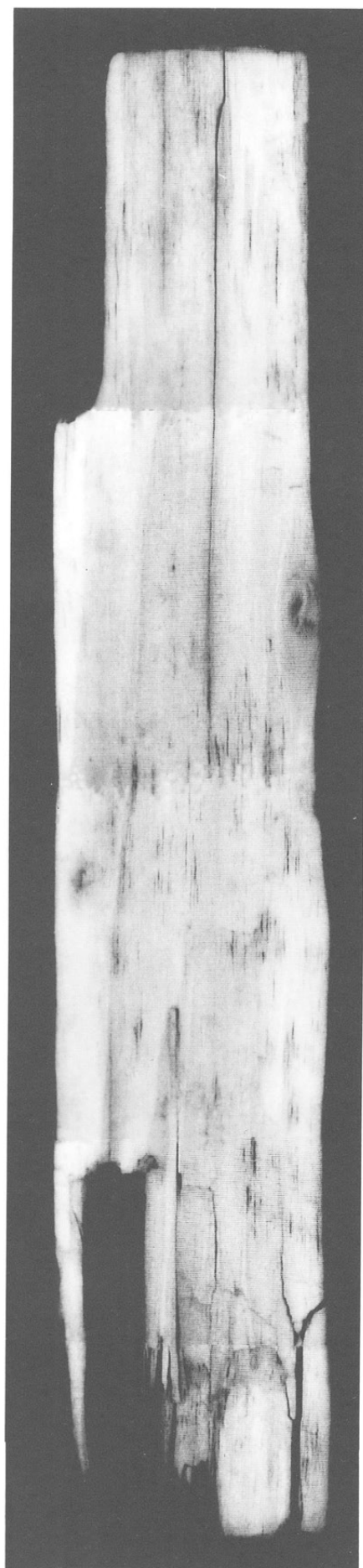


ハギトリ片。

091 榎  
SD7035 11G



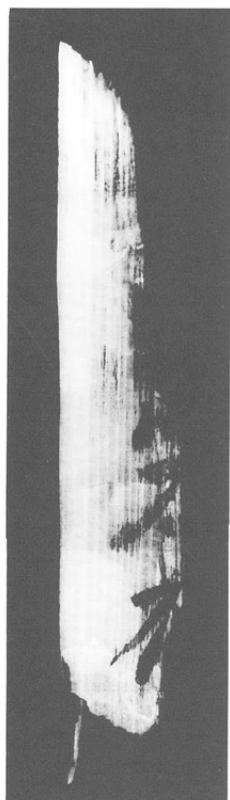
三



三



110



三

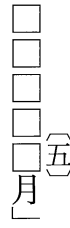
二四



上下端は欠損。右側面は二次的なキリ、もしくは欠損。表裏カットグラス。

(52) × (17) × 3 081(Z04Z) 板 II  
SD7035 11G

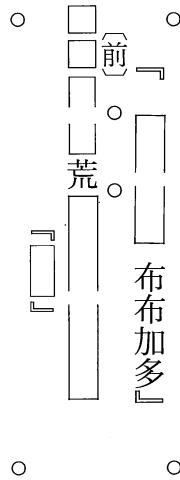
二五



上端は二次的なキリ・オリ。表裏調整法不明。

(150) × 32 × 3 059(a054) 柩  
SD7038 12G

二六



琴形木製品に転用。上下端に四つずつ突起をもつ。上下各二つ及び中央やや上部に二つの孔あり。表の文字の部分にカットグラス。本来の文字を消して習書。

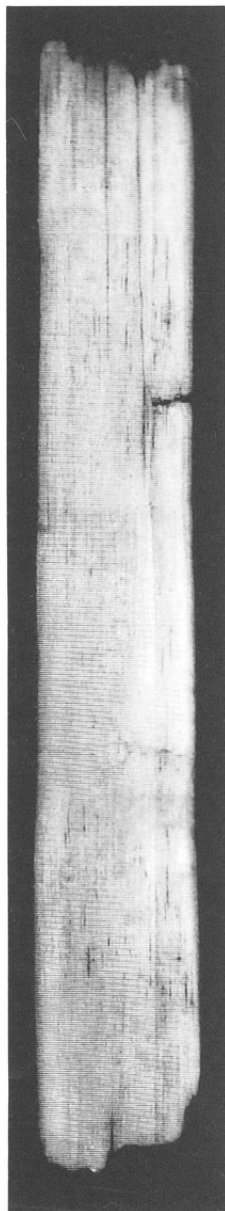
(290) × (35) × 4~6 061 板 II  
SD7038 12G

二七

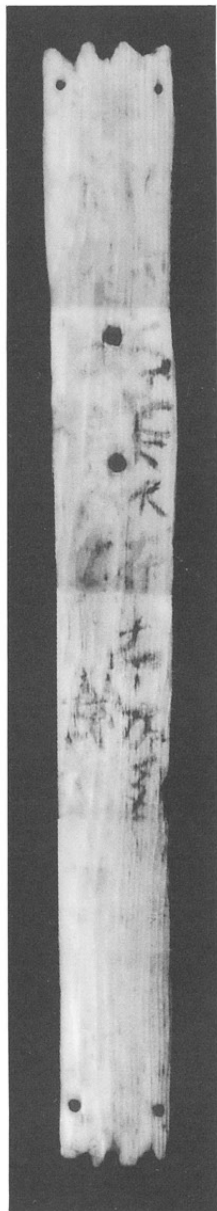


上下端は欠損。表裏調整法不明。

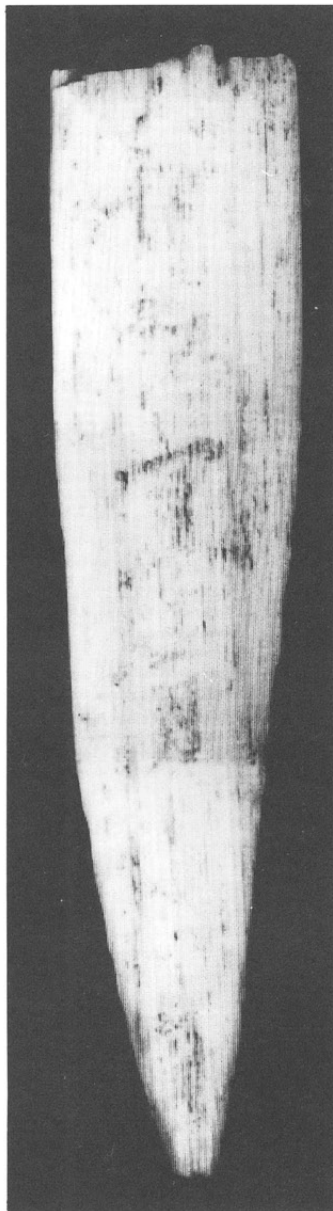
(148) × 21 × 4 081(Z00Z) 板 I・ヒノキ属  
SD7047 13G



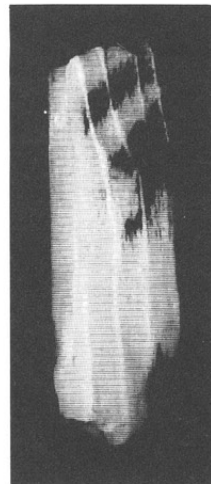
二七



二六 (縮尺二分の一)



二五



二四

二六



一端は圭頭状で先がやや焼け焦げている。他端は欠損。表調整法不明。裏無調整。

(231) × 23 × 4 019(300Z) 榎  
S D 8 0 0 3 2 21層 14 G

二九



上下端は欠損。右側面は文字の切断状況から、二次的なキリの可能性あり。表裏調整法不明。

(75) × (19) × 3 081(20,0Z) 追  
S D 8 0 0 3 2 15・16層上面 15 G

三〇



上端は二次的なキリ・オリ。下端は剣先状に成形。表裏調整法不明。齋串に墨書されたか。

(107) × 17 × 2 061(a005) 榎・ヒノキ属  
S D 8 0 0 3 2 15層上面 16 G

三一

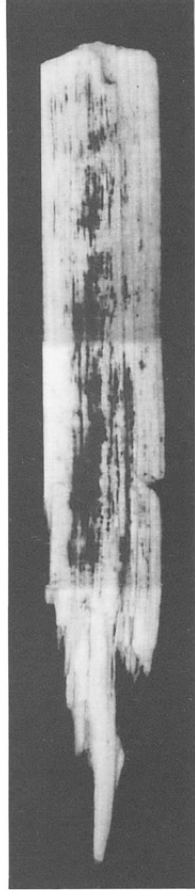


上端は圭頭状に成形。下端は欠損。両側面は無調整。表調整法不明。裏面は無調整。齋串に墨書されたか。

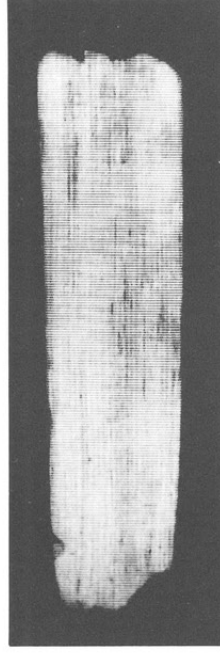
(165) × 17 × 1 061(300Z) 追  
S D 8 0 0 3 2 15層上面 16 G



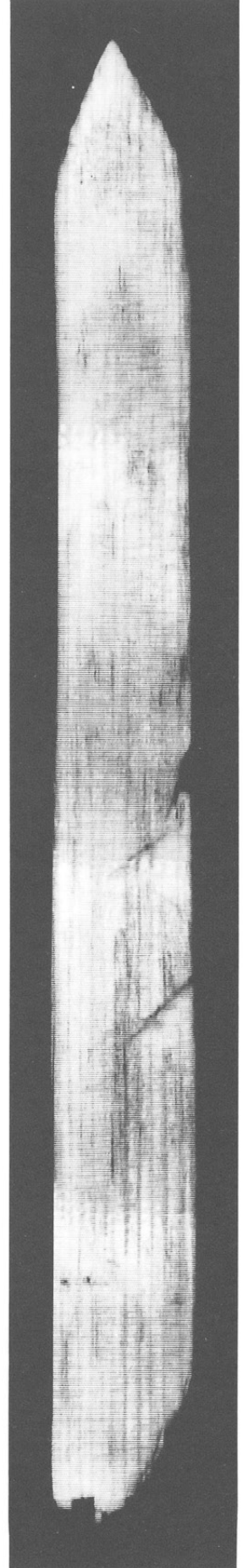
三



三〇



二九



二六

三

〔酒人ア万呂郡作人〕〔定〕〔奉または本〕  
 〔千〕〔出〕

上下端は側面ケズリ。両側面は無調整。表カットグラス。裏一部ハギトリ。  
 文書簡か。

265 × 27 × 4 011(1002) 板II  
 SD8038 3~4層 17G

三

〔別〕〔者人〕  
 〔羅者三日〕〔列有〕

上下端は欠損。両側面は無調整。表裏調整法不明。  
 文書簡か。

(307) × 38 × 5 081(Z00Z) 板I  
 SD8038 3~4層 17G

三

〔等〕  
 〔等右一身〕

上端から刃物を入れたハギトリ片。ハギトリ前の木簡の形状が残り、上端はキリ・オリ+側面ケズリ。  
 文書簡か。

(155) × (30) × 4 019(100Z) 追  
 SD7036 (SD8038 3~4層対応) 17G

三

〔那〕  
 〔郷是不里〕

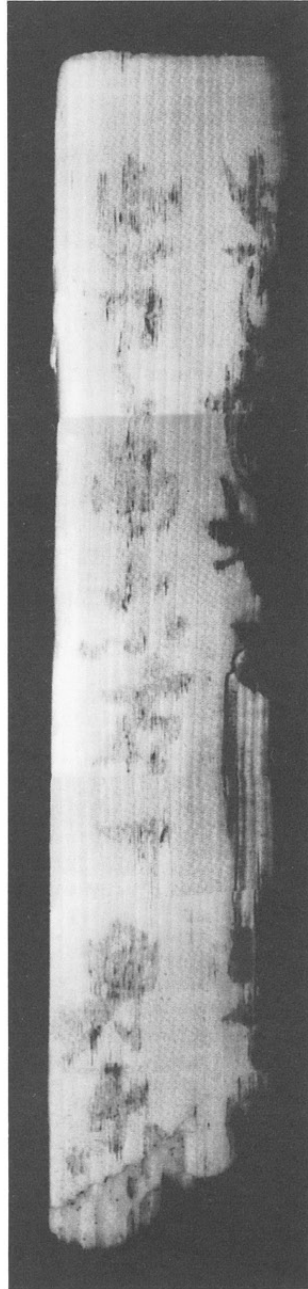
上端は二次的なキリ・オリ。下端は平面または側面ケズリ。表裏調整法不明。  
 〔平郷〕は『和名類聚抄』の更級郡小谷(平宗奈)郷に比定されるか。

(202) × 21 × 4 019(b001) 板I  
 SD7036 (SD8038 3~4層対応) 17G

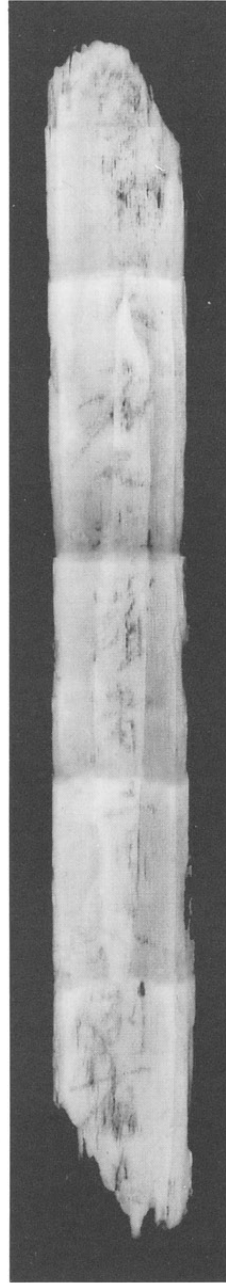




三五



三四

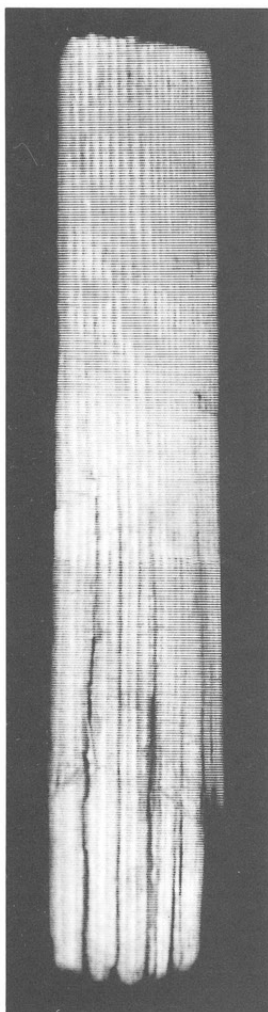


三三 (縮尺二分の一)

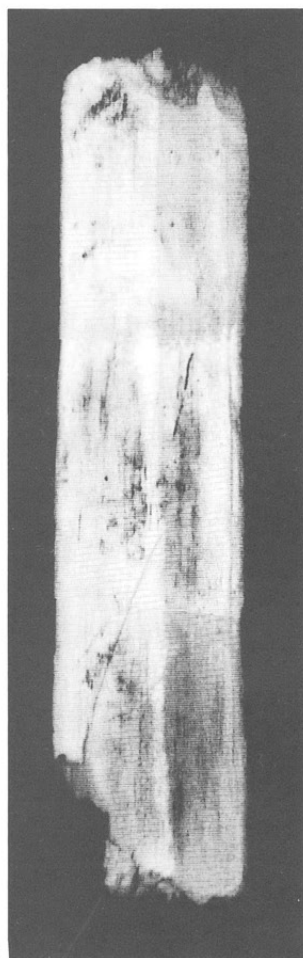


三三

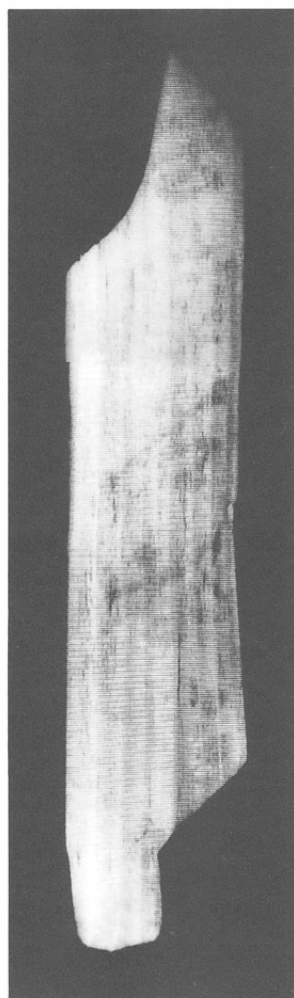




三六



三七



三五



三六

四〇

□□

上端は二次的なキリ・オリ。下端は欠損。表裏調整法不明。

(83) × 29 × 3 081 (a00Z) 追  
SD7039 18G

四一

□□

上下端は欠損。左側面は二次的なサキ、もしくは欠損。表裏調整法不明。

(50) × (25) × 4 081 (Z00Z) 追  
SD7039 18G

四二

□□□□

上下端は欠損。表裏調整法不明。  
斎串に墨書されたか。

(105) × (14) × 4 061 (Z00Z) 板 I・キニ属  
SD8038 1層 19G

四三

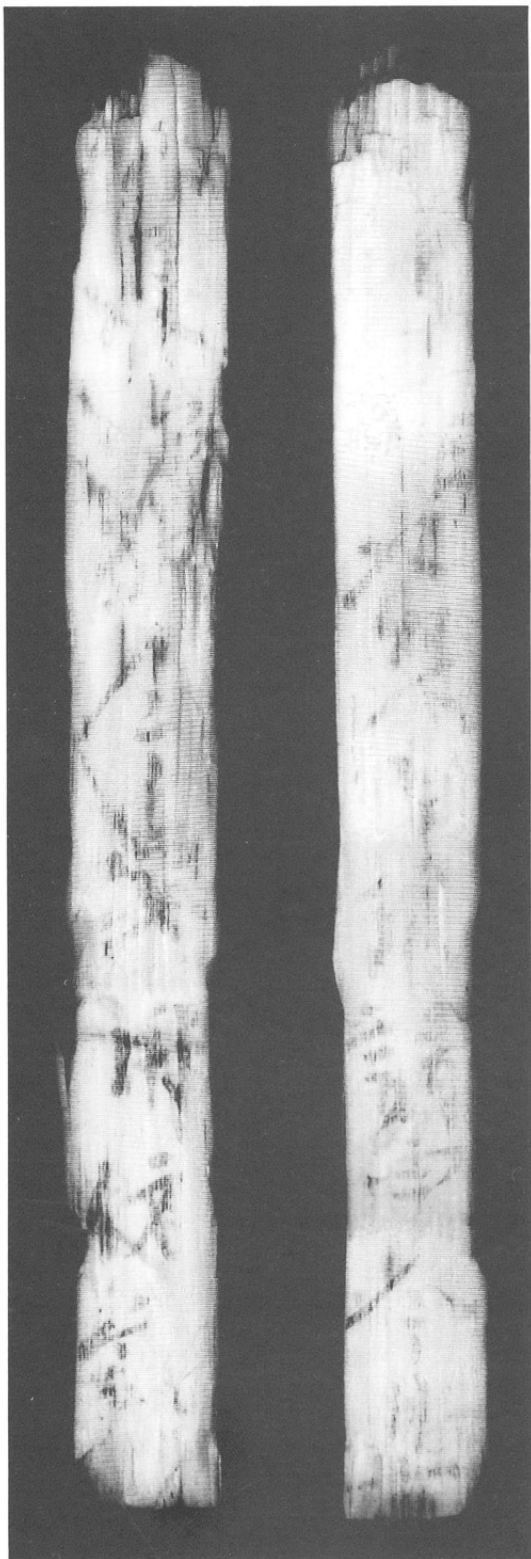
□〔別〕〔了領〕

以□人□□請申今月十

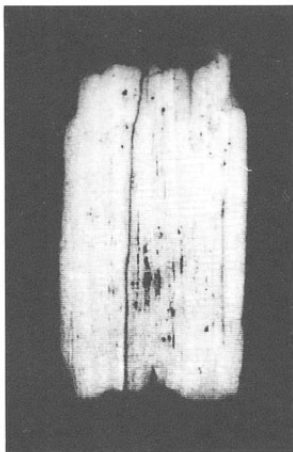
□長□□今要用依□

(190) × (20) × 4 081 (Z00A) 板 II  
SD8038 20G

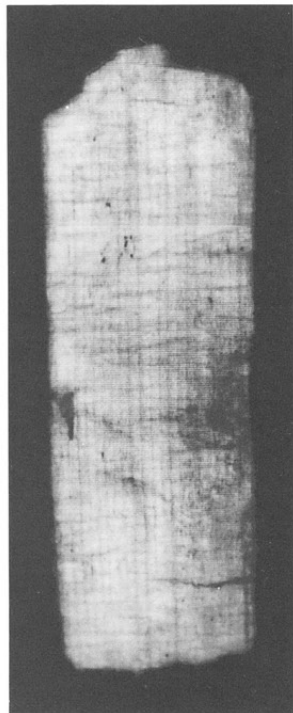
上端は欠損。下端は二次的なキリ。左右側面は無調整で一部にキリ。表裏調整法不明。  
「請申」などの文言から、文書簡の一部と考えられる。



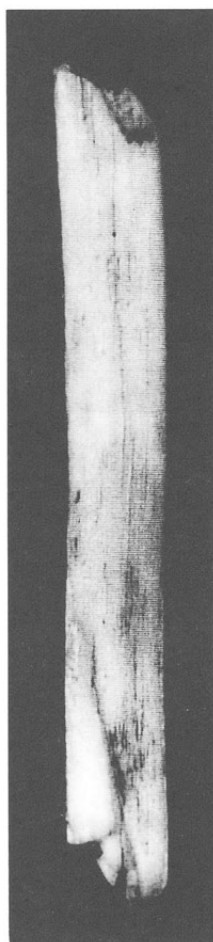
四三



四二



四〇



四一

四

七年十月十四日

上下端は二次的なキリ・オリ。表裏調整法不明。

「七年」は出土遺構の層位から和銅七年（七一四）と推定される。荷札木簡の年月日部分にあたるか。

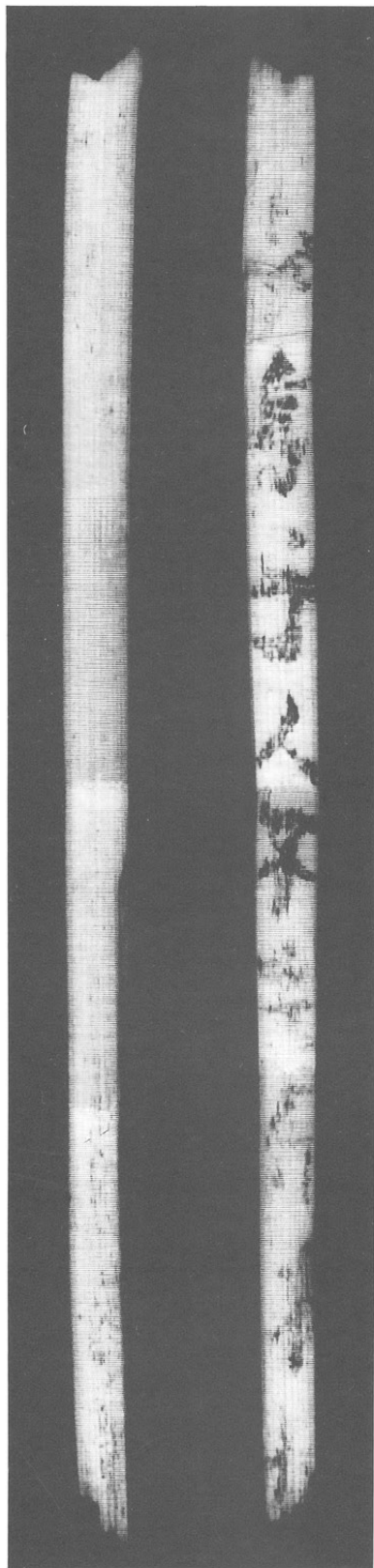
(131) × 20 × 4 ~ 7 081 (500b) 板 I  
S D 7 0 3 9 21 G

四五

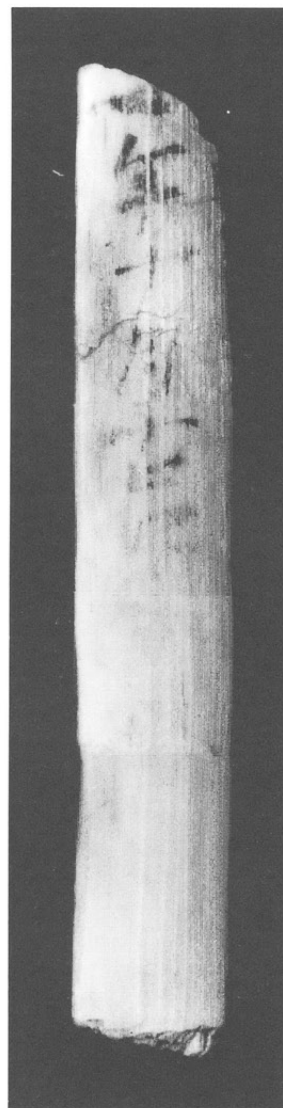
□鳥乎人不□□□□

(196) × (10) × 6 ~ 7 019 榎  
S D 8 0 4 0 21 G

上端は抉り。下端は欠損。右側面は二次的なサキ、左側面は二次的なサキ、もしくは欠損。形態は角材状。表ハギトリ、中央部に一部カットグラ  
ス。裏調整法不明。



四五



四四

第三節 第三水田対応層出土木簡

四六

・「乙丑年十二月十日酒人

(132) × (36) × 4 019(10.0Z) 板 I  
SD7030 最下層 22G

・「他田舎人」古麻呂

上端はキリ・オリ+側面ケズリ。下端は欠損。左側面は欠損、上部は焼け焦げ。表裏調整法不明。

冒頭に干支年・月日を記した大宝令以前の記載様式をもつ木簡。乙丑年は天智天皇四年(六六五)。裏面の「他田舎人」の部分が他と異筆と思われる。他田舎人は正倉院宝物の天平勝宝四年(七五二)白布墨書銘にみえる筑摩郡の「郡司大領外正七位上他田舎人国麻呂」等が知られる。

四七

(阿)

□ □ □ □ □ □

(81) × (17) × 4 081(20.0Z) 板  
SD7030 最下層 22G

□ □ □ □ □ □

上下端は欠損。右側面は二次的なサキ、もしくは欠損。表裏調整法不明。

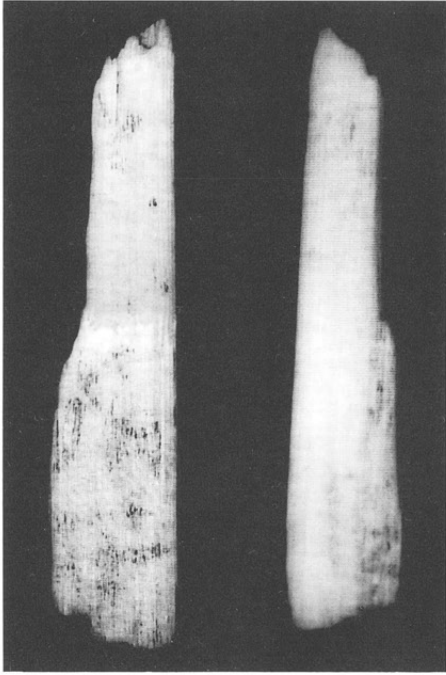
四八

□ □ □ □ □ □

上下端は欠損。右側面は二次的なキリ、もしくは欠損。表裏調整法不明。

(108) × (25) × 3 081(20.0Z) 板 I・ヒノキ属  
SD7030 最下層 22G

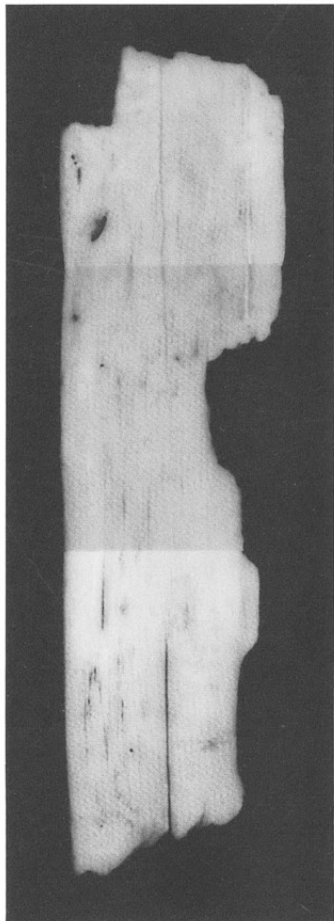




四七



四六



四八

四

□五十五束 小□

上端は欠損。下端は側面ケズリ。表カットグラス。裏調整法不明。  
束は穎稻の単位。出挙ないし田租などに関係するか。

(130) × 36 × 5 019(Z002)  
SD8028 5層 23G 榎

五

□六段買□

上端は欠損。下端は欠損もしくはキリ。左側面は二次的なサキ。表調整法不明。裏無調整。  
買得に関連する記載とすれば、段は布の単位か。

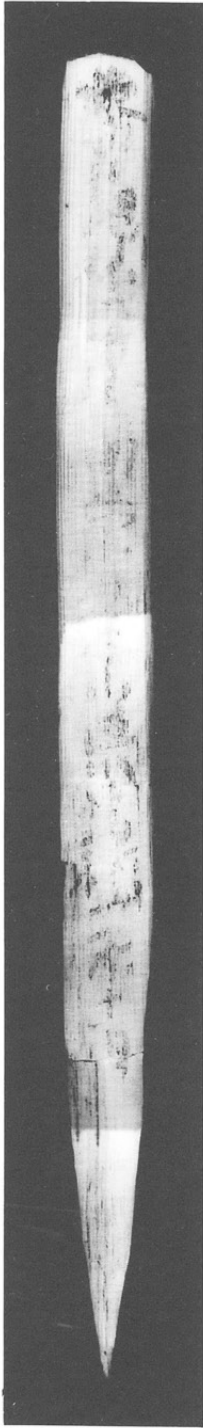
(96) × (17) × 2 081(ZF0Z)  
SD8028 5層 23G 榎

五

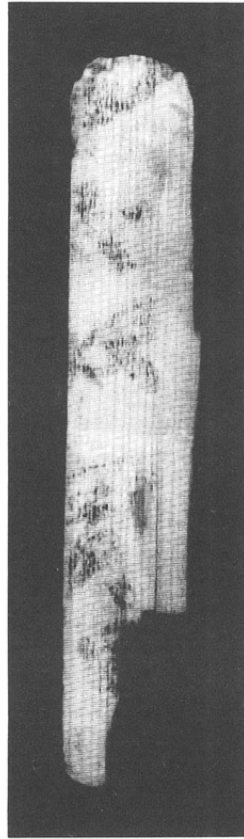
□□□郷□□□□人マ小□□□稻一束十月

上端は平面ケズリと側面ケズリ。表ハギトリ。裏無調整。  
稻一束を貢進したことを示す郷里制下の荷札木簡か。

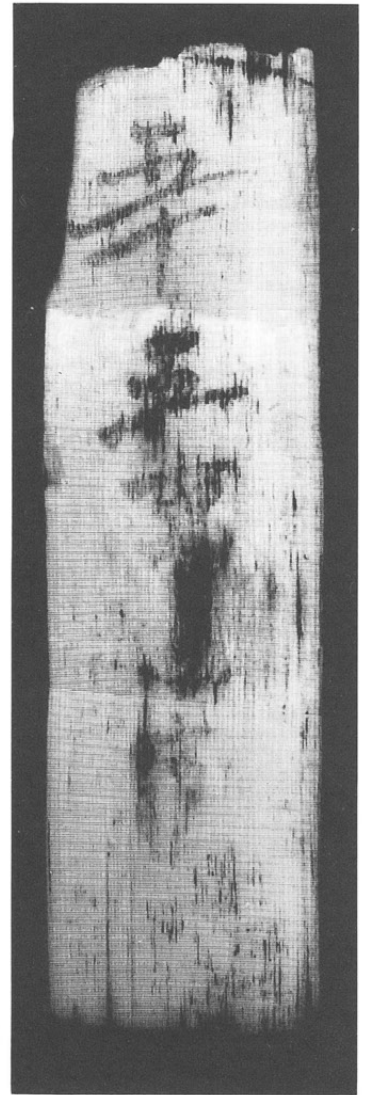
349 × 28 × 9 051(2005)  
SD8028 5層 23G 榎



五一 (縮尺二分の一)



五〇



四九

五二



上端は平面ケズリ。下端は欠損、もしくはキリオリ。表裏調整法不明。

(230) × 26 × 5 019(1402) 杵・ヒノキ属  
SD8028 5層 23G

五三

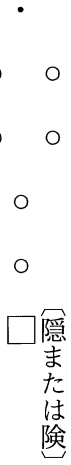


上下端は欠損。両側面は無調整。表調整法不明。裏無調整。

□マ嶋手戸□□□を戸主名十戸口名の記載とすれば、剣先状と推定される形態と合わせて荷札木簡と考えることができる。

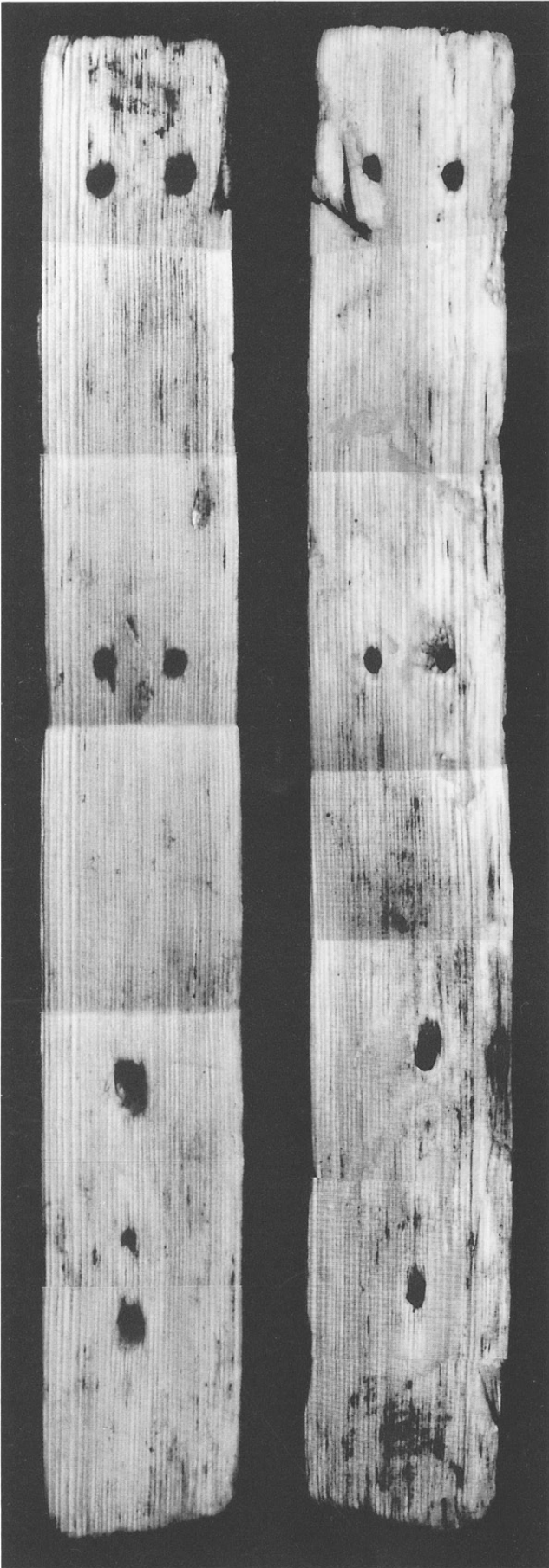
(102) × 28 × 3 081(2002) 板 I  
SD8028 5層 23G

五四

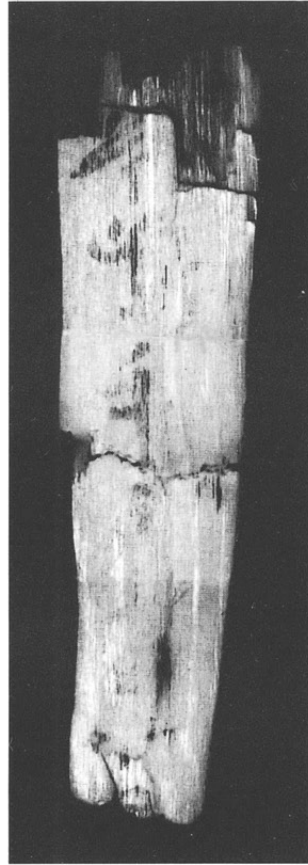


木製品(用途不明)に墨書。六つの穿孔あり。上下端は平面または側面ケズリ。表裏調整法不明。裏面上端焼け焦げ。

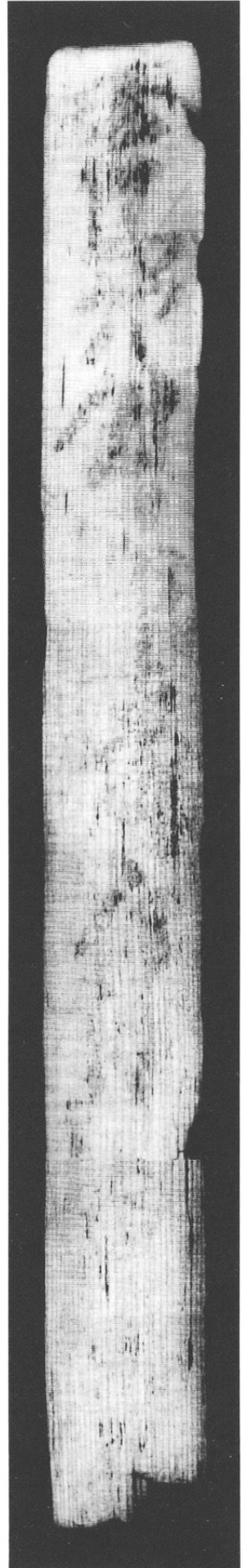
225 × 30 × 4 065 追  
SD8028 5層 23G



五四

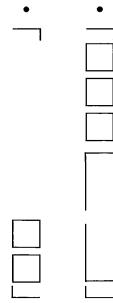


五三



五二

五五



140 × 15 × 4 011(1001) 板I・ヒノキ属  
SD8028 5層 23G

上端は平面または側面ケズリ。下端は平面ケズリ。左右側面は無調整。表裏調整法不明。

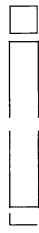
五六



(45) × (20) × 3 081(20,0Z) 板I  
SD8028 5層 23G

上下端は欠損。左側面は二次的なキリ、もしくは欠損。表調整法不明。裏無調整。

五七



(108) × 20 × 4 059(2005) 追  
SD8028 5層 23G

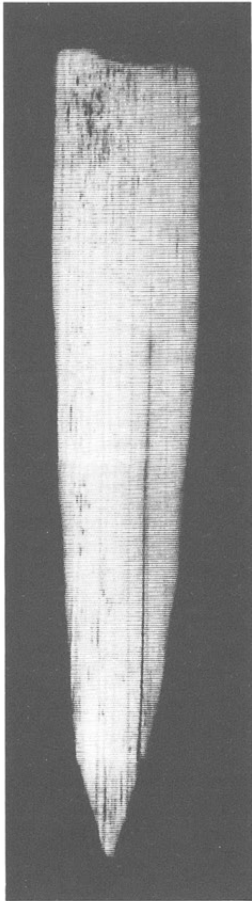
上端は欠損。表裏調整法不明。

五八

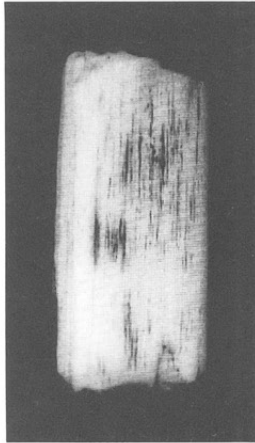


(64) × 17 × 1 061(300Z) 追  
SD8028 5層 23G

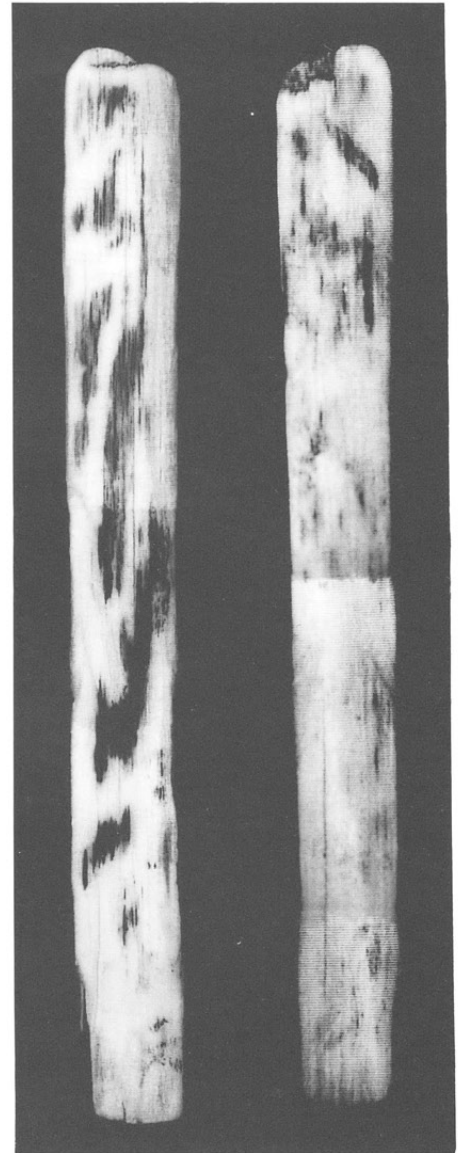
上端は圭頭状に成形。下端は欠損。両側面は無調整。表調整法不明。裏無調整。  
齋串に墨書されたか。



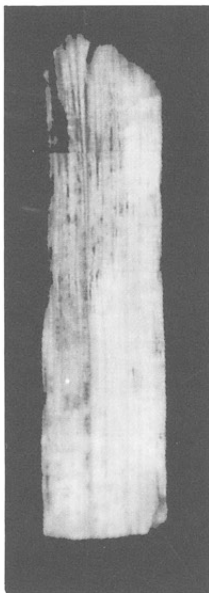
五七



五六

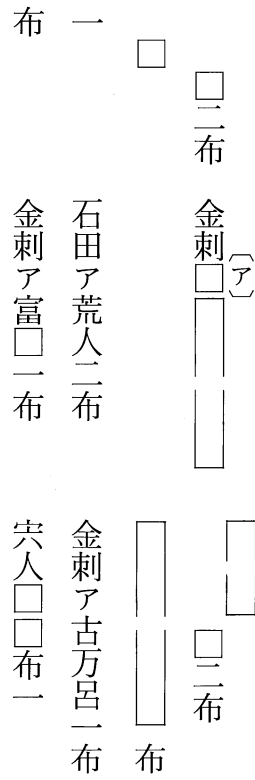


五五



五八

五九A



五九B

長谷

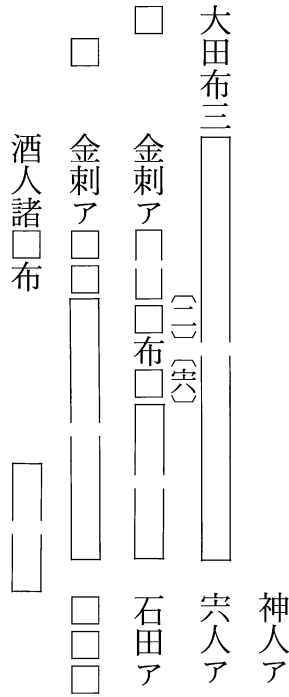
布

A (310) × (73) × 0.5 087 追  
S D 7 0 3 0 13層 24 G

B (32) × (52) × 0.5 087 追  
S D 7 0 3 0 13層 24 G

〔ア小〕  
龍布三

布  
布三

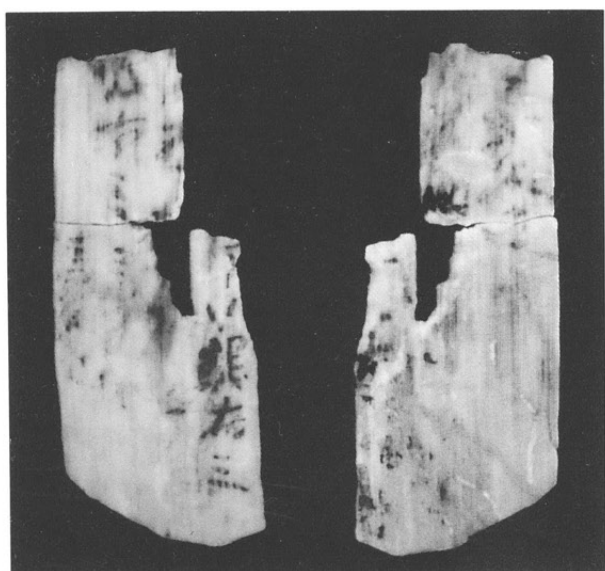


Aは上下端欠損。表裏調整法不明。Bは上端欠損。表裏調整法不明。  
人名と数量と「布」を列記している。Aの下端は裏面を内側にして反っている。曲物側板様の非常に薄い材を使っているが、転用品であるかどうかは判断ができない。



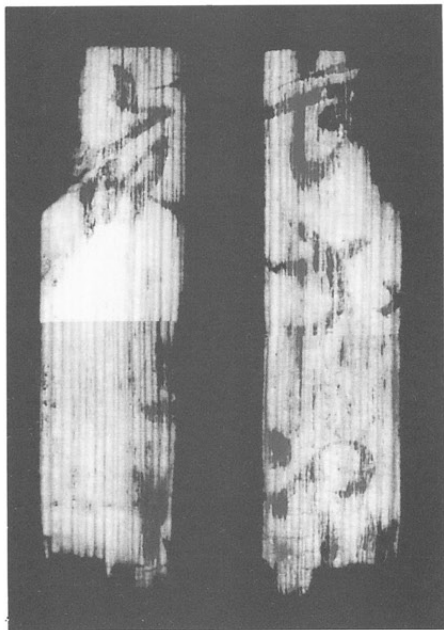


五九A (縮尺二分の一)

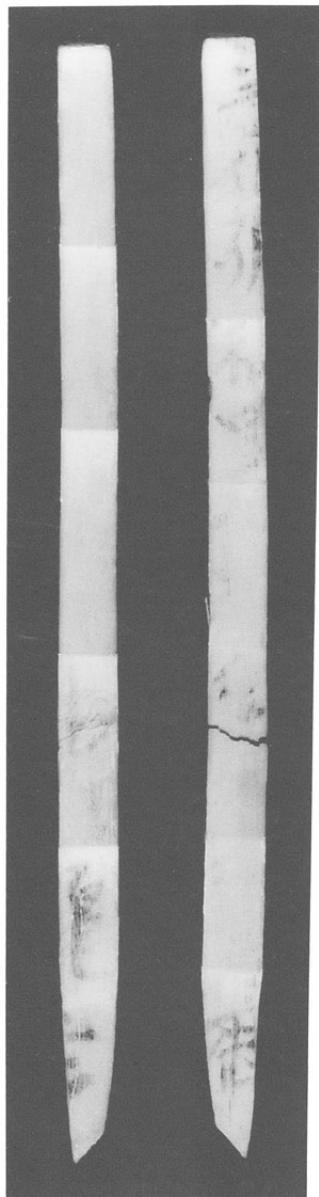


五九B (縮尺二分の一)





六一

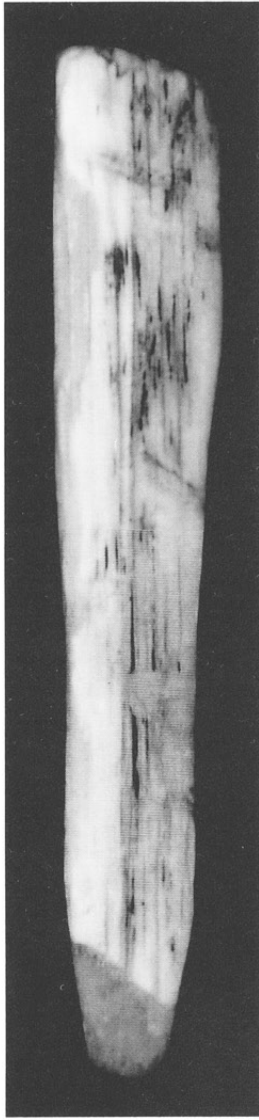


六二(縮尺二分の一)

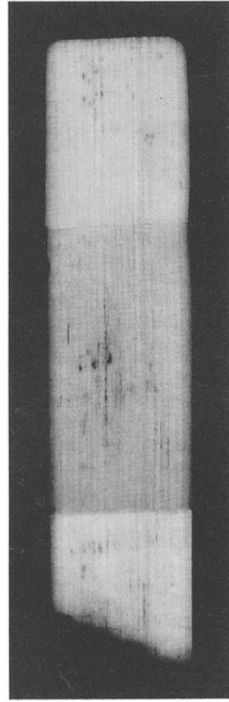


六〇

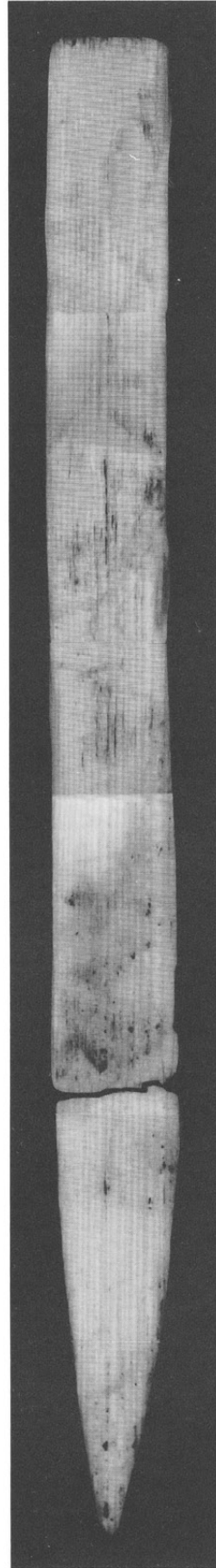




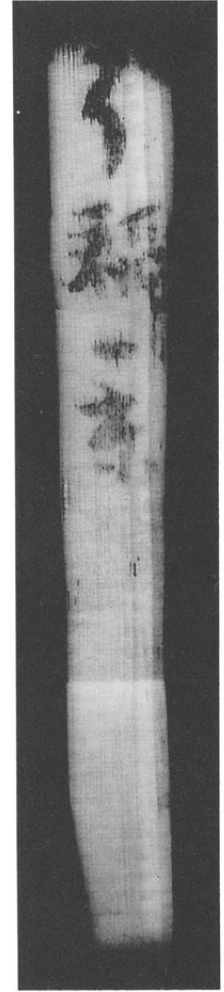
六六



六五



六四



六三

六七



上下端は側面ケズリ。右側面上部は欠損。左側面上部に「ㄣ」形状の切り込み。右側面上部も同様の切り込みがあったと思われる。表裏調整不明。  
形態から荷札木簡か。

122 × 20 × 5 032(1601) 追  
SD7030 8層 25G

六八



上端は側面ケズリ。下端は欠損。表一部ハギトリ。裏ハギトリ。  
きわめて特異な字体。材質、法量から七〇号と同一木簡の可能性あり。

(157) × 21 × 1~3 019(2007) 追  
SD7030 8層より上 26G

六九

「長谷里若帯マ首」

上端は側面ケズリ。下端は焼け焦げ。表裏調整法不明。

201 × 18 × 4 051(2005) 榎  
SD7030 8層より上 26G

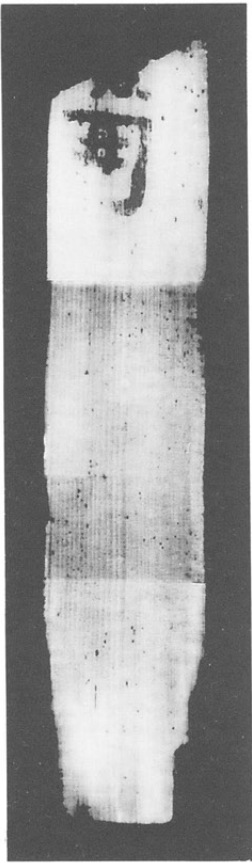
記載様式と形態から荷札木簡と考えられる。『和名類聚抄』には信濃国に長谷郷はない。若帯部は大室二年(七〇二)の御野国戸籍等に知られる。

七〇

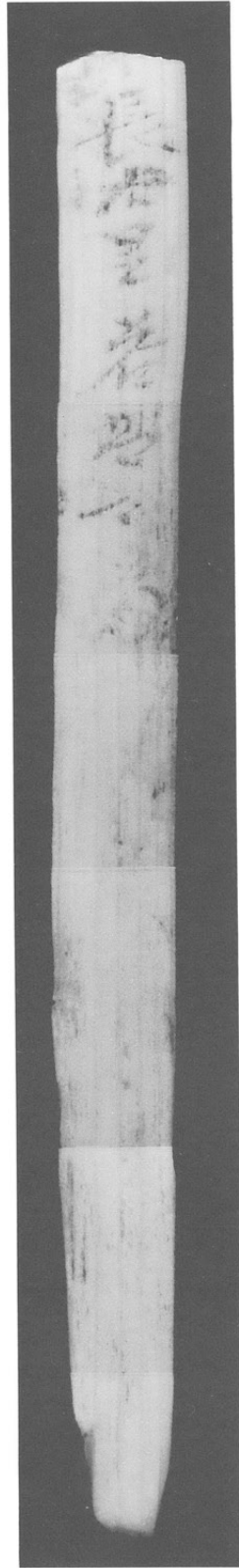


上端は欠損。下端は平面または側面ケズリ。表裏調整法不明。六八号と同一木簡の可能性あり「用」は「開」の異体字。

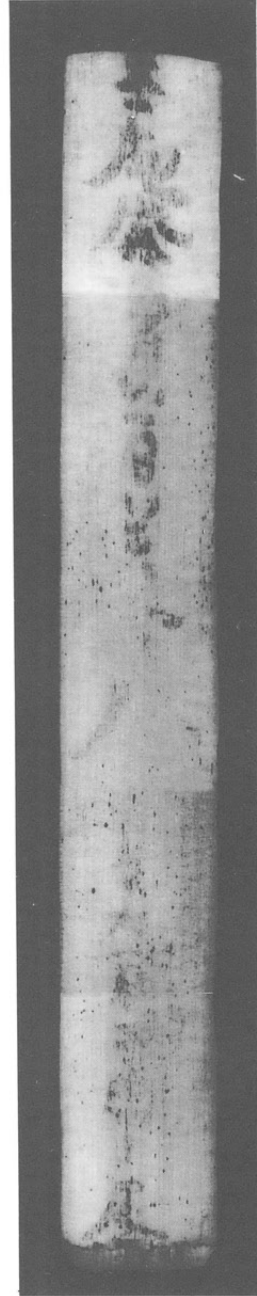
(104) × 20 × 2 019(2001) 追  
SD7030 8層より上 26G



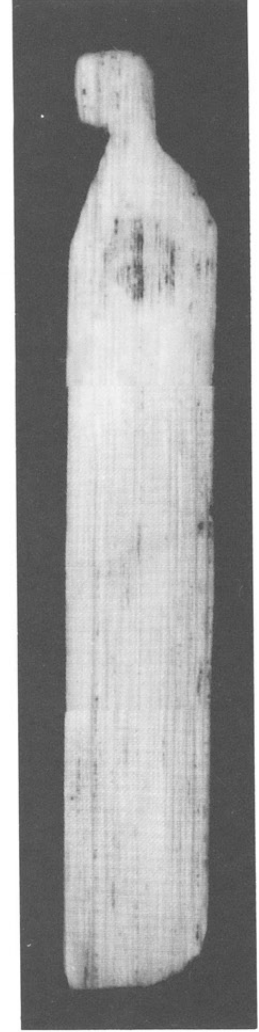
六五



六九

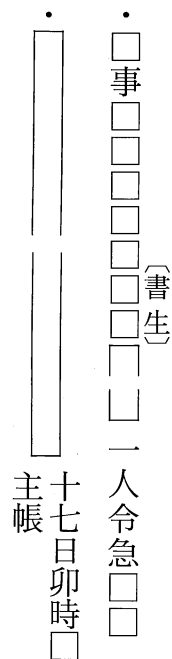


六八



六七

七



(380) × (50) × 4 065 柁  
SD8028 2層・3層・4層 27G

木製品(用途不明)に転用。三断片が現存。上端は欠損。下端は二次的な側面ケズリ。左側面下部は二次的なハギトリ。表裏カットグラス。  
文書木簡。表は事書以下の部分が残る。裏の「主帳」は郡司または軍団の官職名。行の配置からみて、「主帳」はこの文書の発行責任者と考えられる。「十七日卯時」に発行されたものか。

七

〔大〕  
〔□〕穴郷高家里戸主守マ安万呂戸口

(168) × 25 × 5 039(260Z) 板II  
SD8028 4層 27G

上端は側面ケズリ。下端は欠損。両側面は無調整。両側面上部「ㄣ」形状切り込み。表調整法不明。裏無調整。  
記載様式と形態からみて郷里制下の荷札木簡。守部は大正二年(七〇二)の御野国戸籍等にみえる。

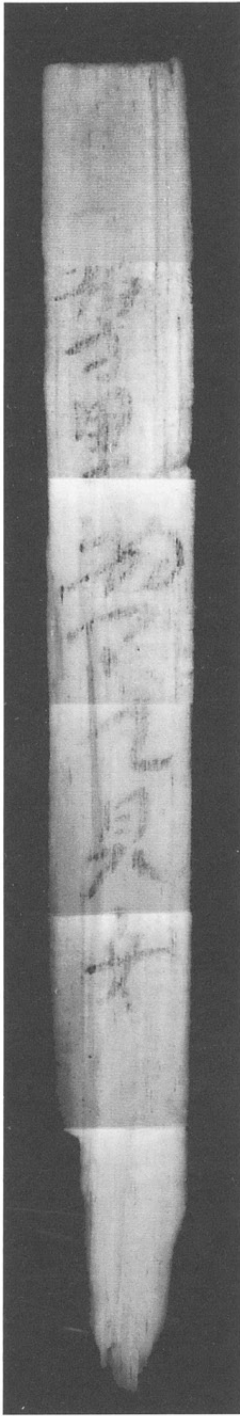
七

〔舟〕  
〔□〕山柏寸里物マ乙見女

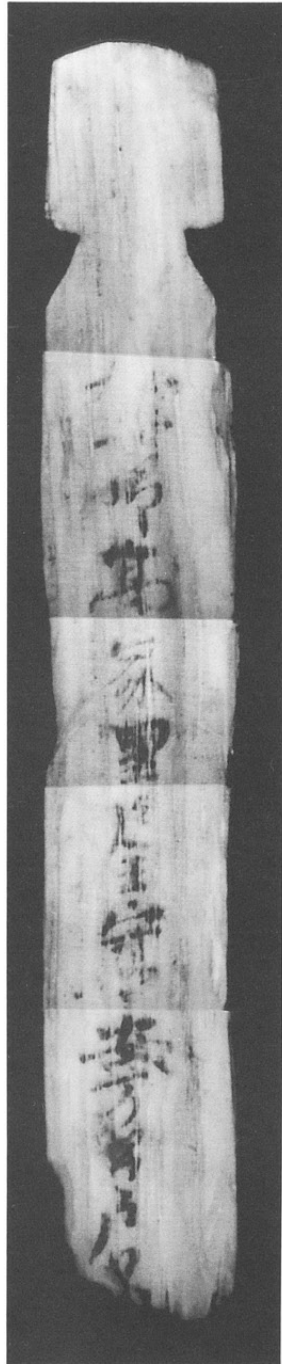
175 × 20 × 2 ~ 5 051(1005) 追・ヒノキ属  
SD8028 4層 27G

上端はキリ・オリ+平面ケズリ。両側面は無調整。表調整法不明。裏無調整。  
記載様式と形態からみて荷札木簡。女性名を記した荷札木簡としては平城宮・長岡京の春米・初の付札などがある。〔□山〕は『和名類聚抄』にみえる埴科郡の「船山」郷のことで、ここでは「郷」が略されていると考えられる。現在の更埴市寂蒔、鋳物師屋付近に「舟山」の小字が残り、埴科郡戸倉町に「小舟山」がある。「柏寸」は一〇〇号では「柏村」とみえる。

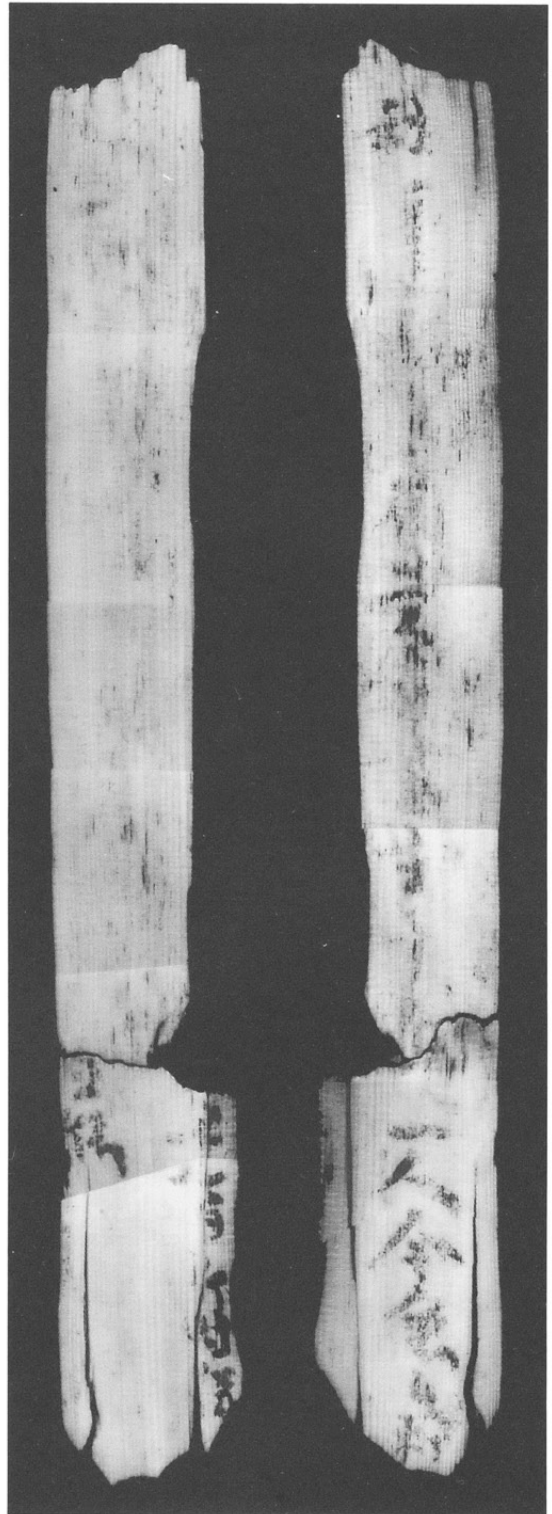




七三



七二



七二 (縮尺二分の一)

七四

「信濃国」更科郡余戸□

(186) × 39 × 5 039(360<sup>2</sup>) 追・ヒノキ属  
SD80280 4層 27G

上端は側面ケズリ。下端は一次的または二次的な側面ケズリ。右側面上部「く」形状切り込み。左側面上部は欠損。右側面上部と同様の切り込みがあったと推定される。表裏調整法不明。

「信濃国」と「更科郡……」は異筆。「更科郡……」の行が中央に位置するのに対し、「信濃国」はやや左に寄る。また、「国」と「更」の間が接していることから、「国」の後に「更」が書かれたとは考え難い。あらかじめ上部をあけて「更科……」を記し、のちにその空白部分に「信濃国」を追記したと判断した。『和名類聚抄』によれば更級郡には余戸郷はない。

七五

「小長谷マ」□「鳥麻呂」

189 × 16 × 2 051(1005) 榎  
SD80280 4層 27G

上端はキリによる成形。左側面は無調整。表調整法不明。裏無調整。

記載様式と形態からみて荷札木簡。小長谷部は、信濃国では松本市下神遺跡出土の八世紀前半の須恵器杯に墨書された「小長谷部真□」や、正倉院宝物の天平勝宝四年(七五二)の白布墨書銘にある筑摩郡山家郷の「小長谷部尼麻呂」等が知られる。

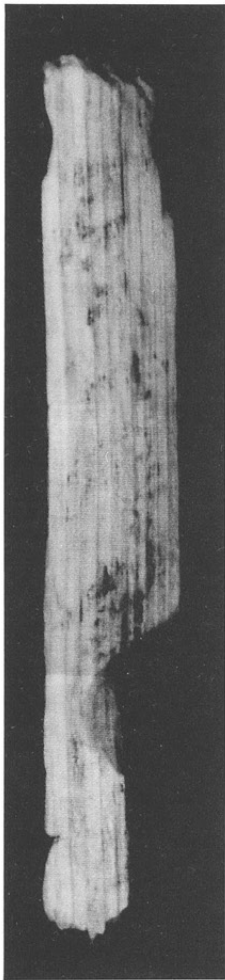
七六

「屋代郷」□□

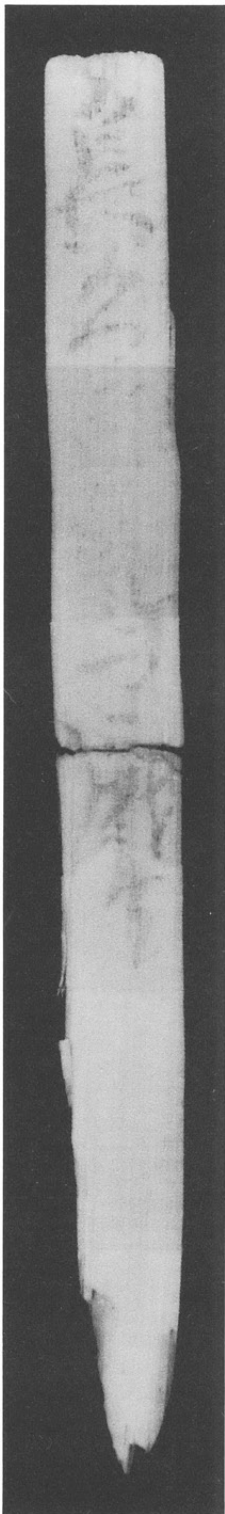
(115) × 18 × 4 039(260Z) 榎  
SD80280 4層 27G

上端は平面ケズリ。下端は欠損。表裏調整法不明。両側面上部に緩い「く」形状切り込み。

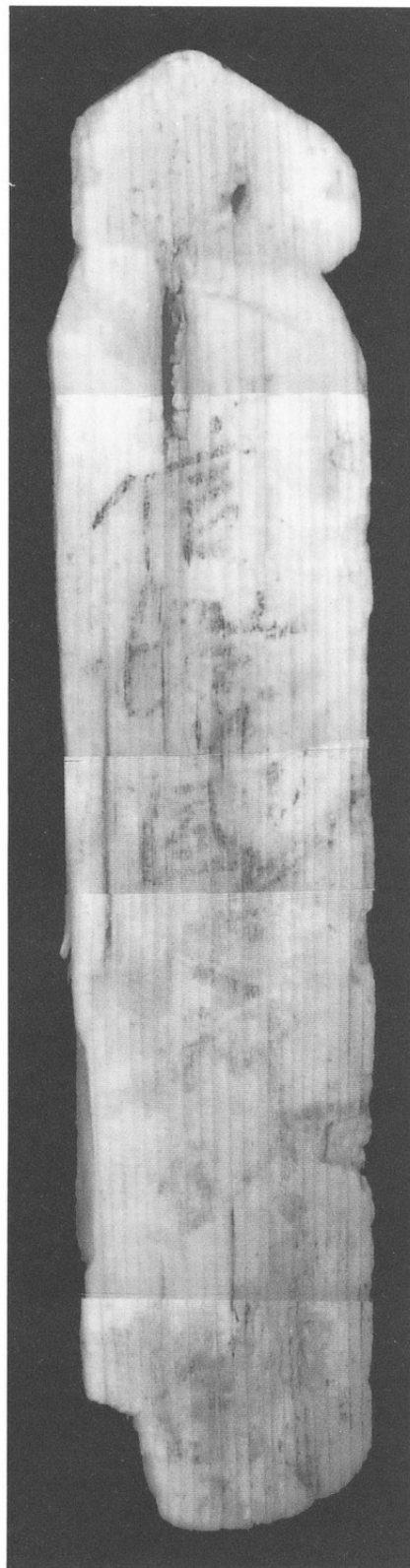
記載様式と形態からみて荷札木簡と考えられる。『和名類聚抄』では屋代郷は埴科郡に属す。



七六



七五



七四

七 〔宅〕  
□□部三束

上端は欠損。下端は側面ケズリ。表裏調整法不明。  
記載様式と形態からみて荷札木簡と考えられる。「三束」は人名かまたは数量か。

(136) × 16 × 3 019(Z003) 梃  
SD8028 4層 27G

六 〔谷〕  
マ□□□□□ 〔九束〕 □□

上下端は二次的なキリ・オリ。左側面は二次的なサキ。表裏カットグラス。  
出挙または田租などに関わる文書木簡か。

(87) × (21) × 3 081(a00a) 梃  
SD8028 4層 27G

五 「船山」

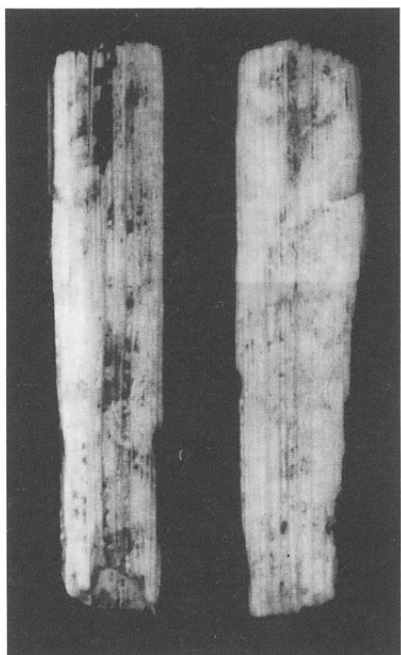
上端はキリによる成形。表調整法不明。裏無調整。  
記載様式と形態からみて荷札木簡と推定される。「船山」は『和名類聚抄』にみえる船山郷をさす。

193 × 18 × 5 051(1005) 梃  
SD8028 4層 27G

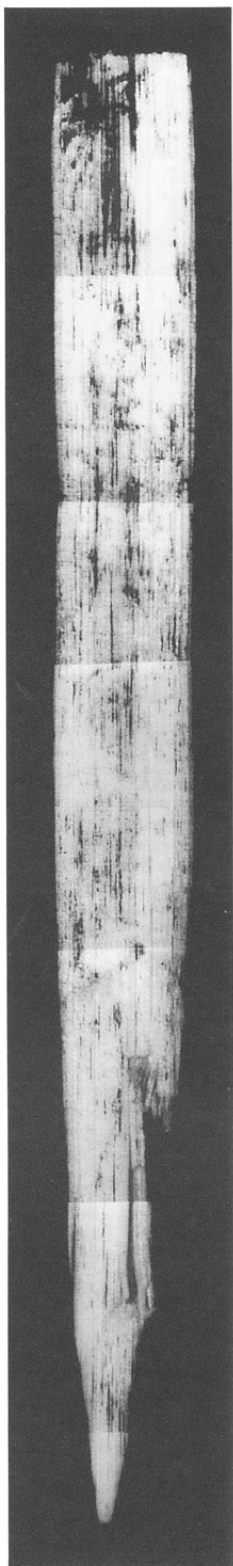
八 〔宅〕  
□□□□□

上端は平面ケズリ。下端は欠損。左右側面は欠損もしくは二次的なキリ。

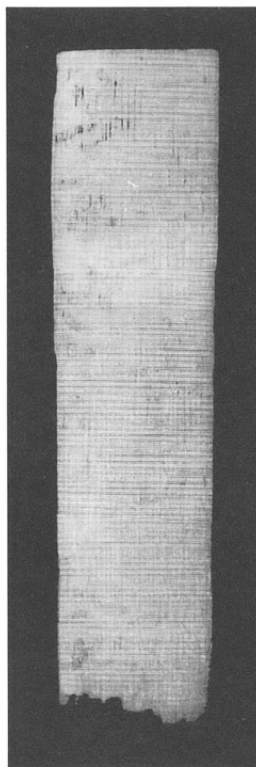
(76) × (16) × 4 019(3FFZ) 追・ヒノキ属  
SD8028 4層 27G



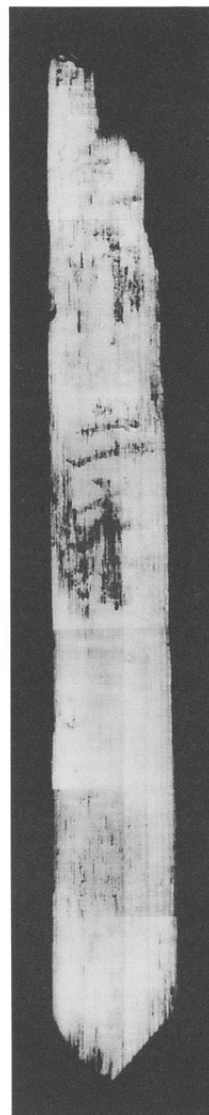
八〇



七九

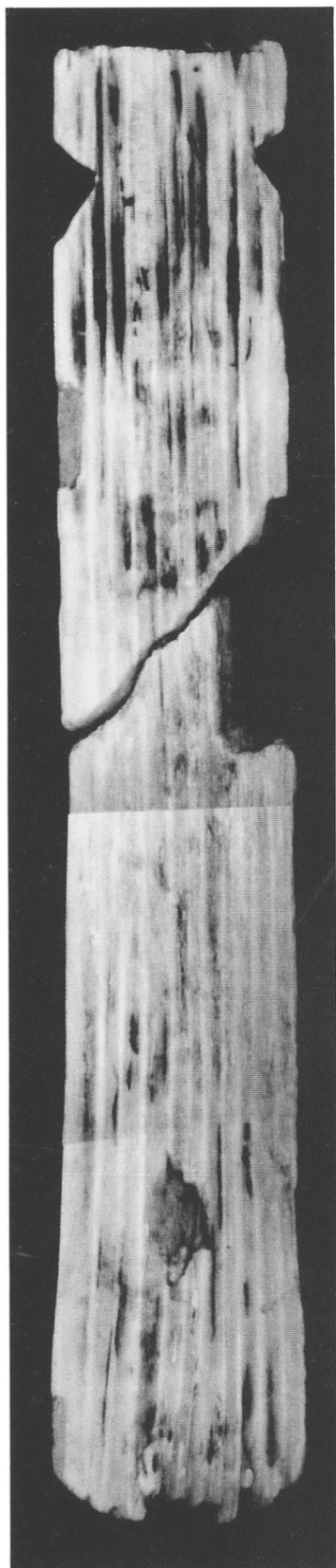


七六

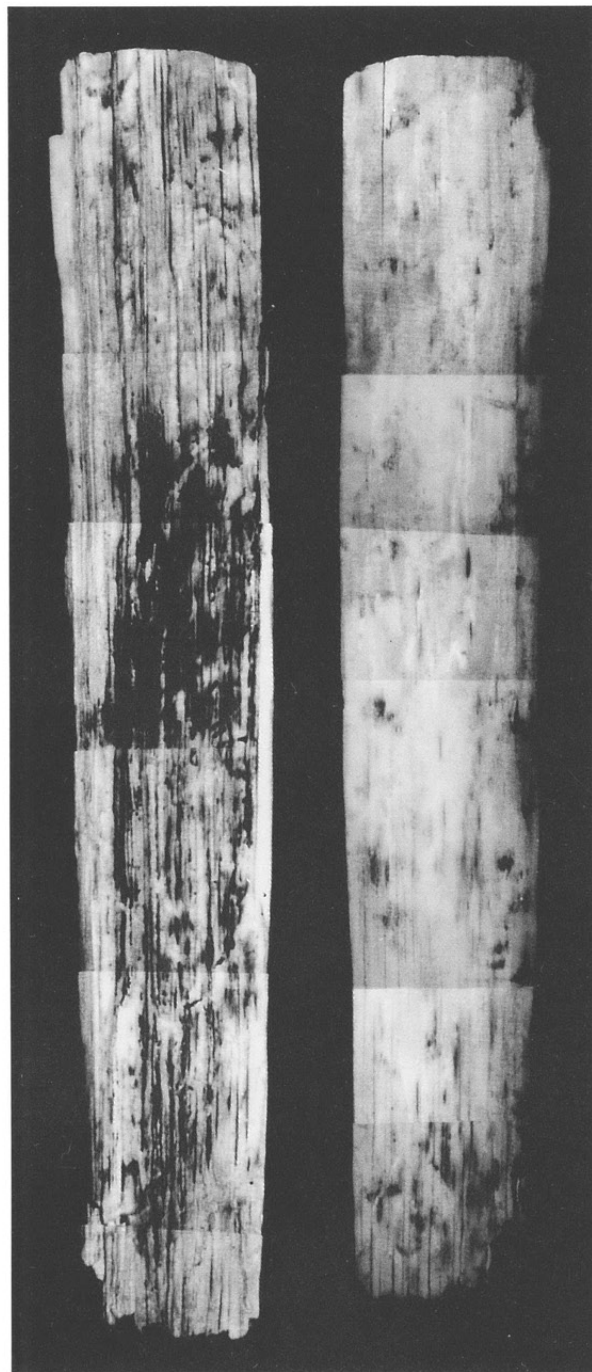


七七



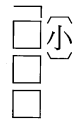


八三



八二(縮尺二分の一)

八三



上端はキリ・オリ+平面ケズリ。下端は欠損。両側面上部は「く」形状の切り込み。表裏調整法不明。

(75) × 24 × 3 039(160Z) 板  
S D 8 0 2 8 4 層 27 G 枳

八四



上端は欠損。下端は二次的なキリ・オリ。表ハギトリ。裏調整法不明。

(109) × 28 × 4 081(Z00a) 板  
S D 8 0 2 8 4 層 27 G I

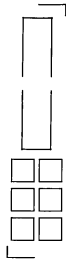
八五



上端は二次的なキリ・オリ。下端は欠損。両側面は二次的なキリ、もしくは欠損。表調整法不明。裏無調整。

(75) × (14) × 4 081(bFFZ) 板  
S D 8 0 2 8 4 層 27 G I

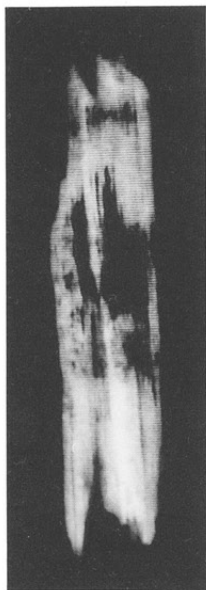
八六



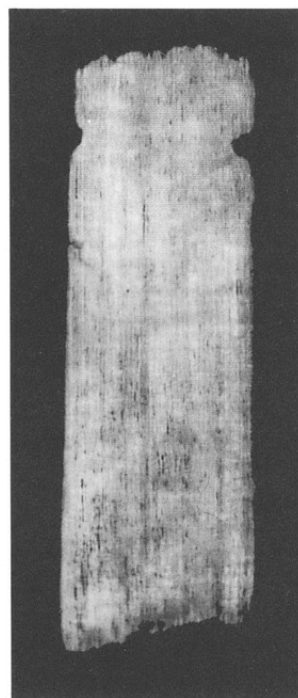
上端は平面および側面ケズリ。下端は側面ケズリ。表裏調整法不明。形態からみて荷札木簡。下部は二行に割書きされている。

274 × 33 × 3 051(27005) 板  
S D 8 0 2 8 4 層 27 G I

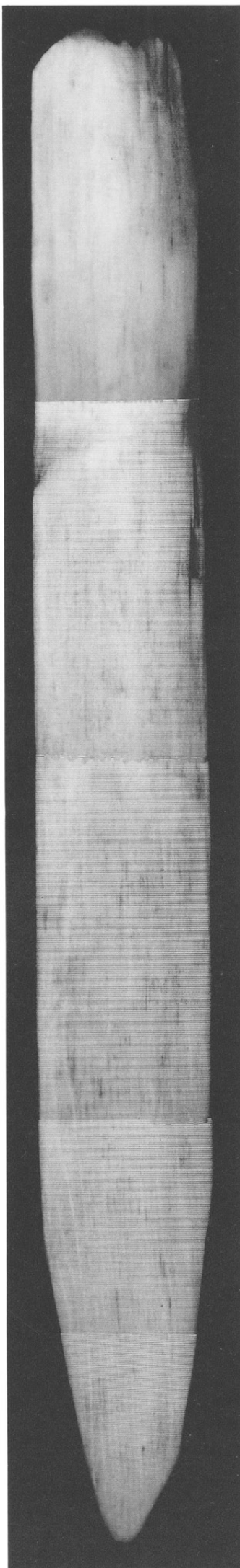




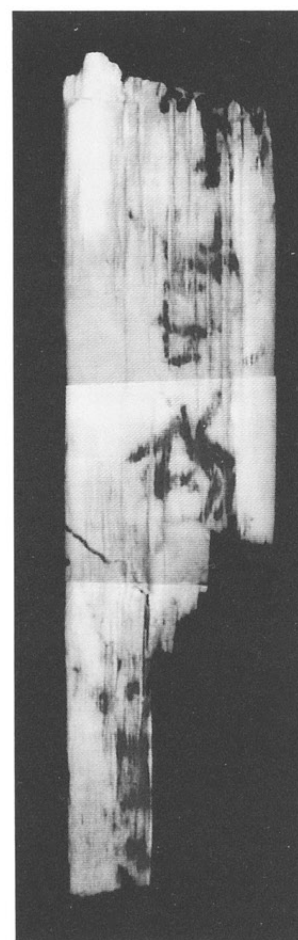
八五



八三

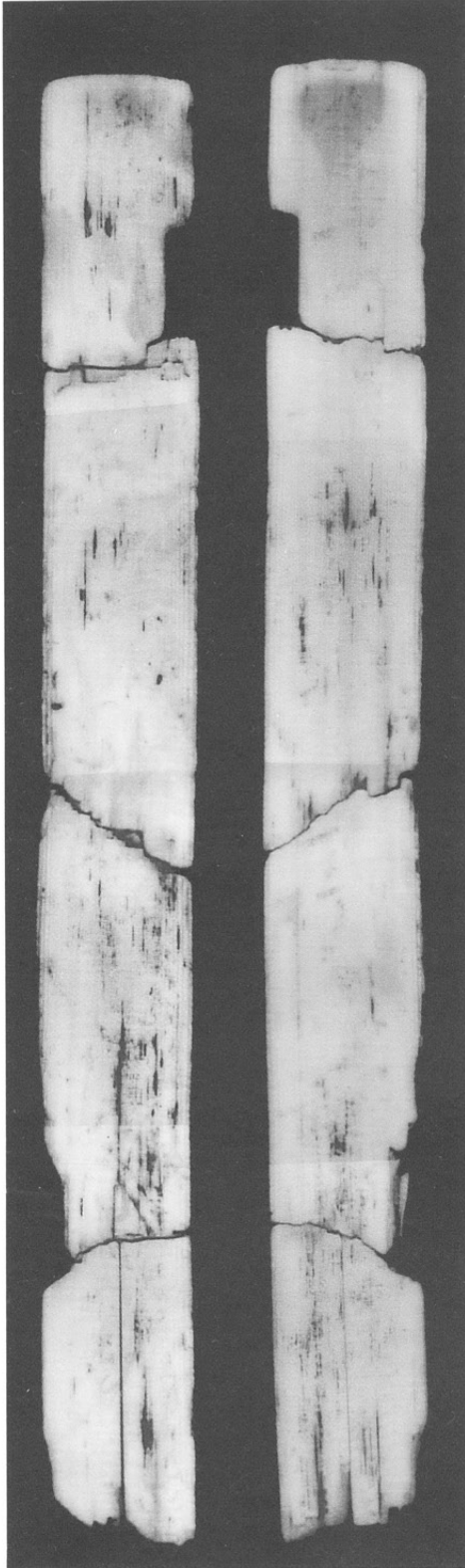


八六

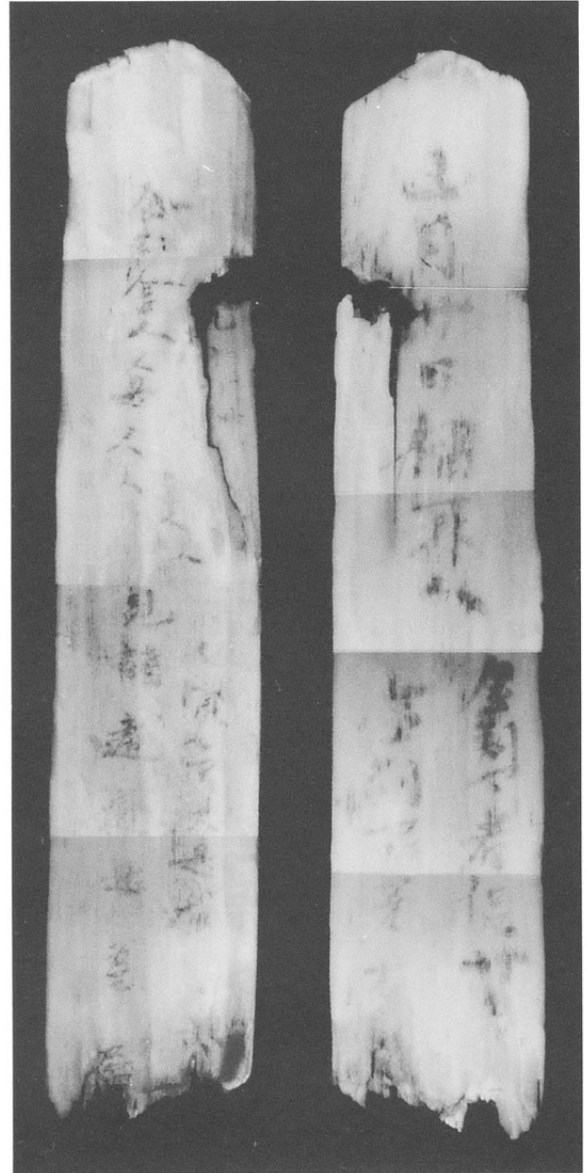


八四





八(縮尺二分の一)



八七(縮尺二分の一)

八九

老 □  
嶋 □

上下端は欠損。表カットグラス。裏ハギトリ。

(45) × 32 × 4 081(Z00Z) 板I・Eノキ属  
SD7032 (SD8028 3層対応) 28G

九〇

・「船山郷井於里戸主生王マ小萬戸口

(125) × 25 × 2 019(100Z) 追  
SD8028 3層 28G

・「 養老七年十月

上端はキリ・オリ+側面ケズリ。下端は欠損。両側面は無調整。表裏ハギトリ。

記載様式からみて郷里制下の荷札木簡。生王部は壬生部、生部、生王部、乳部とも書き、全国的に分布する。「生王部」と表記する例に上野国分尼寺跡出土と伝えられる平瓦に「生王」とヘラ書きされているものがある。養老七年は七二三年。

九一

「當斗郷□□里□□」

(173) × 12 × 4 051(1005) 追・Eノキ属  
SD8028 3層 28G

上端は平面ケズリ。下端は側面ケズリ。表裏調整法不明。

形態と記載様式からみて郷里制下の荷札木簡。二字目は扁の部分の面が荒れていて確認できないが、旁が「斗」と読め、「當科」と推定される。六二号にみられる「等信郷」と同郷と考えられ、同様に「タウンシナ」と訓んだと推定される。

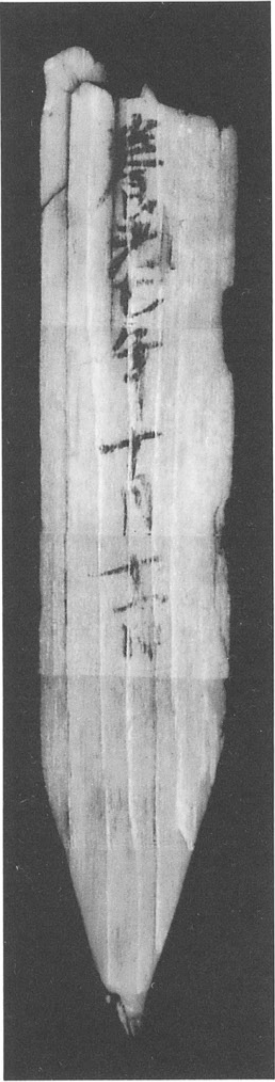
九二

養老七年十月十一日

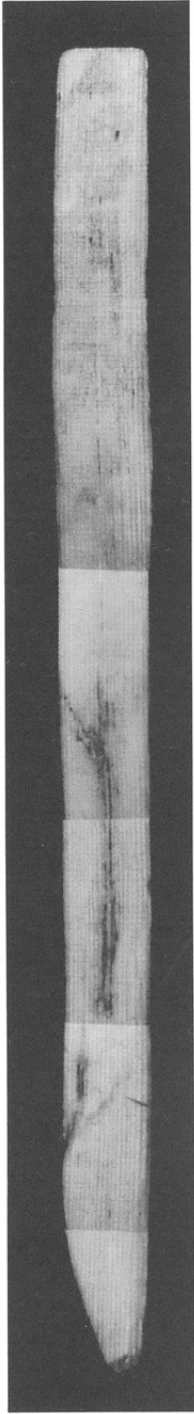
(130) × 27 × 4 059(Z005) 板II  
SD8028 3層 28G

上端は欠損。下端は側面ケズリ。表調整法不明。裏無調整。

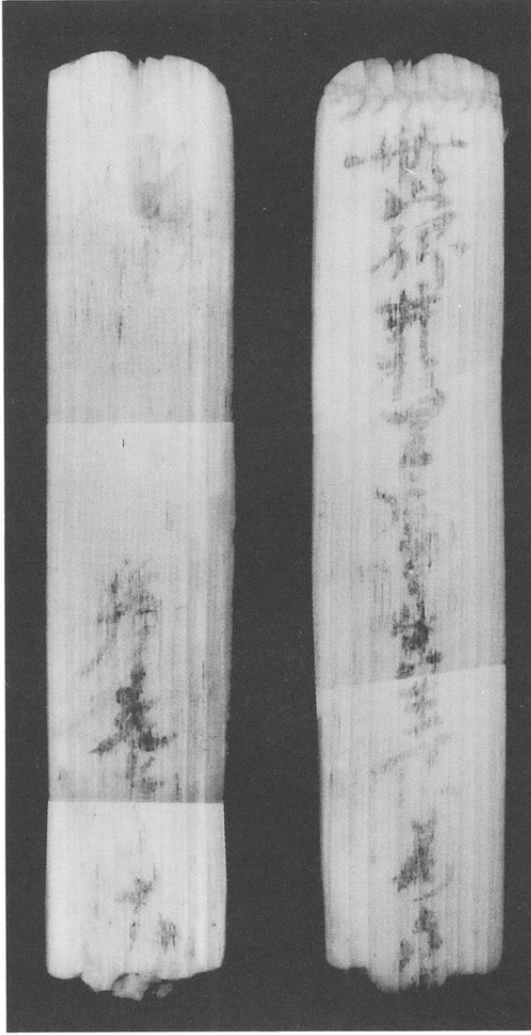
形態からみて荷札木簡と推定でき、その年紀部分にあたるか。養老七年は七二三年。



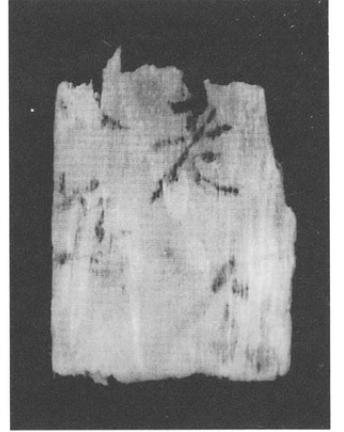
九二



九一



九〇



八九

九三

今<sup>(急)</sup>  
□

木製品(用途不明)に転用。下端は欠損。表調整法不明。裏無調整。文書簡の一部か。

(66) × (32) × 4 065 板I・ヒノキ属  
SD8028 3層 28G

九四

宮  
□

木製品(用途不明)に転用。

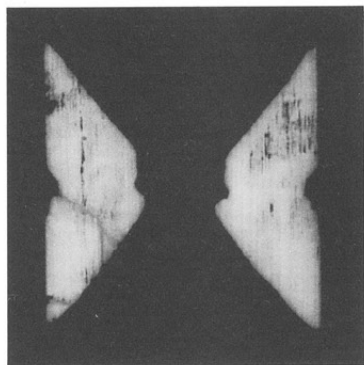
(126) × (75) × 3 065 板I・ヒノキ属  
SD8028 3層 28G

九五

百<sup>(急)</sup>  
□ □  
□ □

琴柱に転用。表裏調整法不明。

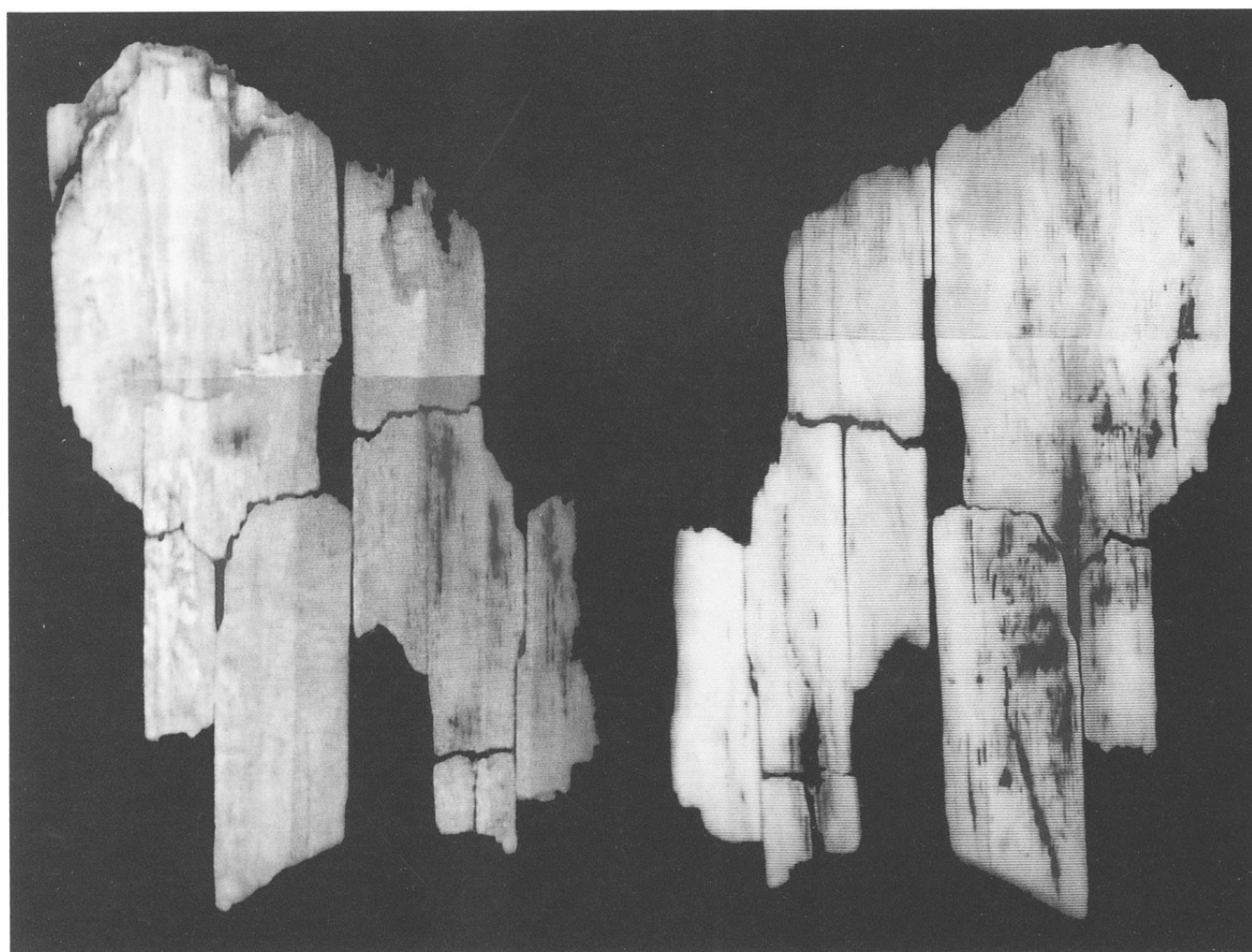
(39) × (15) × 5 061 柱  
SD8028 3層 28G



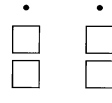
九五



九三



九六



上端は欠損。下端は二次的なキリ・オリ。表裏調整法不明。

(89) × 20 × 2 081(Z00a) 追・ヒノキ属  
 S D 7 0 3 2 (S D 8 0 2 8 3 層対応) 28 G

九七



上端は欠損。下端は二次的なキリ・オリ。表調整法不明。裏無調整。

(100) × 23 × 2 081(Z00a) 枳  
 S D 8 0 2 8 3 層 28 G

九八



上下端は欠損、右側面は欠損もしくは二次的なキリ。表調整法不明。裏無調整。

(90) × (15) × 2 081(Z00Z) 追・ヒノキ属  
 S D 8 0 2 8 3 層 28 G

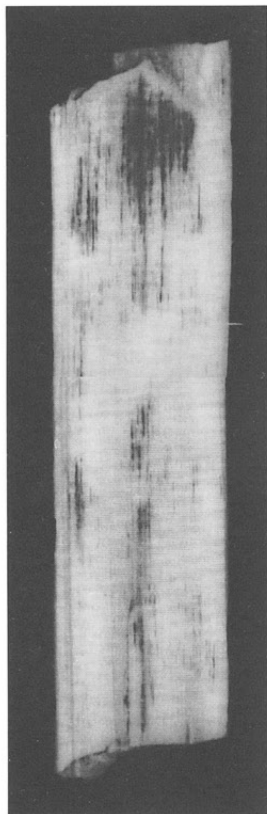
九九



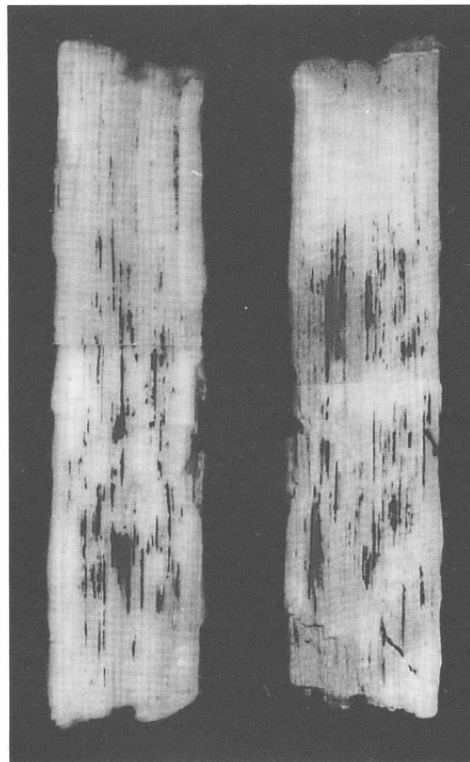
上端は二次的なキリ・オリ。下端は欠損。表調整法不明。裏無調整。

(64) × 12 × 2 081(a00Z) 枳・ヒノキ属  
 S D 7 0 3 2 (S D 8 0 2 8 3 層対応) 28 G

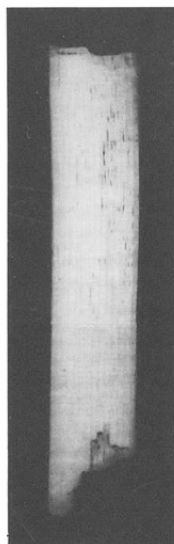




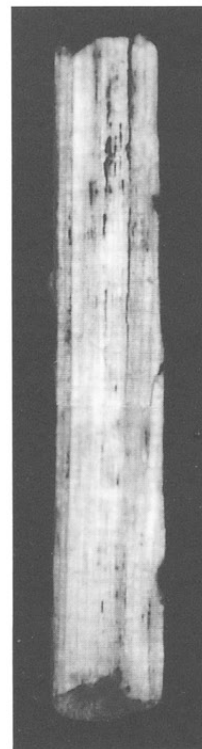
九七



九六



九九



九八

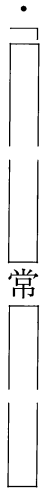
100 「船山柏村里戸主他」<sup>〔田舎〕</sup> 人八

(150) × 22 × 2 ~ 4 019(100A) 追・ヒノキ属  
SD7030 29G

上端はキリ・オリ+平面ケズリ。下端は二次的なキリもしくは欠損。表裏調整法不明。  
形態と記載様式からみて郷里制下の荷札木簡。「船山」は『和名類聚抄』に見える船山郷のことで、七三号と同様に「郷」を省略したものと考えられる。

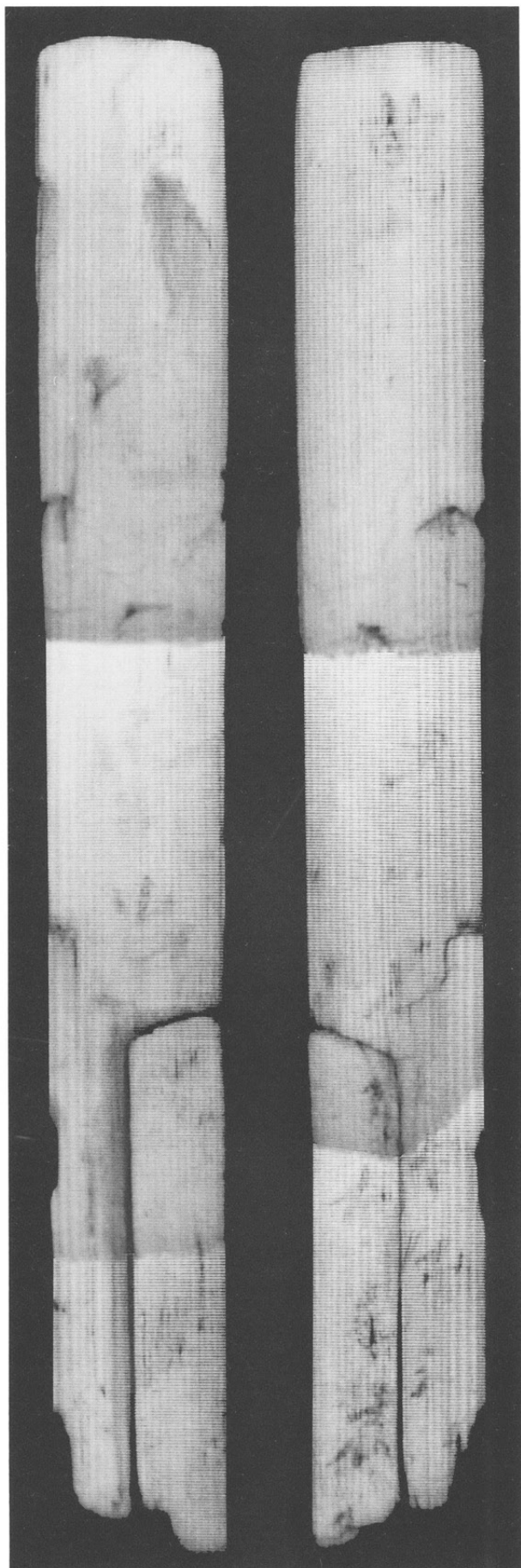
101 「藟」<sup>・</sup> 布布布 布布布

(228) × 28 × 3 019(200a) 追  
SD7030 29G

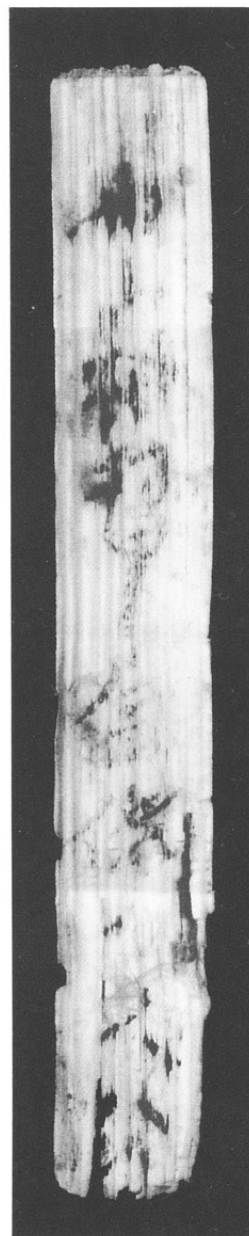


上端は側面ケズリ。下端は二次的なキリ・オリ。表裏調整法不明。

「藟」は甘葛(アマズラ)か。山形県遊佐町大坪遺跡で九世紀頃のアマズラ二段を進上する木簡が出土している(財団法人山形県埋蔵文化財センター)『大坪遺跡第二次発掘調査報告書』一九九五。「布」の習書がみられる。



101



100

一〇二 〔束〕  
□ 間郡束 □

(80) × 40 × 5 065 板 I  
SD7030 29 G

〔悲〕  
□

木製品(用途不明)に転用。表裏調整法不明。

題箋軸の頭部のような形態を呈している。三六号と同様に「□ 間郡」は「束間郡」にあたると思われる。「束□」は郷名か。ただし『和名類聚抄』には「束間郷」はみえない。

一〇三 〔家〕  
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

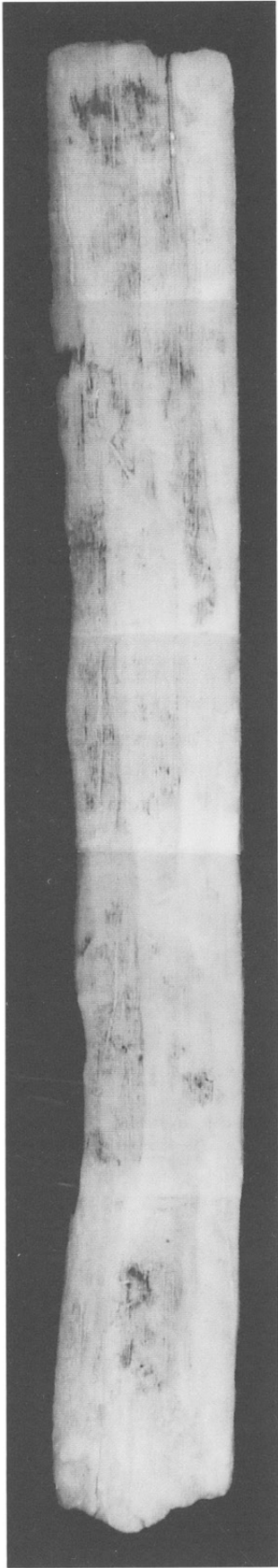
(215) × (28) × 2 ~ 5 019(10,0Z) 板 I  
SD7030 29 G

上端は平面もしくは側面ケズリ。下端は欠損。左側面は二次的なキリもしくは欠損。表裏調整法不明。

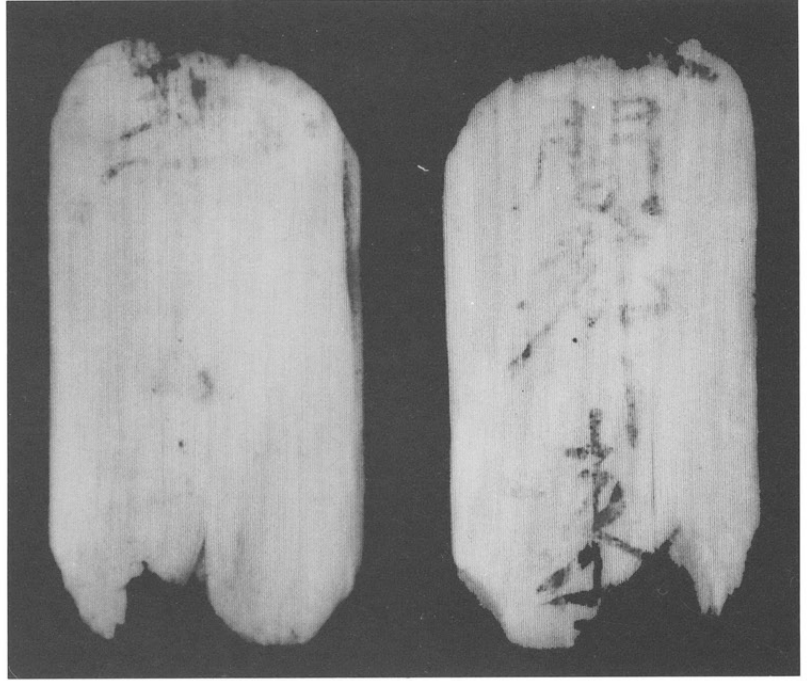
一〇四 □ □ □ □

091 枳  
SD7030 29 G

ハギトリ片。



1011

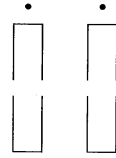


1101



1011

一〇五



木製品（用途不明）に転用。上端は側面ケズリ。下端は欠損。表裏調整法不明。

(135) × (22) × 3 065(300Z) 枳  
SD7030 29G

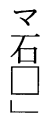
一〇六



上端は平面ケズリ、下端は一次もしくは二次的なキリ。右側面に「く」形状及び「く」形状の切り込みが三つあり、その他に三つ同様の切り込みがあると推定される。表裏調整法不明。

(97) × 17 × 3 019 枳  
SD8028 30G

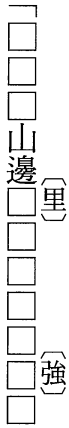
一〇七



上端は二次的なキリ・オリ。下端は側面ケズリ。表調整法不明。裏無調整。形態からみて荷札木簡か。

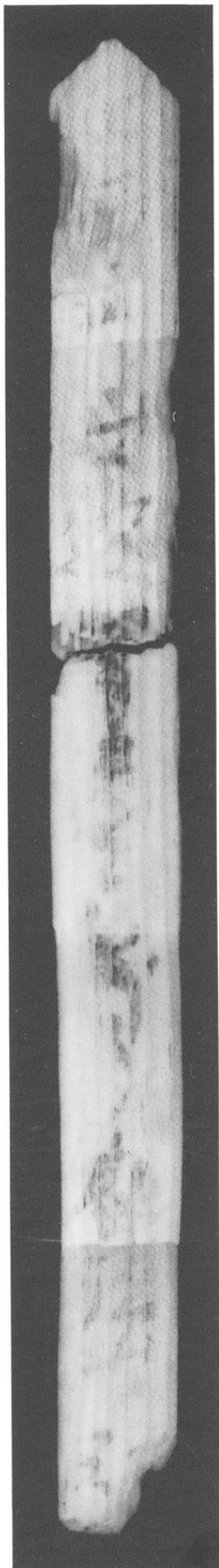
(100) × 15 × 6 059(a005) 枳  
SD8028 30G

一〇八

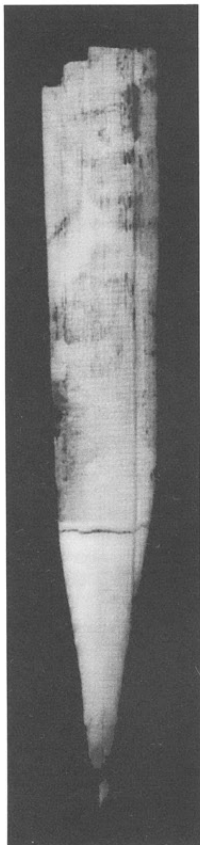


上端は側面ケズリ。下端は二次的なキリ・オリ。両側面は無調整。表裏調整法不明。形態と記載様式からみて荷札木簡。「山邊」は冒頭の「□□□」が郷名とすれば、郷里制下の里名か。

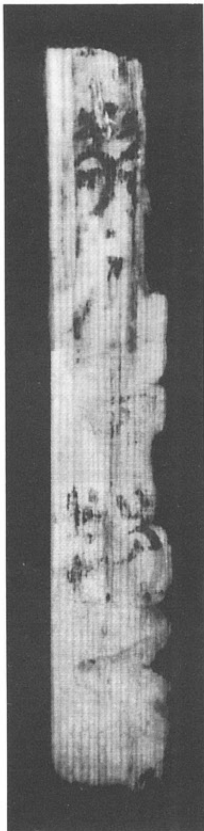
(204) × 19 × 4 019(300a) 板II  
SD8028 30G



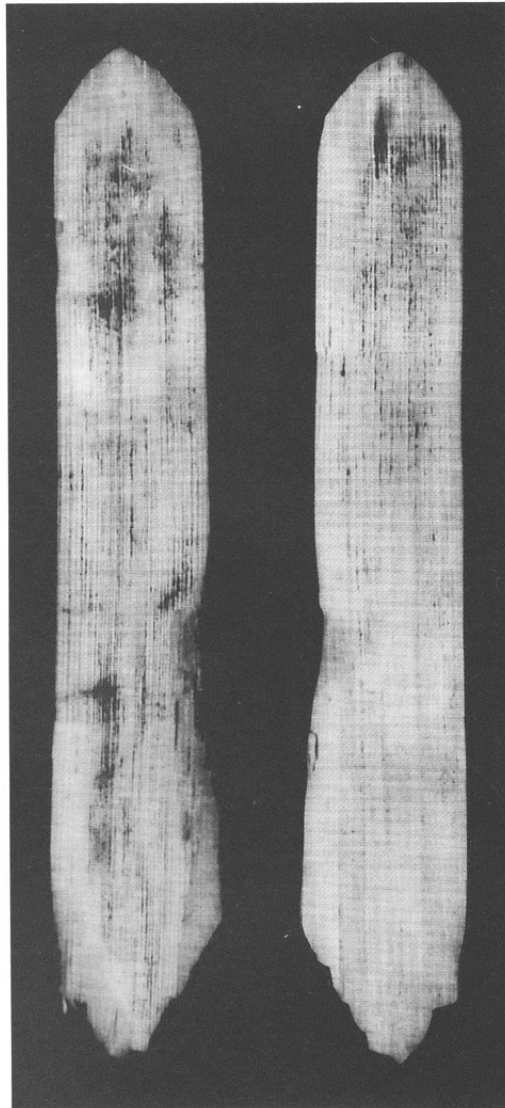
一〇八



一〇九



一〇〇



一〇四

一〇九



上端は二次的なキリ・オリ。下端は欠損。表裏調整法不明。

(115) × 30 × 7 081(500Z) 追・ヒノキ属  
SD8028 30G

一一〇



上端は平面ケズリ。下端は二次的なキリ。表裏調整法不明。

(135) × 17 × 5 019(1700B) 追  
SD8028 2層 31G

「伊蘇郷」は『和名類聚抄』にみえる磯部郷のことか。記載様式からみて荷札木簡と考えられる。

一一一



上下端は欠損。表調整法不明。裏無調整。

(48) × 17 × 4 081(200Z) 板 I  
SD8028 2層 31G

「多里」は、『和名類聚抄』の埴科郡に英多郷がみえるが、出土層位からみて、郷里制下の里名の一部にあたるか。

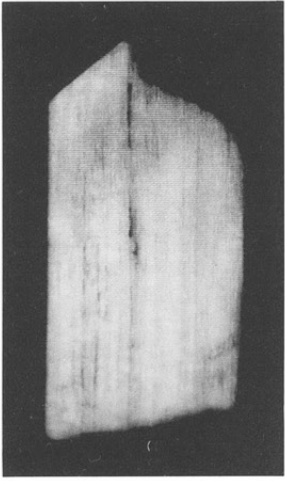
一一二



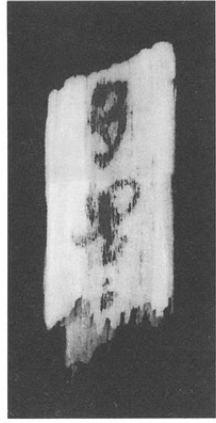
上端は平面または側面ケズリ。下端は二次的なキリ。文字の切断状況から両側面は二次的なサキ。表裏調整法不明。

(53) × (26) × 4 019(3FFA) 柁・ヒノキ属  
SD8028 2層 31G

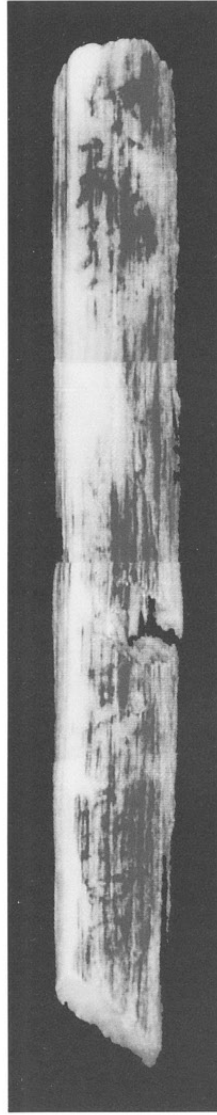




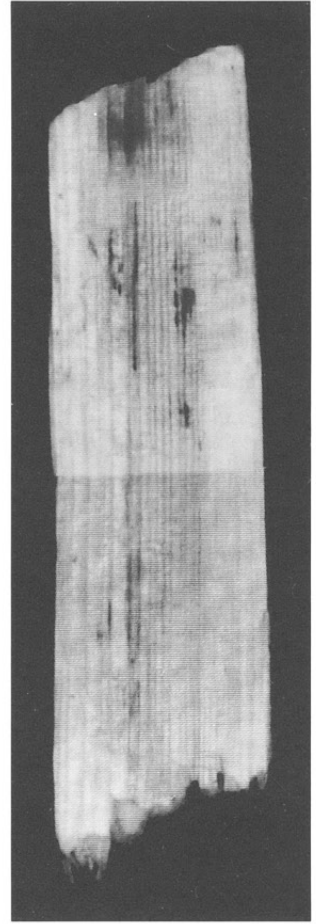
一一三



一一二



一一〇



一一九

二三

(墨線)

上端は欠損、下端は二次的なキリ。両側面は欠損または二次的なキリ。表調整法不明。裏無調整。墨線があるが、文字としては読み取れない。

(93) × (34) × 3 081(ZFFA) 追  
SD8028 2層 31G

二四

敷席二枚 罇□升 芹□

(392) × 55 × 4 019(1,00a) 榎・ヒノキ属  
SD7031 32G

・ 符 屋代郷長里正等

匠丁粮代布五段勘夫一人馬十二疋

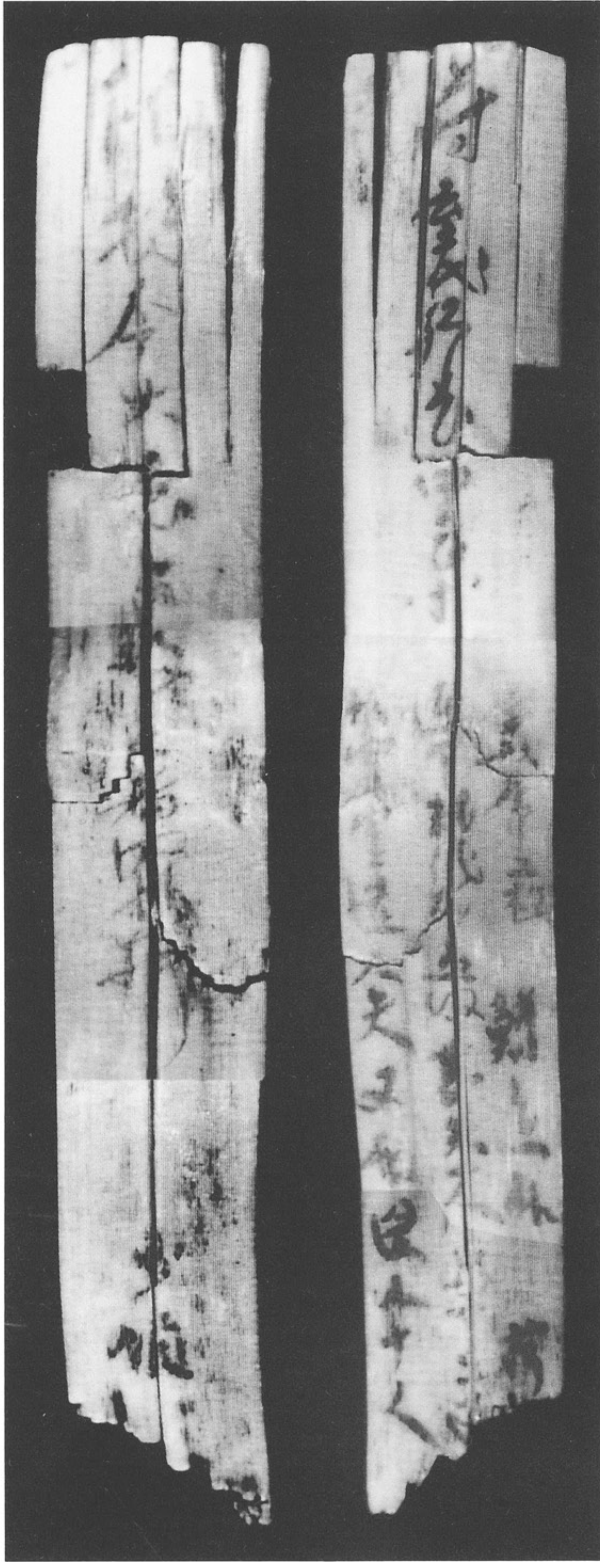
□<sup>(神)</sup>宮室造人夫又殿造人十人

・ □物令火急召□□者宜行<sup>(出)</sup>

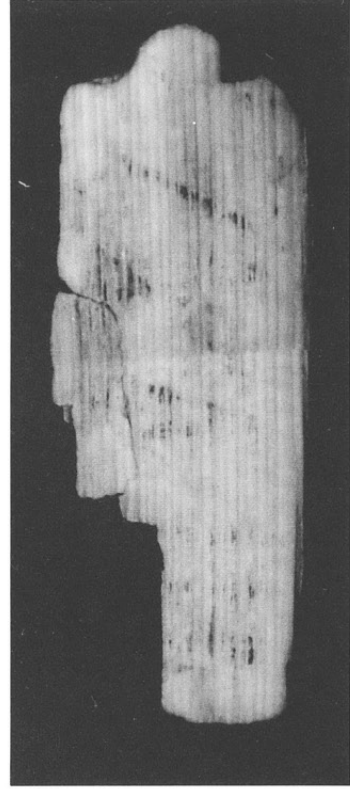
少領

上端は平面ケズリ。下端は二次的なキリ・オリ。表ハギトリ。裏調整法不明。

埴科郡司から屋代郷長里正等に宛てた郷里制下の郡符木簡。符の内容は物品と人夫の徴発を命じたものである。裏面には施行文言と、符の発行責任者としての郡司の職名「少領」が記される。席(ムシロ)を調達した事例としては新潟県和島村八幡林遺跡出土の二四号木簡(新潟県和島村教育委員会『和島村埋蔵文化財調査報告書第三集―八幡林遺跡―一九九四)が、薦・畳を調達した事例として埼玉県小敷田遺跡出土の八号木簡(『埼玉県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第九集―小敷田遺跡―一九九一)等がある。「粮代布」の事例としては平城京二条大路出土の木簡に「上野国粮代布」(『平城宮発掘調査出土木簡概報』二四 一九九一)とみえる。なお「勘夫」は「堪夫」の誤りか。

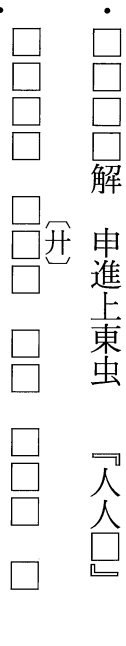


一四(縮尺二分の一)



一三

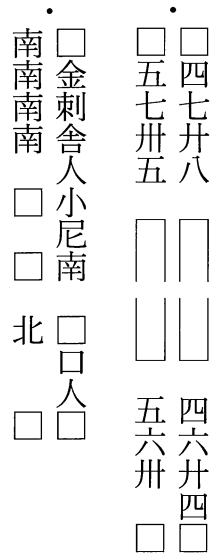
二五



(369) × (47) × 5 081 追  
S D 7 0 3 1 · S D 8 0 2 8 32 G

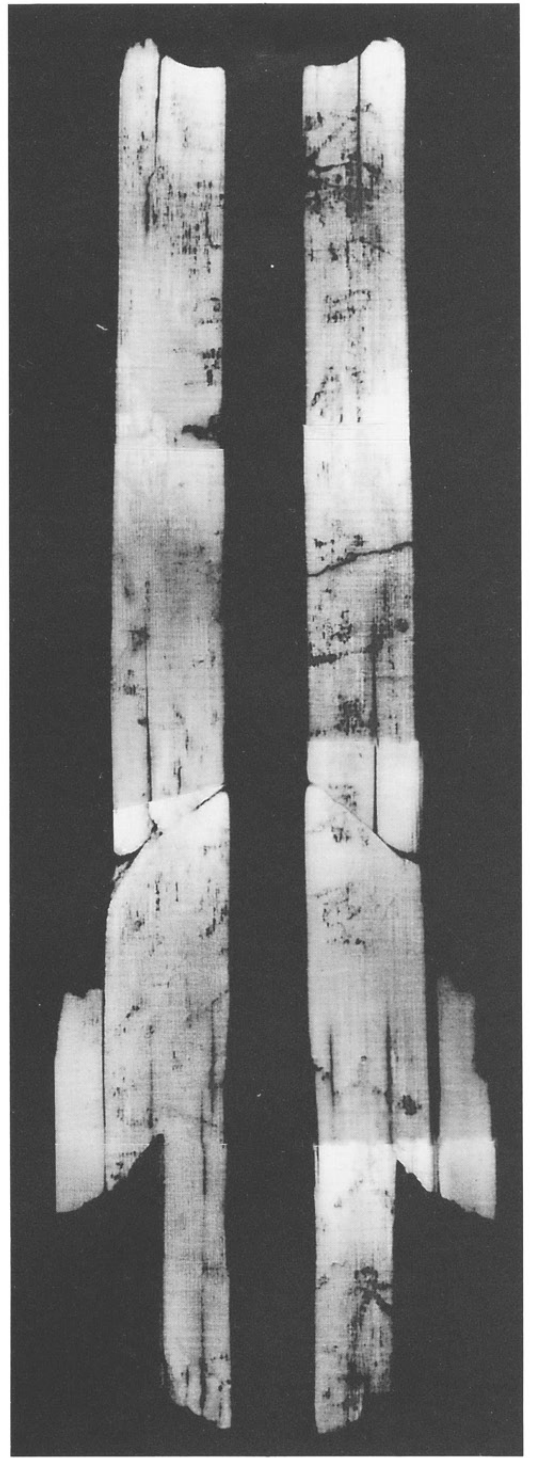
上端は抉り。下端は二次的なキリ・オリ。両側面は二次的なサキ。表カットグラス。裏調整法不明。解式の文書簡。表の下部と裏は習書と思われる。

二六



(278) × 40 × 8 081(a0.0B) 板II・ヒノキ属  
S D 7 0 3 1 32 G

上端は二次的なキリ・オリ。下端の一部にキリ。両側面は無調整。表裏調整法不明。表は九九を記す。裏は人名等を記す習書。



二七

六〇六三五五〇〇  
 〇〇四五井 〇〇〇

(199) × (40) × 5 019(B0.014) 追  
 S D 7 0 3 1 32 G

大大大入入〇  
 〇〇〇 〇

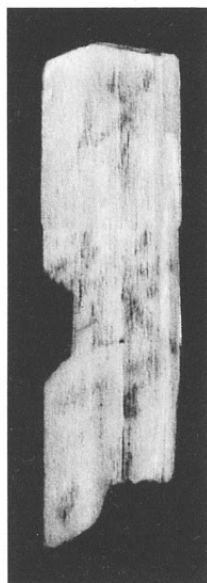
上端は二次的なキリ。下端は平面ケズリ。表裏調整法不明。  
 一一六号木簡と同一個体か。

二八

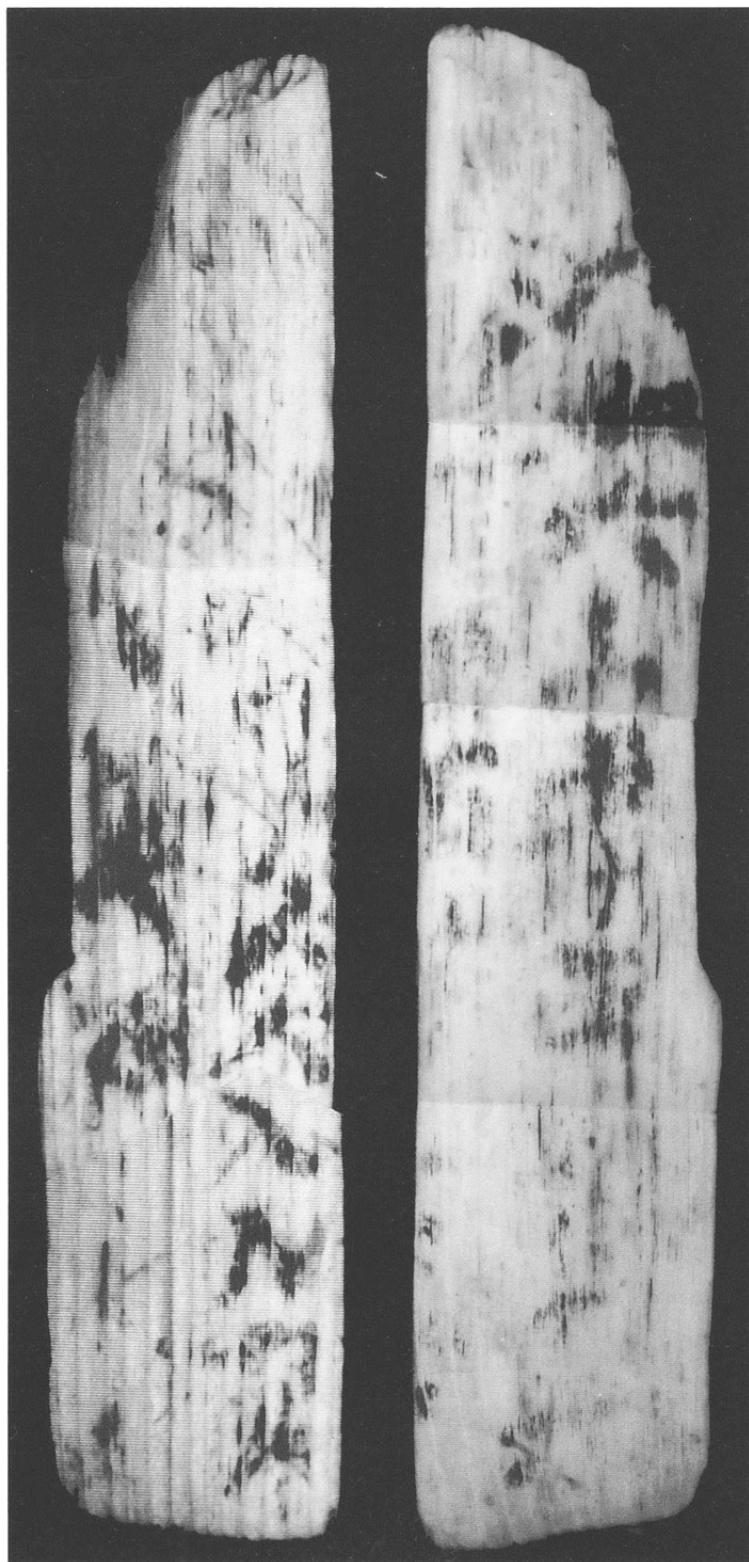
「尾張マ〇

(68) × (19) × 2 019(30.0Z) 板 I  
 S D 7 0 3 1 32 G

上端は側面ケズリ。下端は欠損。右側面は二次的なキリ、もしくは欠損。表調整法不明。裏無調整。  
 尾張部は秋田城跡出土の一一〇号木簡(『秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ 秋田城出土文字資料集Ⅱ』一九九二)等にみえる。

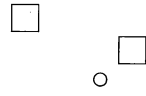


二八



二七

二九



物部

上下端は二次的なキリ・オリ。両側面は二次的なサキ。表調整法不明。裏無調整。  
 一一〇号と同一個体か。中央部に孔がある。

(85) × (22) × 2 081(aFfa) 杖  
 S D 7 0 2 8 33G

一一〇



上下端は欠損。左側面は二次的なキリ。表調整法不明。裏無調整。  
 一一九号と同一個体か。

(27) × (11) × 2 081(Z0,q,Z) 追  
 S D 7 0 2 8 33G

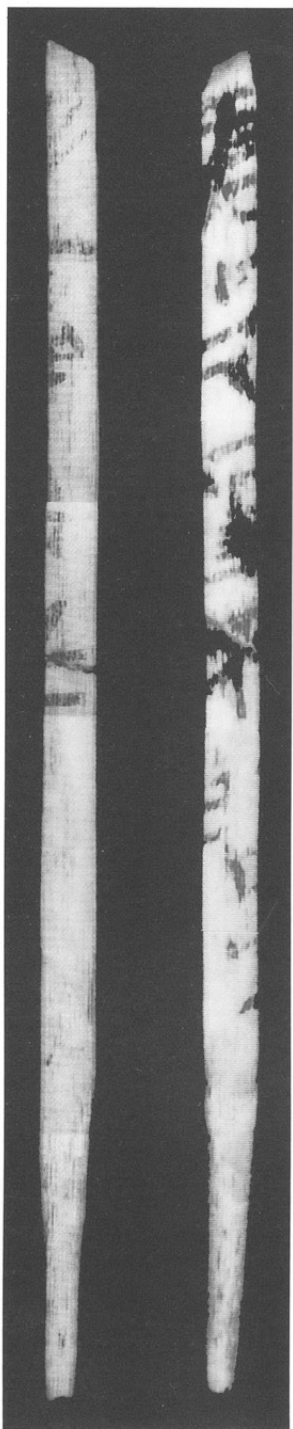
一一三



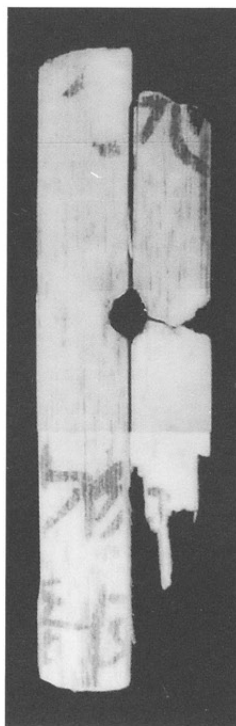
木製品(用途不明)に転用。表裏ハギトリ。

(180) × (8) × 5 065 追  
 S D 7 0 2 8 33G

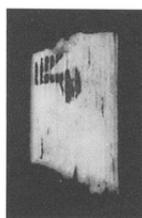




三三



二九



三〇

### 第四節 第二水田対応層出土木簡

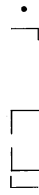
三三



上端は側面ケズリ。下端は二次的なキリ・オリ。表裏調整法不明。

(80) × 31 × 4 019(300a) 板 I  
SD7026 34 G

三三



上下端はキリによる成形。表裏調整法不明。断面は三角形を呈する。

129 × 21 × 2 ~ 10 011(1001) 追  
SD7026 34 G

三三

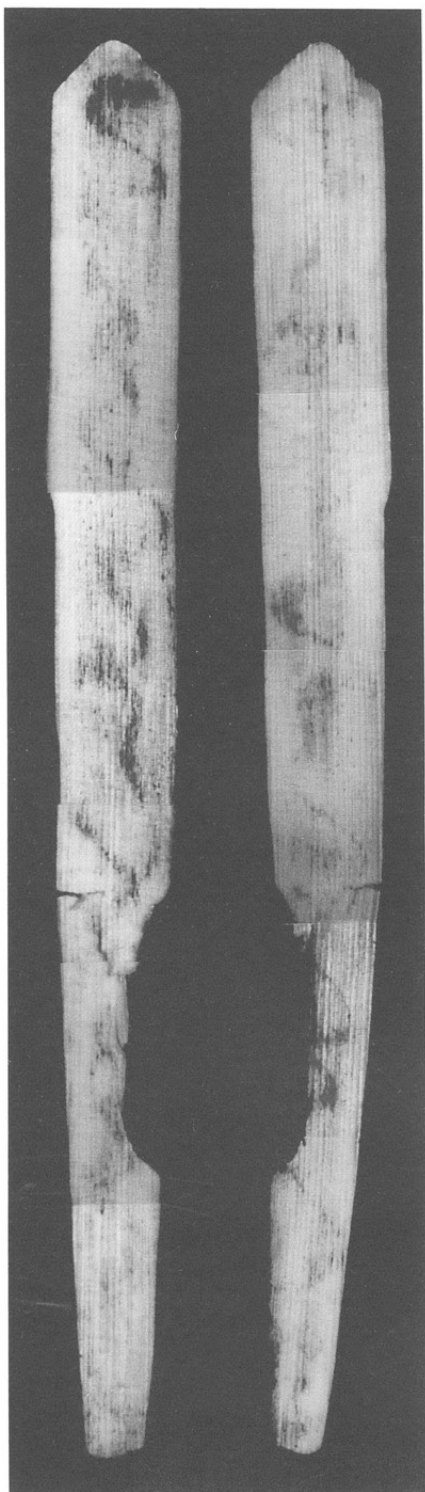


(墨線)

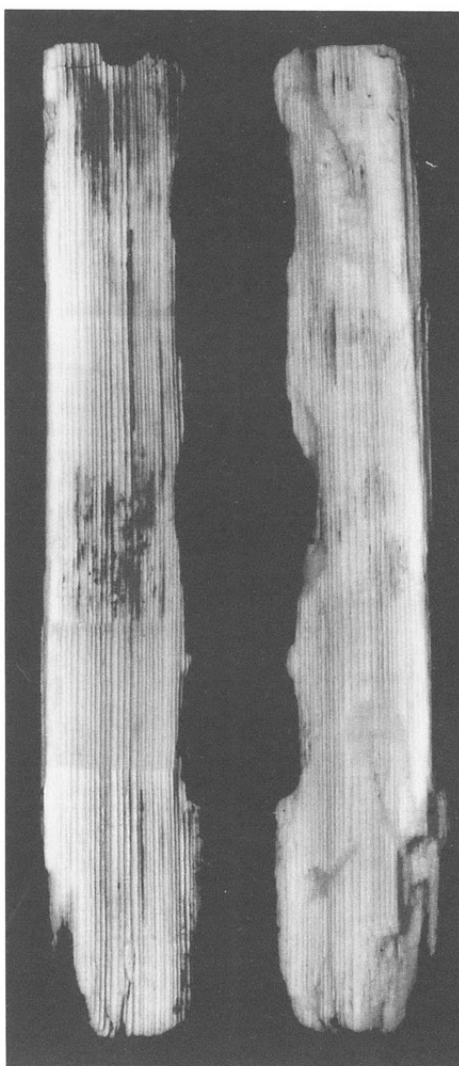


上端はキリによる成形。下端は欠損。表調整法不明。裏無調整。蛇行した墨線が表裏にある。斎串に墨書。

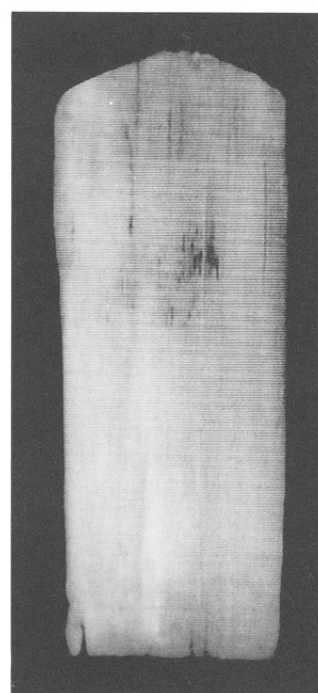
(185) × 18 × 2 061(300Z) 柁・ヒノキ属  
SD8026 34 G



三三



三三



三三

三五



上端はキリによる成形。下端は二次的なキリ・オリ。右側面は無調整。表裏無調整。蛇行した墨線が片面にある。斎串に墨書。

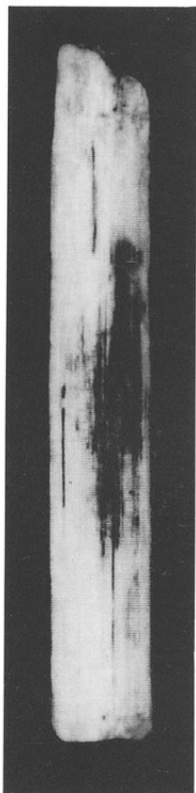
(76) × 18 × 2 061 (300b) 追  
S D 7 0 2 6 34 G

三六

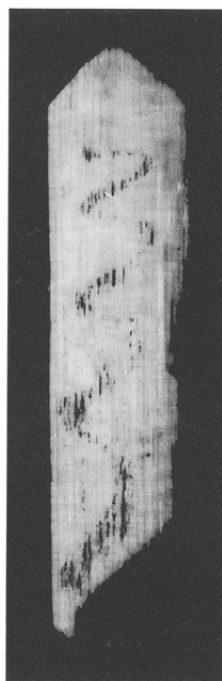


上端は二次的なキリ・オリ。下端は平面ケズリ。左側面は二次的なサキ。表裏調整法不明。

(98) × (14) × 6 019 (a0.0.1) 追・ヒノキ属  
S D 7 0 2 5 35 G



三六



三五

## 第四章 屋代遺跡群出土木簡の製作技法と廃棄方法

### はじめに

屋代遺跡群から出土した木簡は、「製作」、「使用」の段階を経たのちに「廃棄」された最終の姿を呈している。本章では考古資料としての木簡の「製作」、「廃棄」に係わる技法の特徴を観察し、文字から推測される「使用」の状況、二章で提示された木簡の出土状況を合わせて検討する。その中で、木簡の製作地、製作者の問題、使用後の転用や廃棄方法の問題を含めた、木簡のより広範な特性について考察していくための基礎作業を行っていく。

### 第一節 木簡の形態と製作技法

#### 一 屋代遺跡群出土木簡の形態と製作技法

##### (一) 木簡の形態分類

今回掲載した一二六点の木簡のうち、少なくともどちらかの端部が残存しているものは全体の約半数であり、上下端がともに残存しているものは一九点にすぎない(図39)。これらはその平面形態から「短冊型」、「剣先型」、「切込型」の三型式に分類される。短冊型は文字どおり長方形の形状をとるものを指し、剣先型は下端を鋭角に尖らせたもの、切込型は上もしくは下部に切り込みのあるものを指す(凡例九参照)。さらにそれらの上下端の形状に注目すると、個体差が大きいものの、直線的に成形、調整がなされる「直頭形」、主に側面ケズリ、稀に平面ケズリによって複数の稜が

削り出されている「複数稜形」、主に側面削りによって緩い二等辺三角形を作る「圭頭形」に分類される。これらを組み合わせた結果、屋代遺跡群で見られる木簡は「一類型」に分類できた(凡例九)。このうち「切込型」は、第三水田対応層出土の六点にすぎない。各時期を通じて直頭形の短冊型が最も多いが、複数稜形も一定量を占める。

##### (二) 成形、調整技法の種類

木簡の樹種は顕微鏡観察をした四二点中四〇点までがヒノキ属であり、木簡の内容、型式、時期を問わずヒノキが選択されている。また木取りは「板目Ⅱ」<sup>二六</sup>、板目Ⅰ<sup>二五</sup>でその他は追証目、板目Ⅱなど中間的な部分を使っており、木を無駄なく利用していたことがうかがえる。

木簡の成形、調整には「切る」、「割く」と「削る」を基本としたいくつかの技法が使われる。凡例で示したように、端面の成形、調整には「キリ・オリ」、平面ケズリ、側面ケズリが使われ、表面の調整には「カッタグラス状ケズリ」、ハギトリ状ケズリなどが使われる。

#### 二 第五水田対応層出土木簡の様相

第五水田面からは九点の木簡が出土しており、内容が検討できる資料は何れも文書木簡である。完形品は、短冊型の三号(図41)と九号(図40)のみで、その他は型式が判明しないため、上、下端の形態別に記載することにする。

直頭形は、側面ケズリによって上下端を調整する九号と上端を平面ケズリによって斜めに面取りする三号、五号(図40)と頭部調整を施さない四号(図40)に分けられる。特に三号は下端を約七〇度に尖らせた上、その両辺を表裏面から斜めに面取りしている。同じく下端を約一〇五度に尖らせたものに、層位的に最古の木簡とされる一号(図40)がある。一号は上端が欠損しているものの長さ三九、五センチメートルに対し、厚さ約一センチメートルと際

合計																	型式 対応層
	36××	26××	16××	3××× ×××3	2××× ×××2	1××× ×××1	3601	2601	1601 1602	×××5	3005	2005	1005	3001 1003	1002 2002	1001	
5				3(2)		1										1	第2 水田対応層
43	1	2	1	8(1)	4	12			2	3		3	5			2	第3 水田対応層
16				3(1)	2	5				2(1)					2	2	第4 水田対応層
6			1(1)	1	1	1								1		1	第5 水田対応層
70	1	2	2(1)	15(4)	7	19	0	0	2	5(1)	0	3	5	1	2	6	合計

図39 木簡の形態

( ) 内は第三章中で061と表記しているもの

[ ] 内は片方のみキリカキがあるもの

立って薄い板目材を用いていることが特徴的である。三号は製作時の、五号は製作時もしくは文字を消去するためのカットグラス状ケズリがみられる。四号は上端、表面、側面ともに調整を施していない特異な木簡である。下端表面の深いケズリも、文字には直接関わらないことから成形時に行われた可能性がある。「竈神」と記されていることよって祭祀に係わる木簡と推測されるが、同じく祭祀に係わったとされる齋串の多くには、表面に刃物の痕跡を殆ど残さないものの、平滑な調整が施されているのに対して、本木簡は成形の段階の縦方向の力による材の分割で製作を終えるという違いをもっている。

複数稜形には後続する第四水田対応層のものよりは稜が明確ではないが、側面ケズリで上端調整がなされる二号(図40)が相当する。

### 三 第四水田対応層出土木簡の様相

第四水田面からは三六点の木簡が出土しており、付札と推定されるものは一点のみで文書木簡が主体を占める。完形品は、短冊型のみで、二〇号(図42)、二二号(図42)が直頭形、一三号(図43)、三二号(図43)が複数稜形に分類される。その他は欠損によって型式が判明しないため、一括して上端の形態別に記載する。

直頭形にはキリ・オリ痕を残したまま、その二、三以上は側面ケズリを行う三四号(図42)、上下両端を平面ケズリによって斜めに面取りする二〇号、二二号、平面ケズリによって平らに調整する一〇号(図版四)、三六号(図43)、キリによる成形を施しているのみの一五号(図42)が相当する。三五号(図42)は磨耗によって調整方向が確認できない。端面が斜めに面取りされている木簡では、二二号は第五水田面の二点と同様に、面取りが施された方の面に文字が書かれているのに対して、二〇号は面取りがなされたとは反対の面に文字が書かれている。

複数稜形の木簡は第四水田対応層で多くなる。複数の稜は全て側面ケズリによって削り出されている。逆に、本水田対応層で側面ケズリを行うことよって成形痕が消されている木簡は、全て複数稜形に含まれる。記録簡とされる一三号は上端に四つ、下端に二つ以上の稜が削り出されている。文書簡とされる三二号の上端には側面ケズリがなされているものの、明確な稜は形成されておらず、下端には四稜が削り出されている。上端のみ残存する木簡では、郡符木簡とされている一六号(図43)には緩い稜が二つ、二二号(図43)には三つの稜が形成されている。本水田対応層の複数稜形木簡は、何れも表面のカットグラス状ケズリが顕著に見られるが、

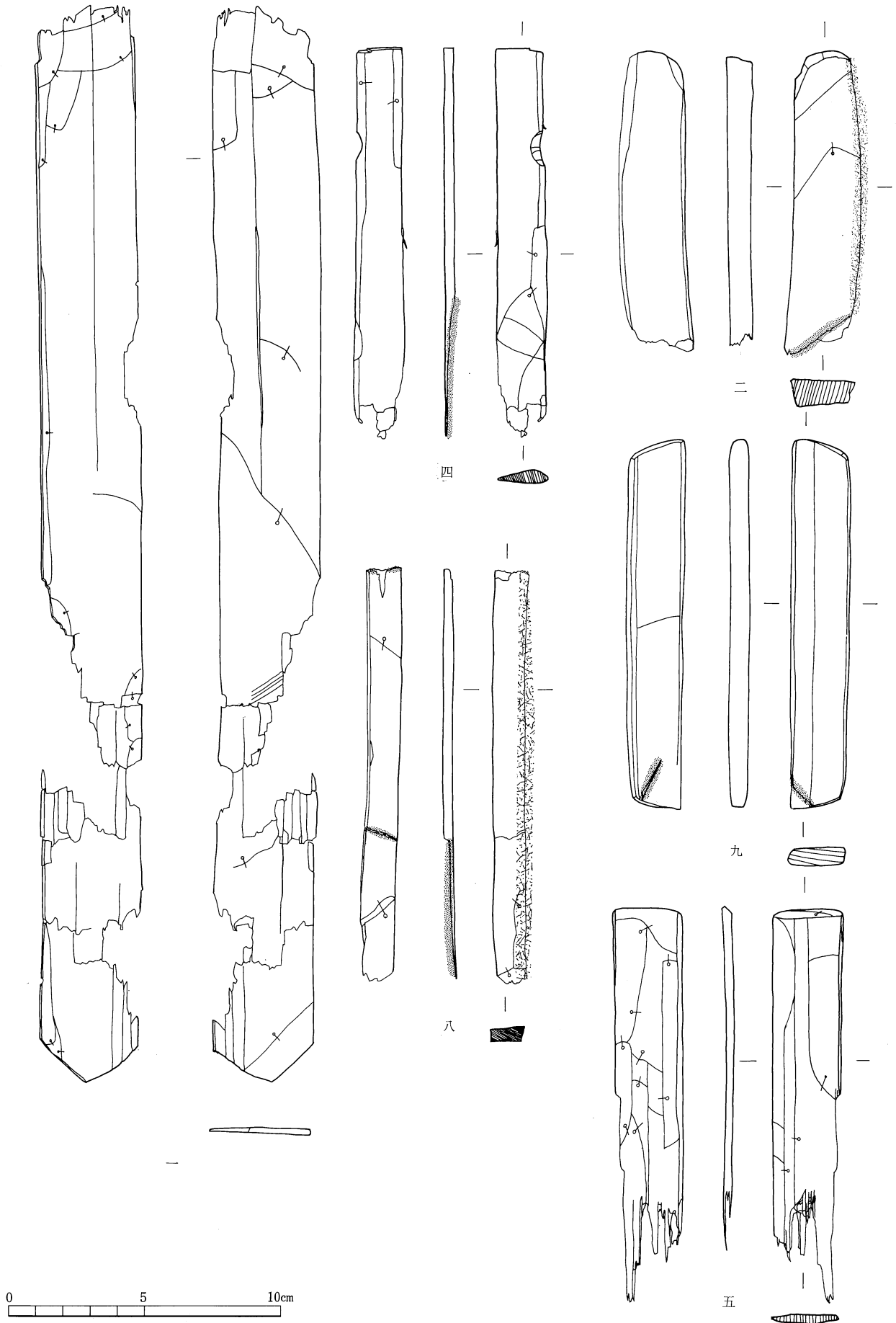


图 40 第五水田対応層出土木簡 (一)



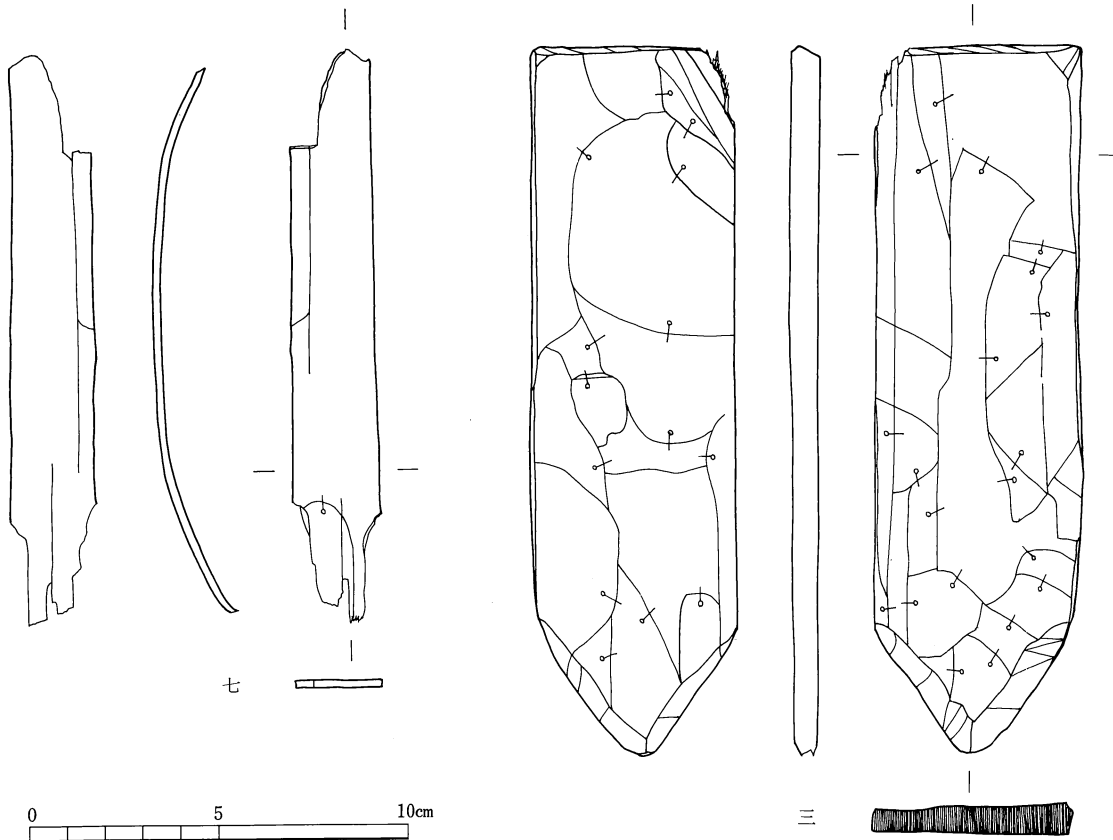


図41 第五水田対応層出土木簡(二)

特に一六号には刃物を引いた跡と推定される斜線が多数見られ、その部分の文字が薄くなっている。また、二二号も二センチ以下かつ不規則なケズリ痕跡をもつが、赤外線照射しても文字が判読できないことから、二次的に文字を消すためのケズリが行われていた可能性が高い。一三号、三二号には、部分的に二センチ以下のケズリ痕跡が集中する。このことからやはり部分的に文字を書き直した可能性が考えられる。複数稜形の法量は後述の付札よりは上回る傾向が見受けられる(図59)。さらにこれらは、SD7035に廃棄されたものもしくは「SD7035に廃棄された後に湧水などの作用で流出し、淀みにたまった可能性が高い」ものから構成され、時間的な近接関係が予想される。また、内容的には郡符木簡を含む文書簡と、記録簡から構成され、それらには廃棄のためのケズリ、書き直しのためのケズリを施した木簡が含まれていること、後出の第三水田対応層の付札とは異なる形態と製作技法が観察される。このことから、複数稜形は一つの木簡群として何らかの製作、使用上のまとまりが推定できる。屋代遺跡群の場合、それは郡家(郡衙) またはその関連施設などと関係する可能性も考慮に入れる必要がある。

圭頭形は一八号、二八号、三二号の三点である(図44)。圭頭部の角度は一八号が五五度、二八号が五〇度、三二号が五五度と近似する。これに対し、第五水田対応層の一号は一〇五度、第三水田対応層では七七号の八〇度から八七号の一二五度の間に分布し、平均一一四度である。屋代遺跡外の出土例を概観すると、圭頭の角度が九〇度を下回るものは、圭頭部を斜めに面取りするものや「木簡状木製品」と呼ばれているものを除いてはほとんど見られない。一八号は三ミリの厚さの板目材Ⅱで、表面にはカットグラス状及びハギトリ状ケズリが見られる。木簡の形態と人名が書かれていることから付札の可能性はあるが、付札とすれば現時点で屋代遺跡群最古の付札となり、かつ付札にカットグラス状ケズリが施される稀な例と

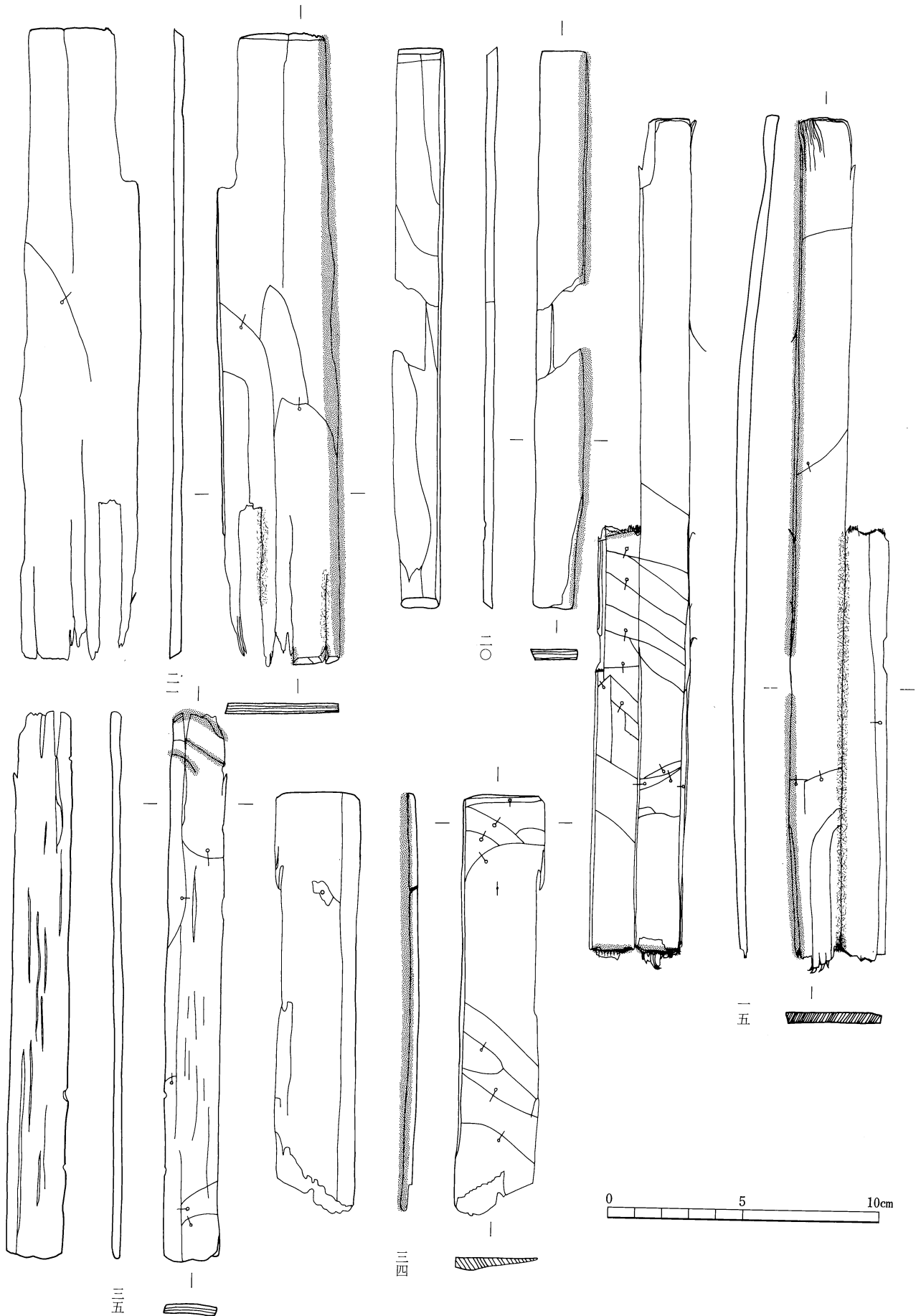


图42 第四水田対応層出土木簡（一）

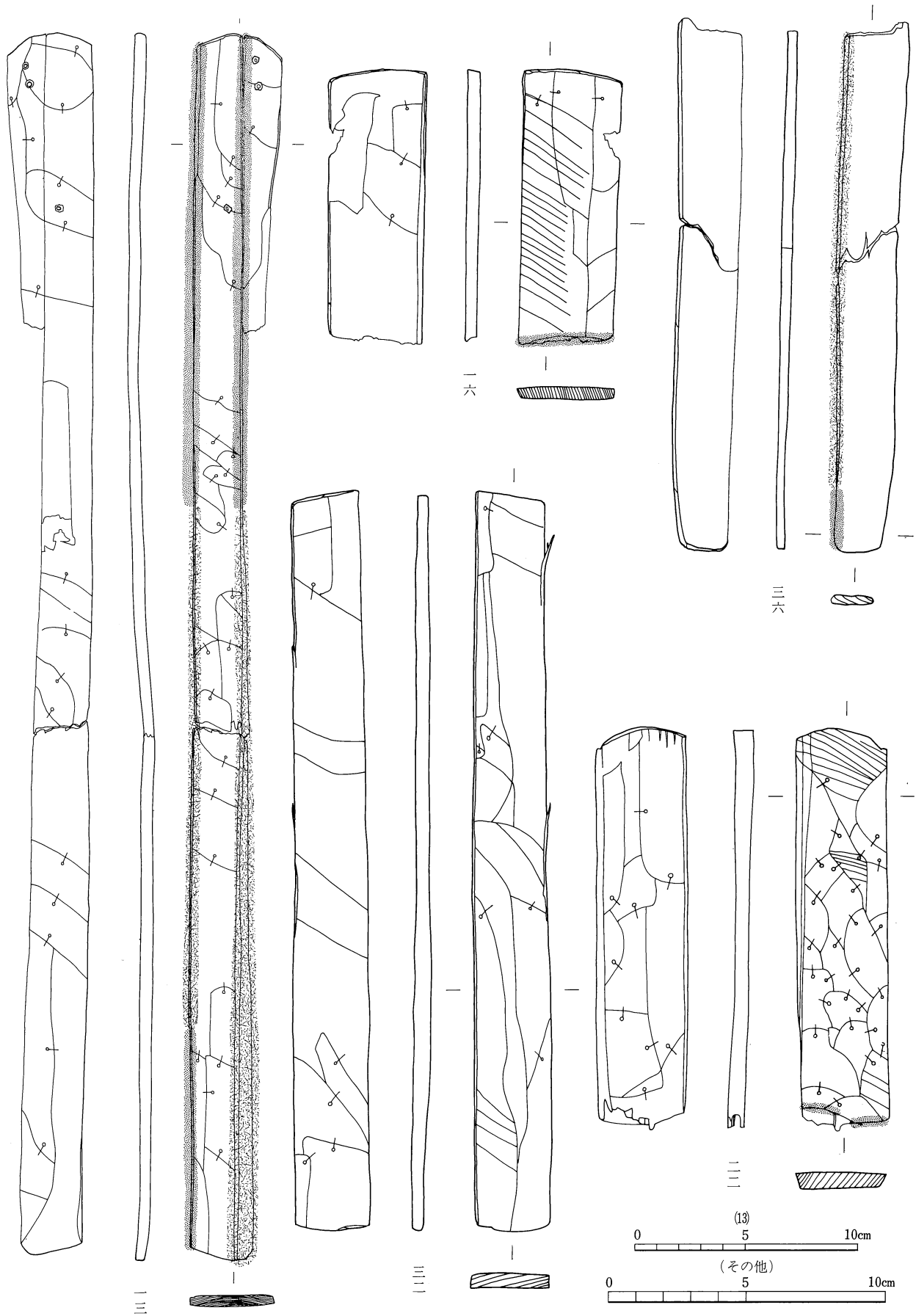


図 43 第四水田対応層出土木簡 (二)

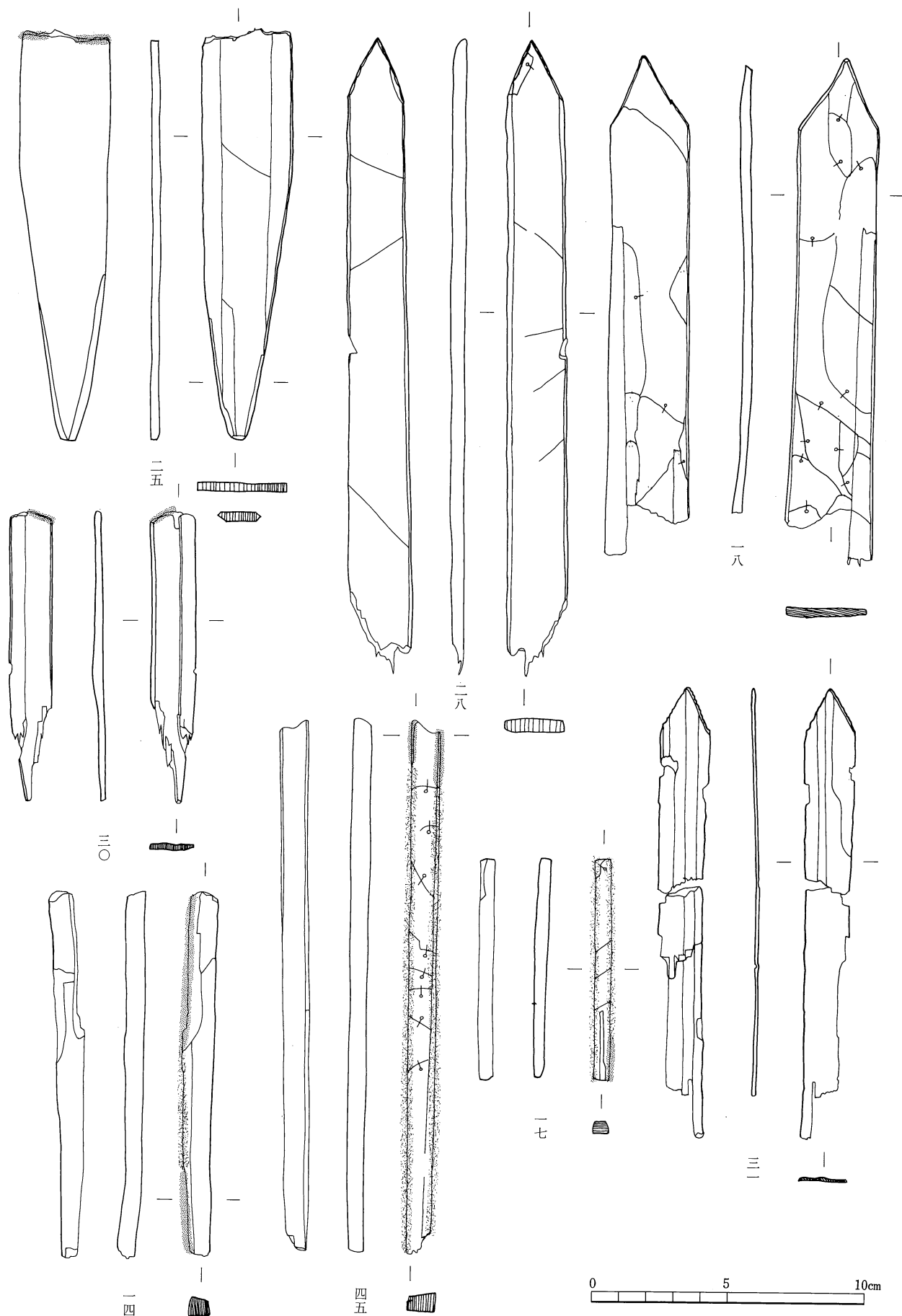


图 44 第四水田对应層出土木簡 (三)

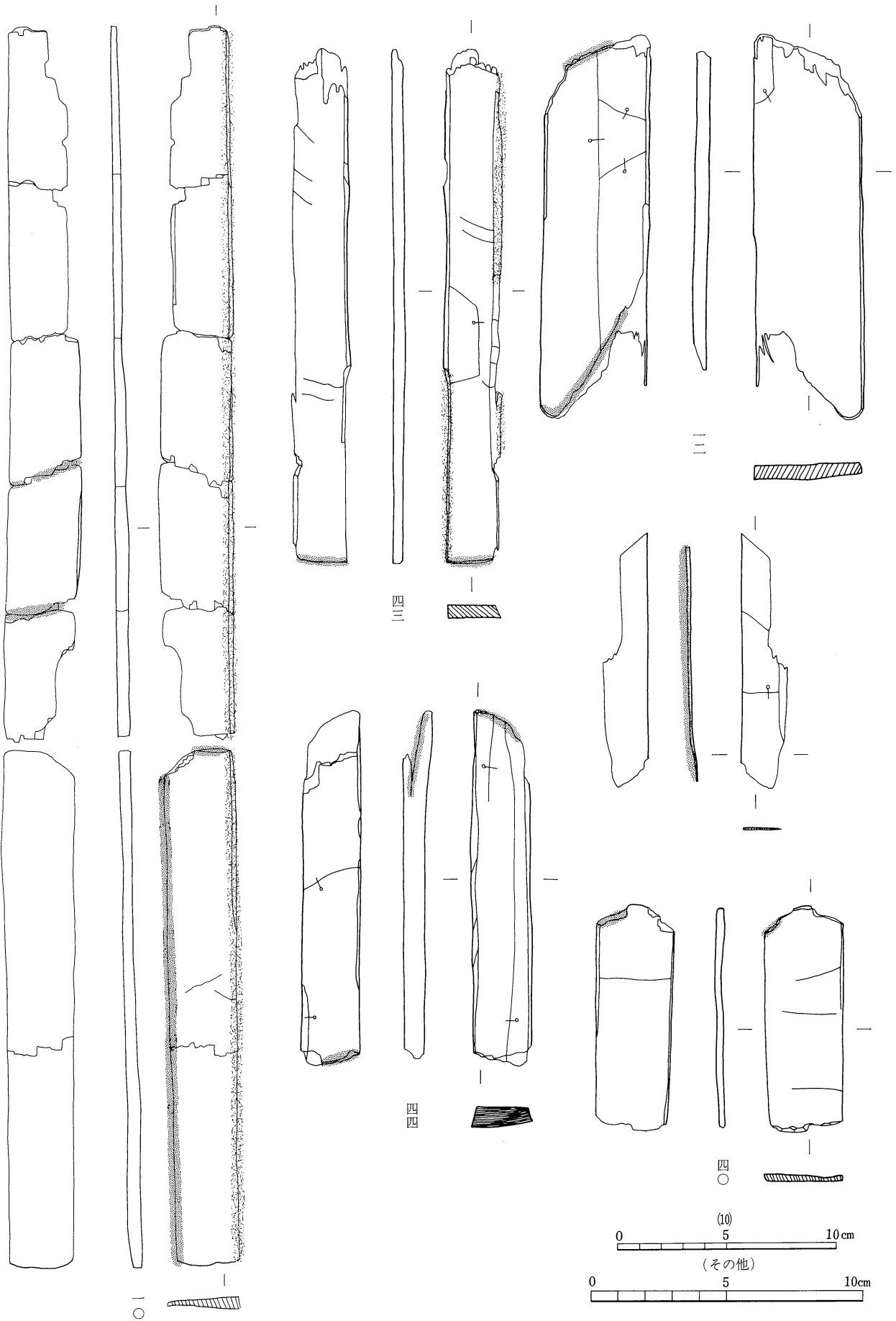


図 45 第四水田対応層出土木簡（四）

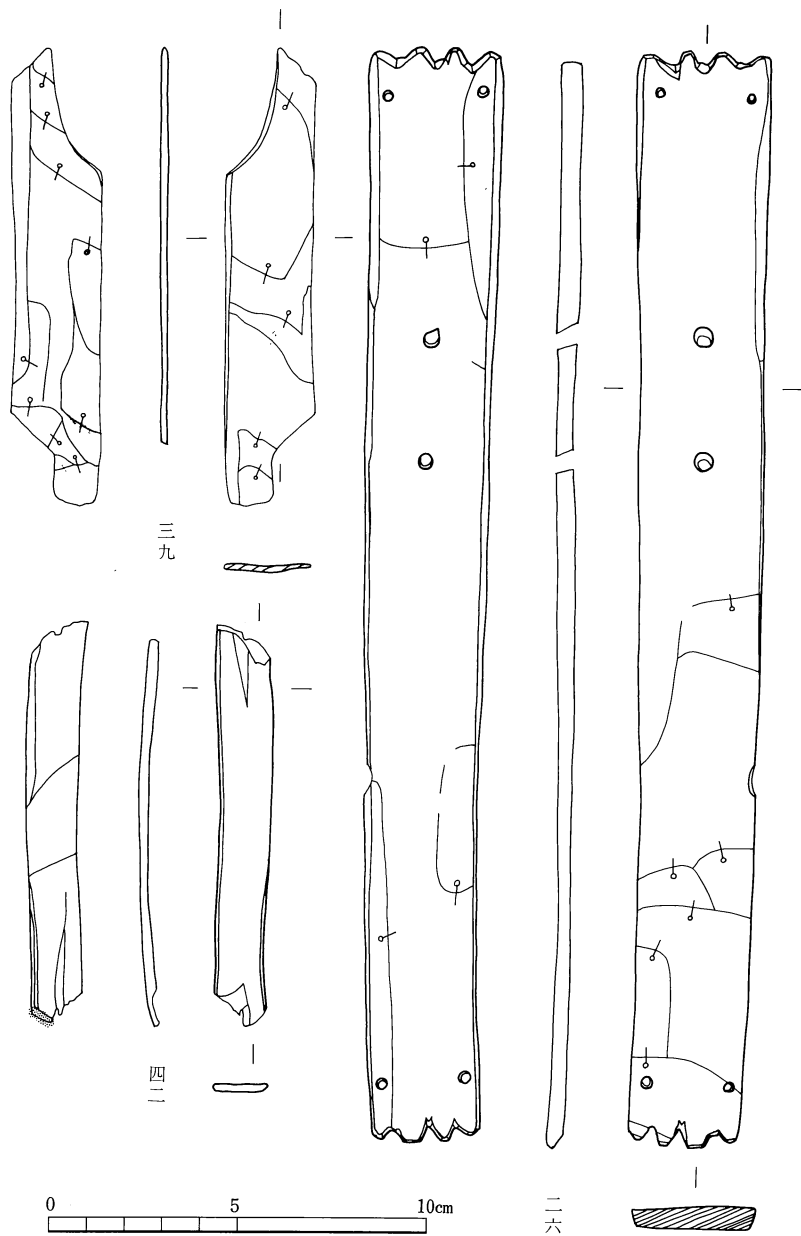


図46 第四水田対応層出土木簡 (五)

もなる。二八号は四ミリ、三二号は一ミリの厚さの柂目材で、表面を平坦に成形しているが調整痕が見られない。特に三二号は一ミリという薄さと、表面に調整痕が見られず圭頭形を呈するという点において、屋代遺跡群で出土している斎串と類似する(図47)。通常の木簡の圭頭部と対照的に斎串の圭頭部の角度が、鋭角から鈍角まで広範に分布する傾向を考慮すると、三二号以外の二点の木簡も、形態において斎串との関連が推定されよう。

この他に、剣先型の下端のみ残存している木簡がある。二五号(図44)

#### 四 第三水田対応層

##### 出土木簡の様相

第三水田面からは七六点の木簡が出土している。そのうち完形品は一二点、上下端のいずれかが残存しているものは三一点である。短冊型、剣

と三〇号(図44)が該当するが、両者とも頭部の形態は不明である。特に二五号は下端の剣先部を表裏両側から斜めに面取りをして角を落としており(a005)、その方法が第五水田面の三号(1-003)と共通する。このような形態と、上端に表裏両面から刃物を入れてのキリ・オリが行われていることは特徴的である。「下端を左右両側面から削り尖らせる」木簡と米の付札との関係は既に指摘されている(平川一九九〇)。本遺跡の二点は面取りが行われている剣先部の角度が異なるため、同一類型に含めることはできないが、今後同一の平面形を持ち、表裏両方向から左右両側面を削って面取りをしている木簡が見つければ、それぞれ何らかの機能上の共通性を想定できるのではないかと考えられ、留意していく必要がある。

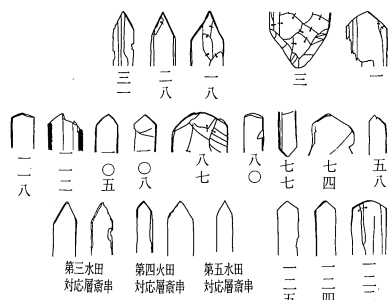


図47 端部が圭頭形の木簡の圭頭部

先型、切込型と短冊型もしくは剣先型に相当する木簡から構成される。

(一) 短冊型

短冊型の完形品は頭部調整方法の不明な五五号(図版19)と表面に二次的な転用(廃棄行為)が行われている六〇号(図54)のみで、どちらも直頭形である。特に六〇号は文書木簡の中では最も表面調整が粗雑で凹凸が明確に見られる。

(二) 短冊型もしくは剣先型

片端しか残存していないため、短冊型に属するか剣先型に属するか判断できない木簡は二二点にのぼる。

直頭形は平面ケズリによって端部を平坦に調整する六五号(図版22)、一〇六号(図54)端部を急角度の斜めに面取り調整する一一〇号(図版36)端部を山形に面取り調整する五二号(図48)、一一四号(図49)、一一七号(図版39)、完全な側面ケズリを施す八一号(図48)、キリ・オリ痕を残したまま、その位置で側面ケズリを行う四六号(図48)、キリ・オリ痕を残しその数ミリ以上に側面ケズリを施す九〇号(図49)、一〇〇号(図49)、ケズリ方向不明の七〇号(図版23)、一〇三号(図版34)である。このうち、上端部を山形に面取りする技法(例1002)は、本水田対応層で初出する。中でも端部調整を入念に行っている一一四号は、埴科郡司から屋代郷長里正等に宛てて出された郡符木簡であり、一一七号は九九算を記した木簡である。また、調整方法が共通する九〇号と一〇〇号が、同じ舟山郷からもたらされた付札であることは注目される。

複数稜形には側面ケズリによって三つの稜を削り出す四九号(図49)、六八号(図49)、八八号(図50)、同じく二つの稜を作り出す一〇一号(図50)がある。特に八八号は楛目、厚手で横方向に廃棄のためのキリの痕跡が二カ所にわたって見られる。これらのうち内容が完全に解るものはないが、八八号のみは、文書木簡である可能性が高い。このうち第四水田対応

層出土の複数稜形木簡に特有のカットグラス状ケズリが見られるものは四九号のみで、六八号の裏面にはハギトリ状ケズリが見られるが、その他の調整痕は明確ではない。

圭頭形の木簡では圭頭部を側面ケズリによって表と裏から交互に面取りがされている八七号(図51)が特異である。本木簡の表裏面には細かい平行線が連続している様子が観察される。平行線の一部はハギトリ状ケズリの剥離痕の中に収まるが、剥離痕を越えるものもある。本木簡と近接した時期に廃棄された八六号は剣先型の複数稜形に分類されるが、その内二つの稜はこの八七号と同様に表、裏から交互に面取りがなされている。その他は、一四〇度以上の緩い圭頭部を平面ケズリによって調整している八〇号(図版26)、一一八号(図版39)、一〇〇度以下の圭頭を側面ケズリによって調整している一〇八号(図51)、五八号(図版19)、七七号(図50)がある。また一一二号(図51)は、右側が欠損しているものの左側の稜の角度から圭頭形と推定している。特に七七号は下端を側面削りによって、逆の圭頭形に加工しており、本水田対応層では特殊な例である。また五八号は、一ミリの厚さと調整方法から斎串と判断している。

このうち八七号は、九七号(図55)とともに28グループに属するが、このグループに属する他の一一点が、両溝の合流部分で出土しているのに対して、両木簡はこれらと離れた水田付近で出土している。

(三) 剣先型

剣先型の下端を持つ木簡のうち頭部の形態が直頭形のもの、上端がキリ成形のみの七九号(図52)、平面ケズリで頭部に短軸に平行した稜の残る九一号(図50)、キリ・オリ痕を残した平面ケズリの六四号(図51)、七三号(図52)、七五号(図52)である。このうち特に九一号は當科郷からもたらされたと推定される付札であり、この上端の調整技法は同じ等信郷記載をもつ転用品の六二号(図50)と共通する。また六四号、七三号、七五

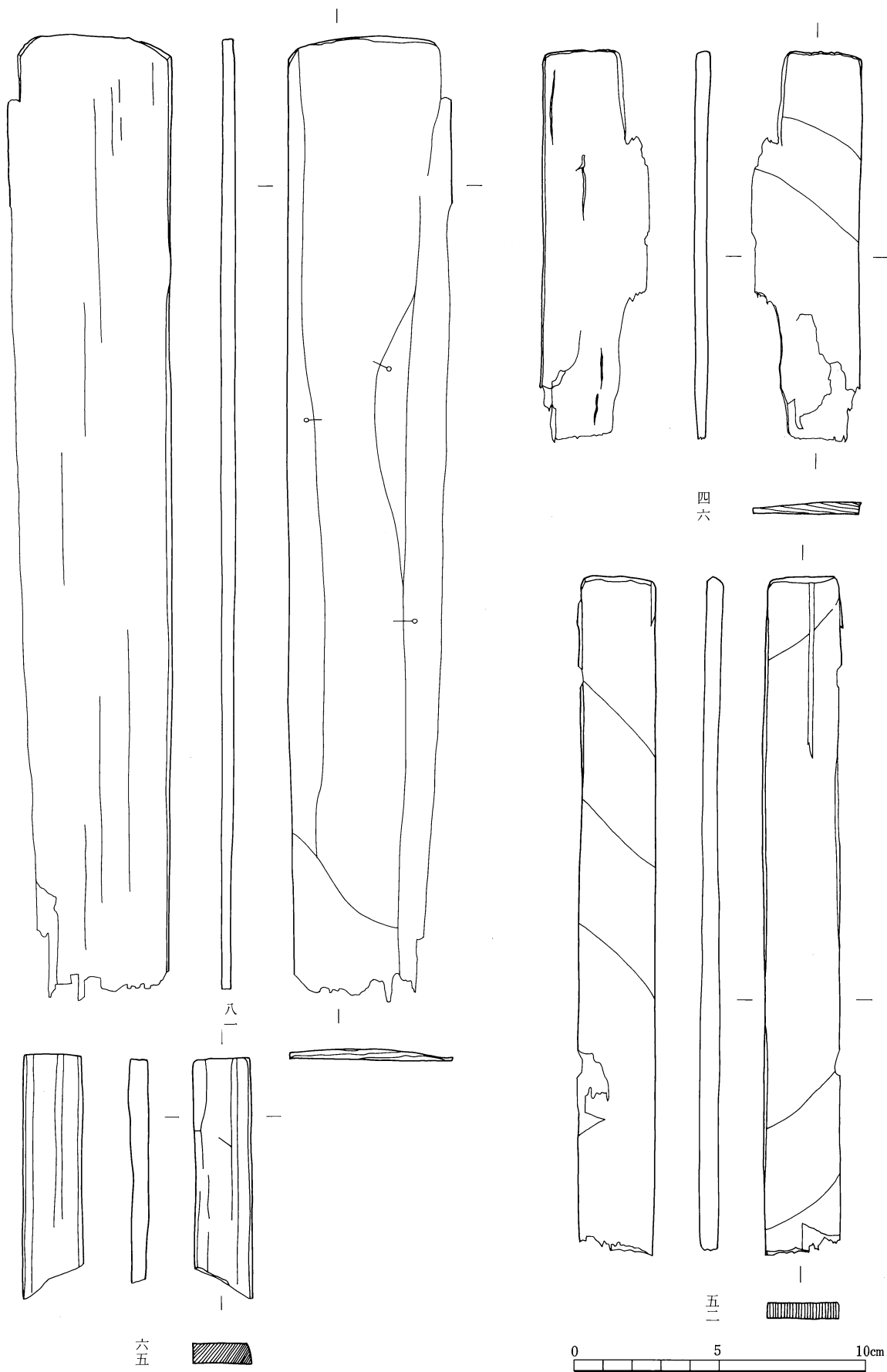


图 48 第三水田対応層出土木簡（一）



第一節 木簡の形態と製作技法

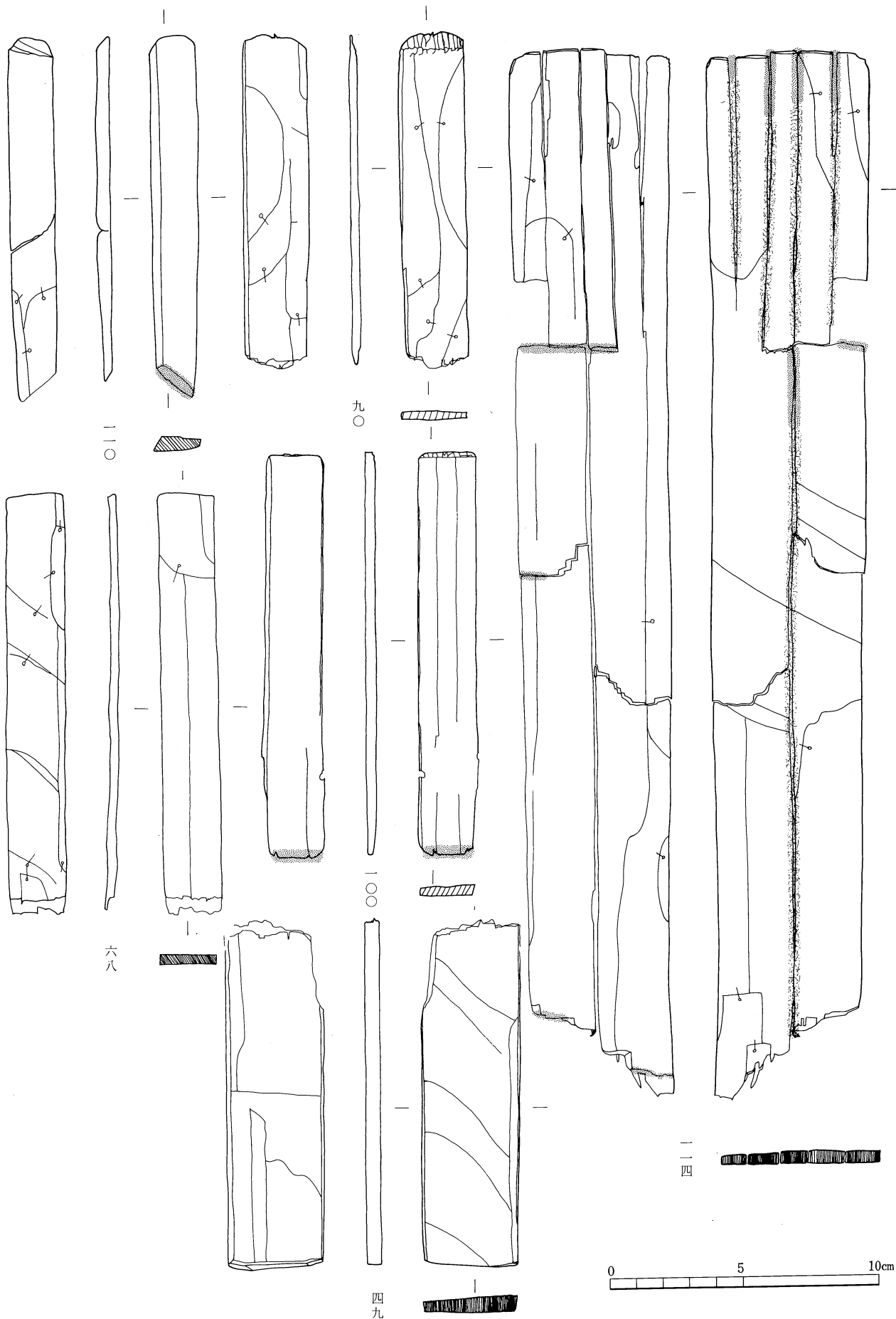


図 49 第三水田対応層出土木簡 (二)

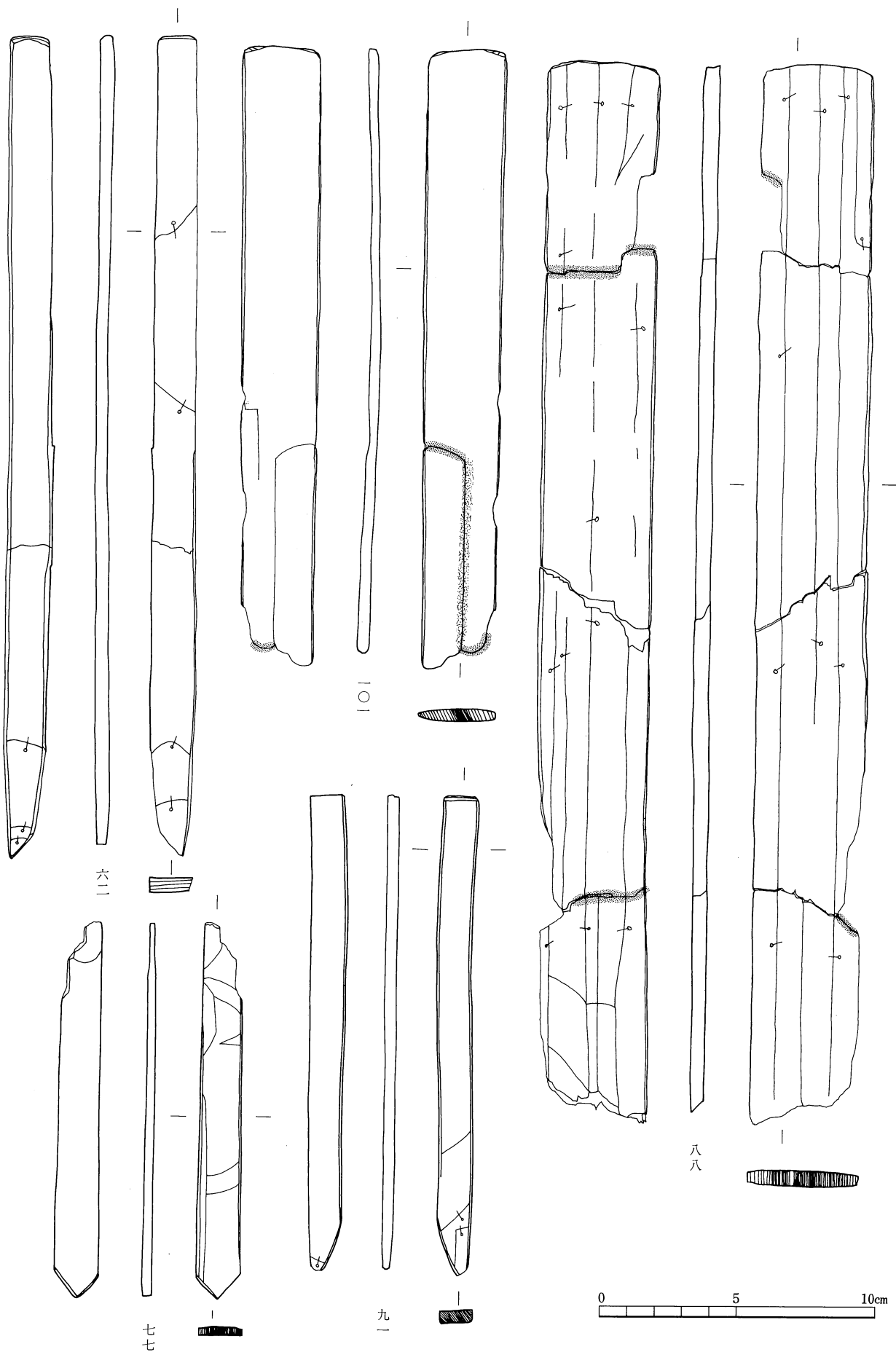


图 50 第三水田対応層出土木簡 (三)

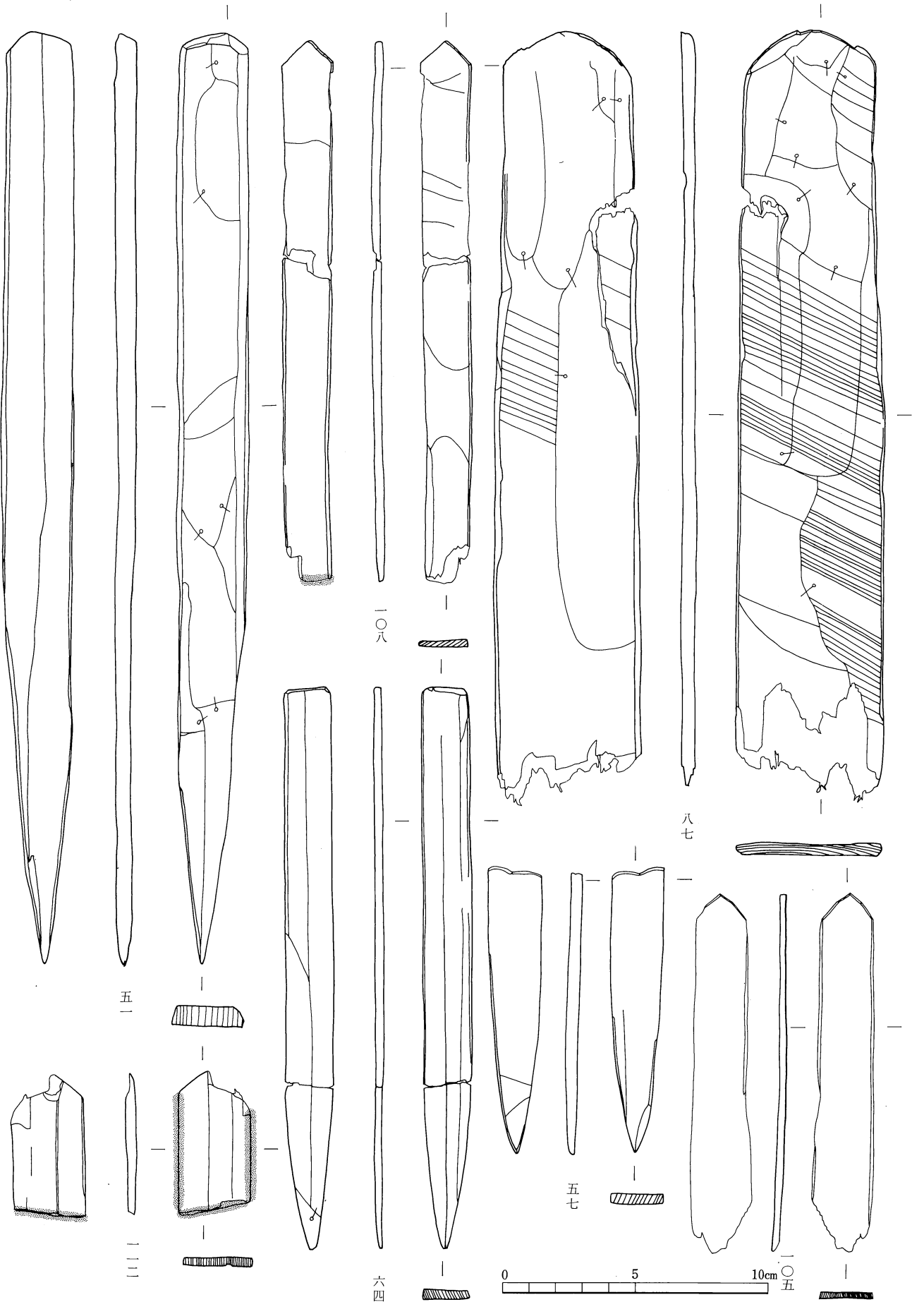


图51 第三水田对应层出土木简（四）

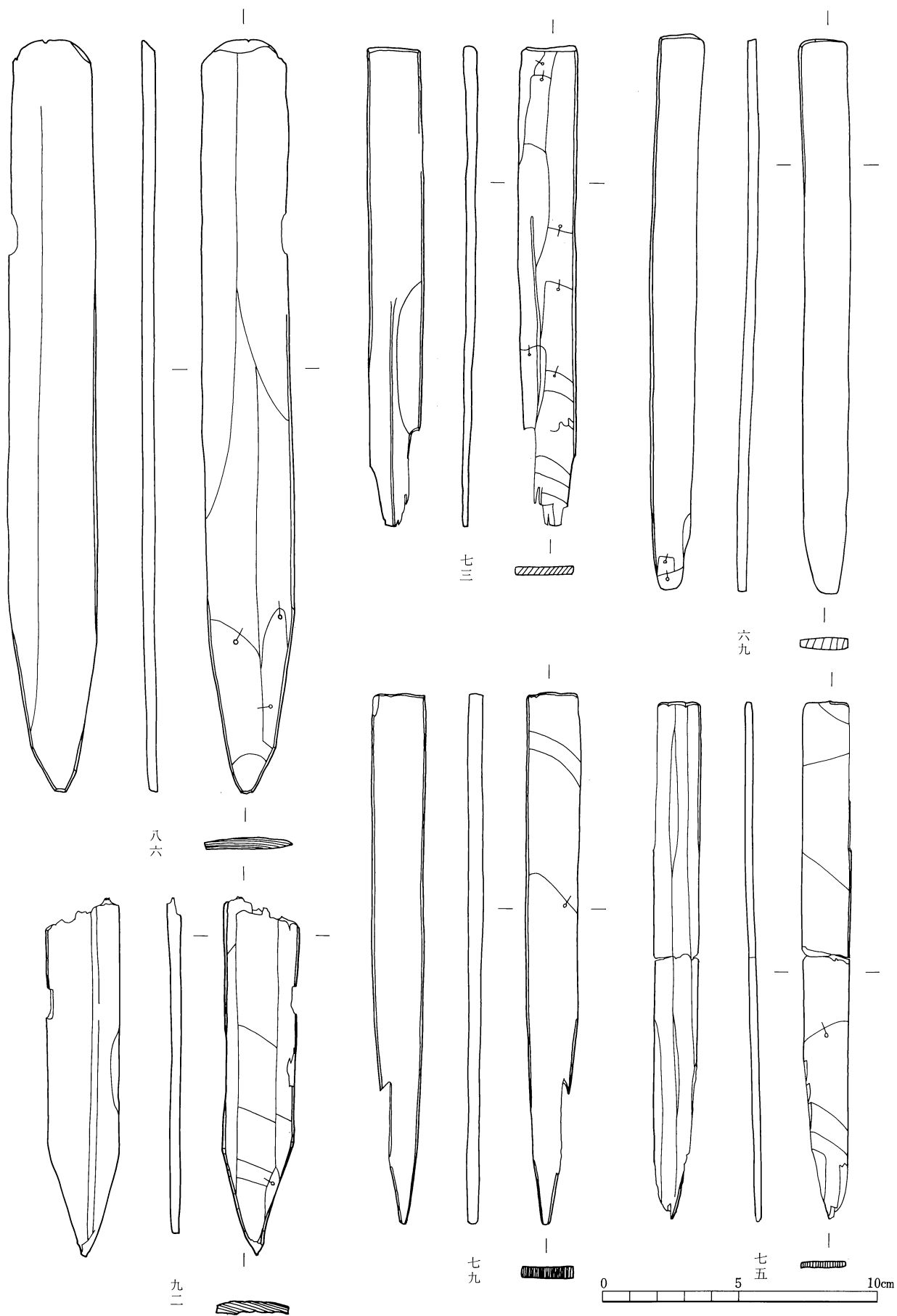


图 52 第三水田対応層出土木簡 (五)

号、七九号は形態が類似するが、法量も近似する(図59(1))。さらに、何れも片面のみに文字が書かれ、文字の書かれていない面は調整されていないという共通性を持っている。ただ、記載内容は七三号が郷名、里名、人名であり、七九号が郷名から書き出しているのに対し七五号は人名のみという違いがある。

剣先型木簡は全て24グループから26グループ、すなわち湧水坑が埋め戻されたあとのSD7030の堆積層から出土しており、廃棄の時間幅が短いことが予想される。中でも七三号、七五号、七九号は廃棄層が同一であり(27グループ)、形態の類似性から推定される製作集団(もしくは個人)の近似性と、廃棄時間の近接性が見事に一致する。特に七三号と七九号はどちらも舟(船)山郷記載を持つ(もしくは推定される)付札である。一方、同じ船山郷名を持つ木簡のうち直頭形で、キリ・オリ痕跡を残したままその二(三)ミリの調整する癖がみられる九〇号は、これらより後続する28グループに属するが、出土状況からこれらとはかなり時間的に近接して廃棄されたことが解っている。このことから、仮に技法の特徴を集団(もしくは個人)に宛てるのが許されるならば、同じ舟(船)山郷内にこの時期七三号、七五号、七九号の技法で木簡を製作する集団(個人)と九〇号、一〇〇号の技法で木簡を製作する集団(個人)の二者が存在した可能性が指摘できよう。

頭部の形態が複数稜形のもの、郡里制下に属する付札と考えられ、上端が側面ケズリによる二つの稜を持つ六九号(図52)と、平面ケズリと側面ケズリによる三つの稜を持ち、圭頭形に近い形に加工されている五一号(図51)、側面、平面ケズリを併用した八六号(図52)である。第三水田対応層の剣先型木簡は表面のケズリ痕跡がほとんど観察できないため「調整法不明」に分類しているが、唯一、五一号の表には明確なハギトリ状ケズリがみられる。本木簡はカットグラス状ケズリまでは細かくないものの、

このような調整方法、上端の形態に加え、三四九ミリの長さ、七ミリの厚さを持つ点でその他の付札とは一線を画し、むしろ第四水田対応層の複数稜形の文書木簡に類似している。また、圭頭形ではないものの、右側の表面と側面の角を斜めのケズリで除去している点の特異である。さらに完形の付札の中で、郷、「里」、人名に加え、物品名(稻一束)までが記載されている唯一の例である。これらの点から五一号はあらかじめ他の付札とは異なる機能が与えられていた、もしくは他の付札とは異なる集団(個人)、すなわち複数稜形の木簡を製作していた集団(個人)によって製作されたものではなからうか。一方、八六号は先述したように上端の製作方法はむしろ記録簡である八七号に類似しており、書式が二行割り書きである点、法量の点(図59)でやはり他の付札とは一線を画する。また、六九号は郡里制下の記載を有するが、八世紀初頭前後の年代が推定されている第四水田対応層に上端の残存する付札が皆無であるため、このような複数稜形の端部製作技法が前段階すなわち郡里制段階の技法の残存であるかどうかを確認することは、現状ではできない。

剣先部のみが残存している木簡は五七号(図51)、九二号(図52)、一〇七号(図版35)であり、何れも付札の可能性がある。

#### (四) 切込型

切込型の木簡は六点存在する。ここでは欠損品も含めて記載する。

直頭形で上端を側面ケズリによって調整するものには「ㄣ」型状に近い「く」型状の切り込みを持つ六七号(図53)、平面ケズリによって調整するものは小型の「く」型状切り込みを持つ八三号(図53)と「く」型状の切り込みを持つ八二号(図53)がある。上端が複数稜形のものには「ㄣ」型状の切り込みを持つ七二号(図53)と緩い「く」型状の切り込みを持つ七六号(図53)である。圭頭形のものには「く」型状の切り込みを持つ七四号(図53)である。切込型の形態上のばらつきは極めて大きい。ただ、表面

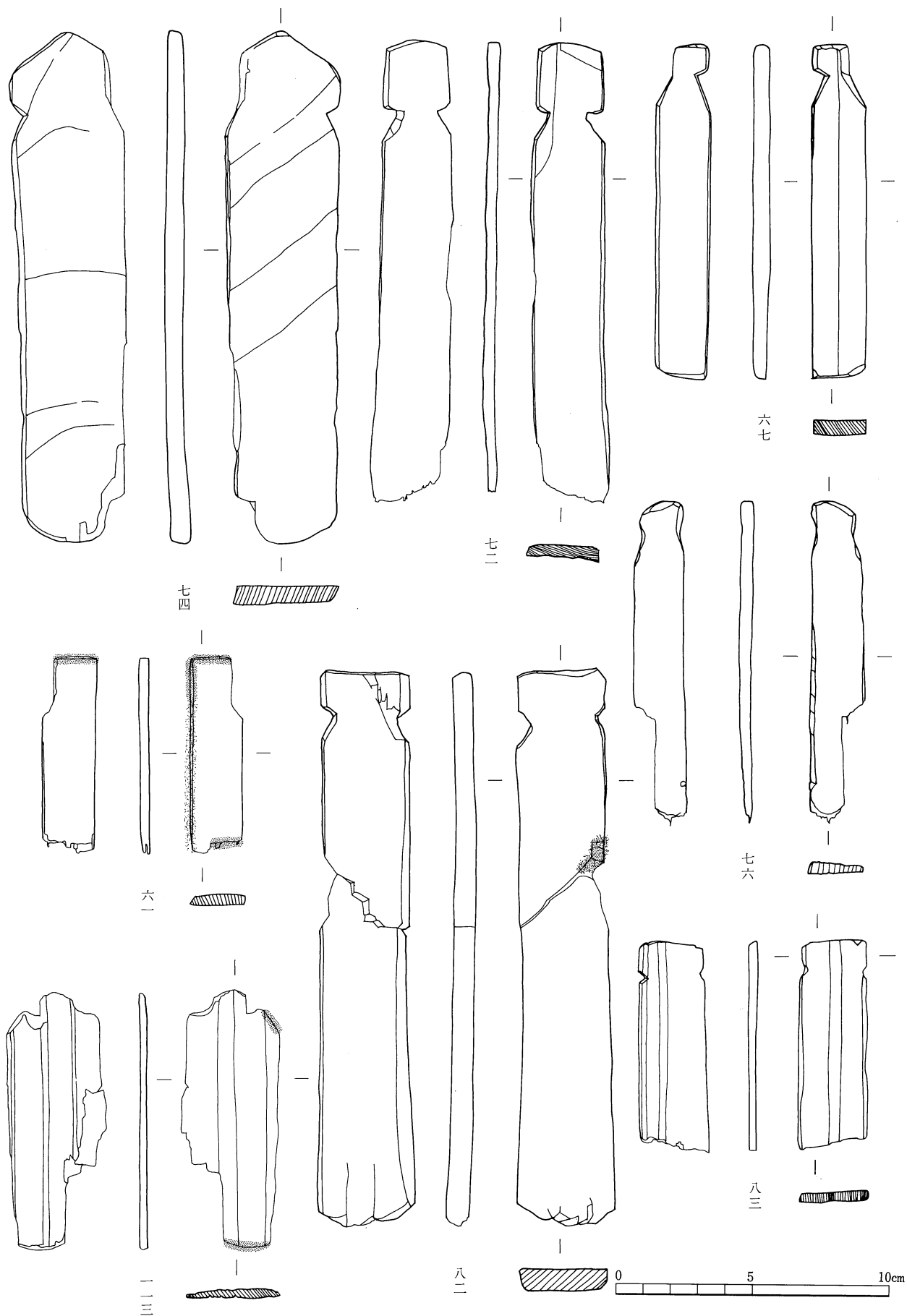


图 53 第三水田対応層出土木簡 (六)

第一節 木簡の形態と製作技法

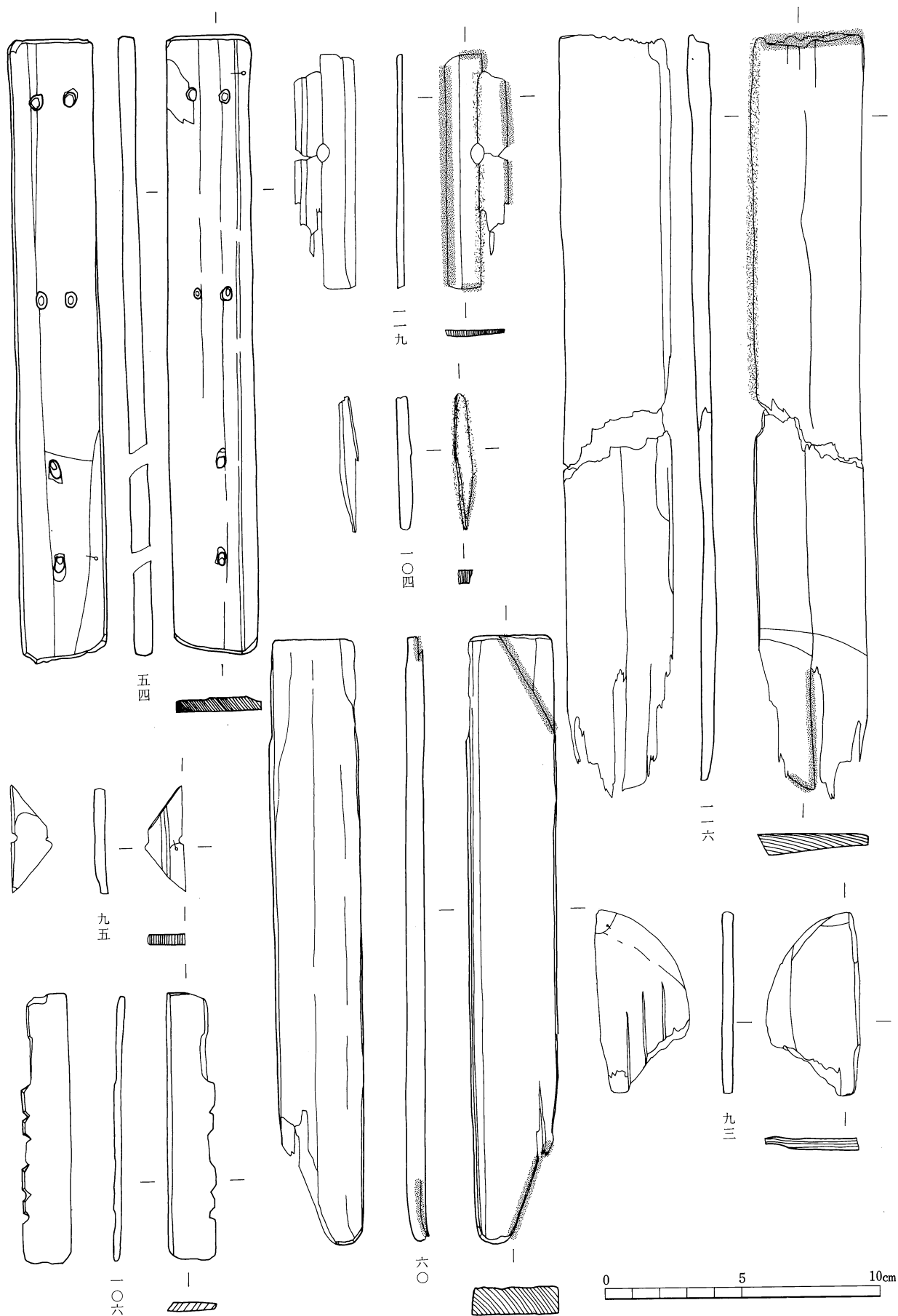


图 54 第三水田对应层出土木简 (七)





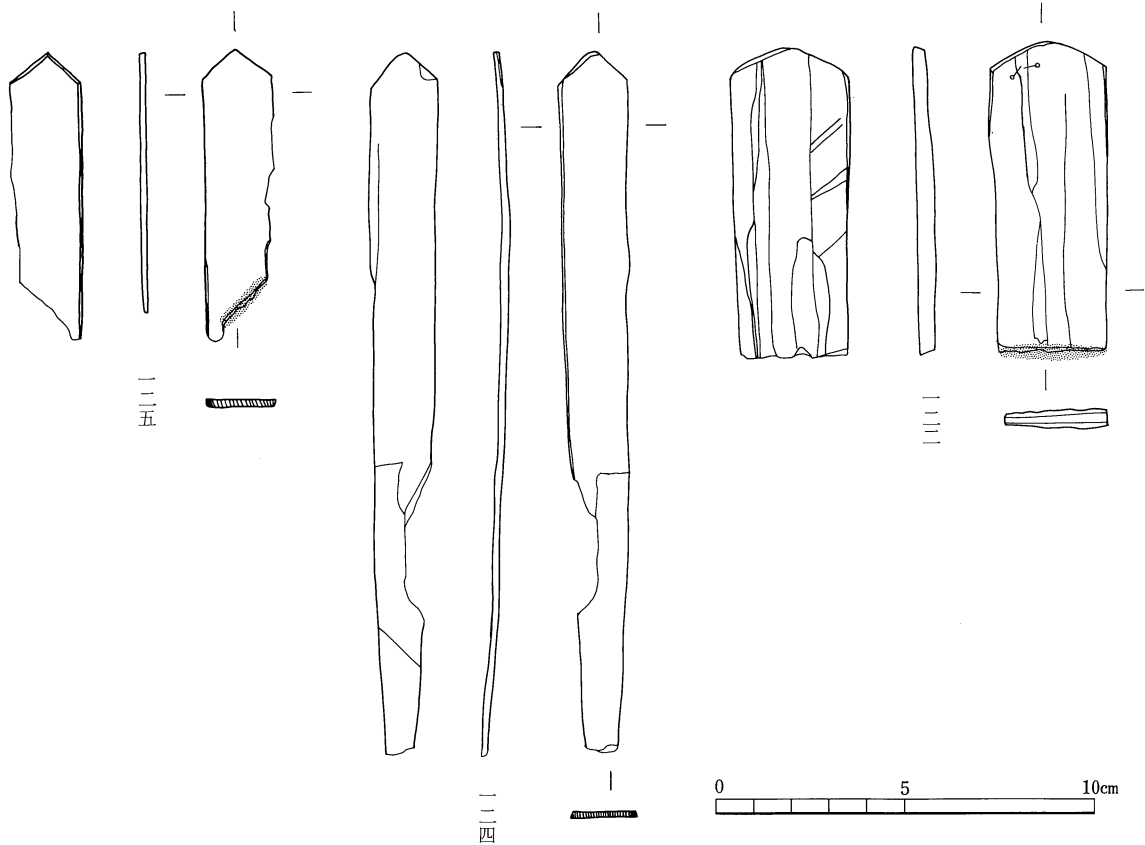


図 56 第二水田対応層出土木簡

にはほとんど調整痕が観察できないという点、裏面には文字が記載されず調整も表面と同様、もしくは無調整という点で共通する。

### 五 第二水田対応層出土木簡の様相

第二水田面からは五点の木簡が出土しているのみであるが、全てが端部のいずれかが残存している。

完形品は短冊型の一二三号（図版41）のみで、端部はキリによって成形されている。一二四号（図56）は下端が欠損しているものの、両側縁の角度から剣先型であった可能性が高い。このことから、一二四号と同様に螺旋が記載されている一二五号（図56）も同様の形態であった可能性がある。表面の調整痕は観察されず、厚さは両者ともに二ミリのみである。これらは斎串と形態が類似し、螺旋を記載しているという点でも、通常の木簡とは異なる機能が予想される。圭頭の角度は一二四号が九〇度、一二五号が九八度で、一般の木簡に比べるとやや鋭い。これに対し、圭頭であるが螺旋が記載されない一二二号（図56）は、一三〇度と緩く、厚さも四ミリのみを測る。

### 六 小結

#### (一) 木簡廃棄グループの変遷と木簡の種類

第二章では同一遺構、同一層位から出土した木簡のまとまりを「グループ」として遺跡全体で合計三五グループを設定した。ここではこのグループの変遷に沿って木簡の組成がどのように変化していくかを概観することにする。

第五水田対応層では1から7までの七つのグループが設定されている。一グループには一号のみが属するが、短冊型のうち、端部が「3」の形態をもつ木簡が現状では屋代遺跡群最古のものとなる。直頭形は3グループ

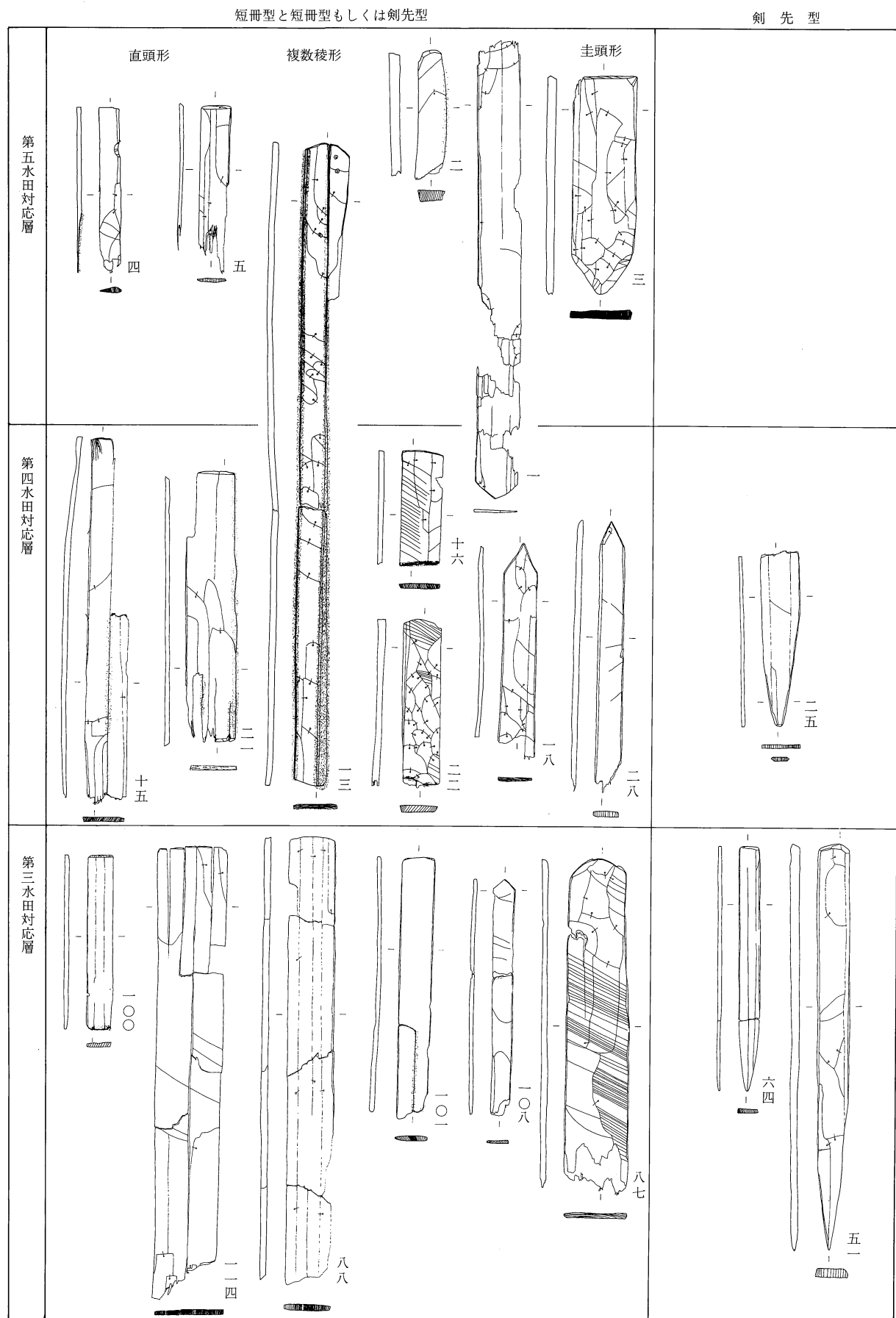


図 57 木簡の形態変遷

プの100Z型式(五号)のように、上端を斜めに面取りするものを初見とする。2グループの三号(1003)も上端の形はこれと同様である。このような技法が観察できる直頭形の木簡はこのほか第四水田対応層に二点見られるのみで、古い段階に特徴的な技法と考えられる。ただしこのような技法を有する圭頭形の木簡は、第三水田対応層の28グループに一点(八七号)、複数稜形の木簡は27グループに一点(八六号)見られる。これに対し、直頭形の木簡でも上端を山形に面取り調整するものは23グループに一点(五二号)(100Z)、32グループに二点(一一四号、一一七号)見られ、新しい段階に特徴的である。

第四水田対応層では8から21までの一四グループが設定されている。このうち9グループで複数稜形でかつ表面にカットグラス状ケズリの見られる2002型式の木簡(二三号)が初出する。このような両者を兼ね備えた木簡はこの後11グループ、17グループで出土しているが、第三水田対応層の23グループを最後にみられなくなる。これより上層で出土している同形の木簡は、六八号のハギトリ状ケズリを最後に、それ以降は調整痕が明確でなくなる。また、複数稜形の特異な付札である五一号はこの23グループに属する。

第三水田対応層には22から33までの一二の廃棄グループが設定されている。まず、カットグラス状ケズリをもつ複数稜形の出土するグループの最終に位置づけられる23グループから、付札(五一号)、もしくは人名の書かれた付札の可能性の高い木簡(五三号)が出土し始める。そして五二号のように、第三水田対応層で特徴的な上端部を山形に面取りする技法を持つものが初出する。25グループ、26グループでは約三割が付札およびその可能性の高い木簡になる。特に25グループでは切込型の木簡が初出する。さらに27グループは転用もしくは廃棄行為のなされた文書木簡などを除いては、全体の約六割が、付札と考えられる形態上の類似性の高い剣先型木

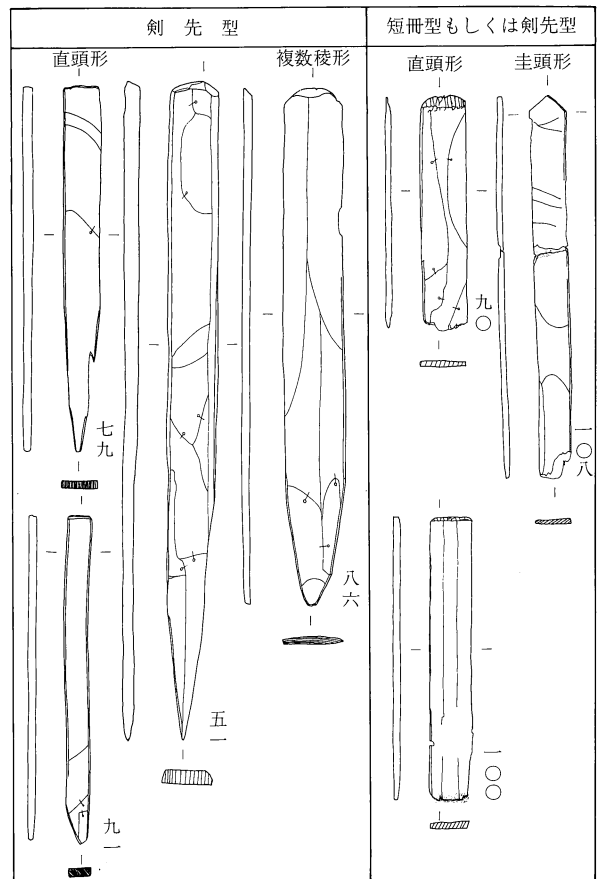


図58 第三水田対応層出土付札の形態(切込型を除く)

簡と形態上の類似性の低い切込型木簡から構成されるようになる。しかしながら、この27グループを最後に切込型の付札の廃棄は終了し、代わって28グループからは木簡の転用品が約二割と増加し、全体に占める割合が付札と同じになる。また、28グループと、SD7030に属する29グループには、二次的に圭頭形に再加工する途中と推測される木簡も含まれており(二〇五号)、転用が頻繁に行われていたことがわかる。内容から付札と推定される木簡は、剣先型を呈するものとしては「養老七年」記載を持つ28グループの九二号を最後とし、郷名や里名を記載しているものは31グループの一一〇号、一一一号を最後に見られなくなる。時期を隔て、橋の上から直接廃棄された木簡群から構成される32グループには一一四号の郡符木簡が含まれるが、その上端の調整法は、平面ケズリによる山形の面取りで、前段階の郡符木簡(二六号)の複数稜形とは異なる技法が使われるようになる。



例 ア・五、二〇、二二、八六、八七、一一〇 イ・三、二五、五一、一一四、一一七

⑥ その他

が設定される。①は文書木簡が主体を占め、少数の付札を含むが、郡家を含む関連施設などで製作された可能性がある。②は各地からもたらされた付札で、技法細部の観察から郷との関連が推定された。なお、付札と推定されるものは②とした直頭形のもの他に圭頭形のもの（二〇八号）や上端を斜めに面取りしたもの（一一〇号）も稀に存在する。③の一部は形態と出土状況から今回便宜的に齋串に分類している。齋串と木簡の一部は非常に似通った形態を有しているため、単独で出土した場合、文字の判読できかないものの分類は難しい。今回は、厚さ、圭頭部の角度、表面調整から齋串を分類する方向性を提示したが、今後屋代遺跡群全体の齋串の分析を通して検討していきたい。④は少数であり時間的に近接して存在したと、齋一性に乏しいことを特色とする。逆にこのことが付札が付けられた物品を推定する手がかりになるのではないだろうか。⑤その他、技法上の特色として、上端の平面形態の如何に関わらず、端部を斜めもしくは山形に面取りしたものが見られる。これらは、法量の点から三号、八七号、一四号の一群と五号、二五号、五二号、八六号の二群に分けられるが、このうち前群（図59(2)の⑤a）に属する木簡がどれも比較的厚く幅広である点から、この技法が単なる癖ではなく、機能と関連することを意味しているのではないかと考えられる。ただし九九算が記載されている八一号は、この一群と近似した法量を示すが明確な斜めの面取りは行われていない。命令の伝達と召喚先に参向する際に「身分証明書」の役割を果たしたとされる郡符木簡が何れも長大である点は、既に平川南によって指摘されている（平川 一九九五）。⑤に含まれる屋代遺跡群の一四号の郡符木簡も既述のように大型の一群に属する。これに対して①、②、③はこれらとは

法量的に異なり、かつそれぞれのグループの法量のかかなりの集中が看取される（図59(2)）。また、図59からは読みとれる法量の大から小へというランクは、斜めもしくは山形の面取り調整がなされる広義の文書木簡（⑤）、端部に側面ケズリによる複数の稜が表出される広義の文書木簡（①）、端部が無調整もしくはケズリの行われる付札（②）、②より更に薄い祭祀関係の木簡（③a、③b）、という調整のランクと内容に大まかに対応している。このことから今回の限られた資料からは、木簡の法量は木簡の機能差を反映していることが推測される。これに対し、切込型の付札は近接した時期に廃棄されたもののその製作技法のみならず法量のばらつきがかなり大きい点で剣先型の付札とは対象的である。

## 第二節 木簡の転用・廃棄方法

### 一 木簡の転用方法

屋代遺跡群出土木簡には一次的な目的を果たした後に単純に廃棄された木簡の他に、木簡の形状に二次的な改変が加えられたものが含まれる。この改変行為は木簡の転用を意図するものと、再利用を防ぐための廃棄を意図するものなどに分類される。転用には、文字を削って、もしくは空いているところに習書を行った習書木簡への転用と、他の木製品への転用が見られる。

#### (一) 第五水田対応層出土木簡の様相

習書の最も古い例は第五水田対応層出土の八号（図40）である。本来幅広の木簡表面に文字が書かれていたが、右側面に二次的なキリを施し、新たに狭くなった木簡の幅にあわせて「多」の字の習書を行っている。表面の「□□」は文字の右側がキリによって欠損しているため、習書より前の段階に木簡に記されていた文字であったと思われる。板目材Ⅱであるため